オーストラリア
特許規則

2020 年 10 月 29 日公布

目次

第 1 章　序章
規則 1.1　規則の名称
規則 1.3　解釈
規則 1.3A　調査に関連して「完了した」の意味
規則 1.4　条約国の意味
規則 1.4A　有資格輸入国の意味
規則 1.5　寄託要件：所定の期間
規則 1.6　秘密使用：所定の期間
規則 1.8　出願の完了

第 2 章　特許権，所有権及び有効性
規則 2.1　指示を求めて共有者が行う申請
規則 2.2　公衆の利用に供する情報：承認された博覧会
規則 2.2A　公衆の利用に供する情報：学会
規則 2.2B　公衆の利用に供する情報：発明の合理的な試験
規則 2.2C　公衆の利用に供する情報：その他の状況
規則 2.2D　同意なしで公衆の利用に供する情報：期間
規則 2.3　分割出願：期間
規則 2.4　所定の期間：追加特許
規則 2.5　所定の期間：発明が特許を受けることができない発明である旨の主張
規則 2.6　所定の期間：革新特許についての無効主張の通知
規則 2.7　無効主張の通知に添付すべき書類

第 3 章　出願から受理まで

第 1 部　発明一般

第 1 節　出願
規則 3.1　所定の書類：特許出願
規則 3.1A　出願人は名義人とみなす
規則 3.2　仮出願：方式要件を満たすための指示
規則 3.2A　標準特許の完全出願：方式要件を満たすための指示
規則 3.2AB　PCT 出願：明細書の表題
規則 3.2B　明細書：革新特許についての方式審査
規則 3.2C　明細書：PCT 出願についての方式審査

規則 3.3　要約
規則 3.4　代替の要約
規則 3.5　出願日：PCT 出願以外の特許出願
規則 3.5AA　出願日：PCT 出願
規則 3.5A　出願日：不完全な明細書
規則 3.5AB　PCT 出願：法律に基づく出願とみなされる国際出願
規則 3.5AC　PCT 出願：補正
規則 3.5AD　PCT 出願：所定要件
規則 3.5AE　PCT 出願：所定期間
規則 3.5AF　PCT 出願：翻訳文及び所定の書類
規則 3.5AG　条約出願：所定の事項
規則 3.5B　就業時間外の書類の提出
規則 3.6　利害関係人の間の決定を求める請求
規則 3.7　一定の申請についての様式
規則 3.8　一定の決定及び宣言の後にする出願の期限
規則 3.9　所定の期間：完全出願の仮出願としての取扱
規則 3.10　所定の期間：完全出願をすること
規則 3.11　所定の期間：条約出願をなすための所定期間

第 2 節　クレームの優先日
規則 3.12　本節が関与する内容
規則 3.13　法律第 36 条に基づいて宣言する者による出願についての優先日
規則 3.13A　PCT 出願についての優先日
規則 3.13B　条約出願の優先日
規則 3.13C　仮出願と連携する完全出願についての優先日
規則 3.13D　特許付与前に提出される分割出願についての優先日
規則 3.13E　革新特許の付与後の分割出願についての優先日
規則 3.14　優先日：一定の補正されたクレーム

第 3 節　審査
規則 3.14A　仮出願に関する国際型調査の請求
規則 3.14B　予備調査に関する請求及び完全出願に関する見解
規則 3.14C　優先日：条約出願及び PCT 出願：先の出願を無視する所定期間
規則 3.14D　所定の書類：基礎出願
規則 3.15　審査請求の要件
規則 3.16　審査に関する所定の理由及び期間
規則 3.17　局長が審査を指示し又は早めるための要件
規則 3.17A　PCT 出願：局長は所定の指示を出さない
規則 3.17B　PCT 出願：審査要件
規則 3.17C　PCT 出願：審査拒否の場合の通知
規則 3.18　局長の報告書：審査

規則 3.19　審査の実施：標準特許
規則 3.22　特許書類及び情報の国際事務局等への開示

第 2 部　微生物である発明
規則 3.23　微生物を伴う受理された出願及び特許における書類
規則 3.24　局長は試料及び生存に関する証明書を請求することができる
規則 3.25　微生物の試料の分譲を許可する旨の局長の証明書を求める請求
規則 3.25A　証明の請求：標準特許の出願の主題である微生物
規則 3.25B　証明の付与：局長が証明を付与しなければならないとき
規則 3.25C　証明の付与：限定利用の約定
規則 3.25D　証明の付与：法律第 133 条に基づく命令
規則 3.25E　証明の付与：政府目的のための実施
規則 3.25F　証明の付与：満了した特許等
規則 3.25G　証明に条件を付すこと
規則 3.25H　証明の請求に対する決定の通知
規則 3.26　微生物に関してされた約定についての違反
規則 3.27　約定違反に対する法的手続における手続
規則 3.28　約定違反に対する法的手続における救済
規則 3.29　寄託要件が満たされなくなっている旨の通知
規則 3.30　所定の期間：満たされたものとみなされる寄託要件
規則 3.31　寄託要件が満たされていない旨の宣言を求める申請
規則 3.32　仮明細書：所定の事情

第 4 章　公開
規則 4.1　所定の情報：出願人及び出願
規則 4.2　明細書を公衆の閲覧に供する旨の公告
規則 4.3　所定の書類：公衆の閲覧
規則 4.4　PCT 出願の公開及び閲覧

第 5 章　異議申立

第 5.1 部　予備
規則 5.1　本章に関するもの
規則 5.2　定義

第 5.2 部　異議申立書類の提出

第 5.2.1 節　実体的な異議申立
規則 5.4　異議申立書：標準特許の異議申立
規則 5.5　理由及び明細の陳述：標準特許の異議申立
規則 5.6　異議申立書並びに理由及び明細の陳述：法律第 101M 条異議申立

規則 5.7　証拠の提出
規則 5.8　立証期間
規則 5.9　証拠提出期間の延長

第 5.2.2 節　手続的な異議申立
規則 5.10　異議申立書
規則 5.11　理由及び明細の陳述
規則 5.12　実務及び手続

第 5.3 部　異議申立書類の補正
規則 5.13　規則 22.22 の申請
規則 5.14　異議申立書：過誤又は錯誤の補正
規則 5.15　異議申立書：異議申立人の変更
規則 5.16　理由及び明細の陳述

第 5.4 部　異議申立の却下
規則 5.17　請求による却下
規則 5.18　局長の主導による却下

第 5.5 部　異議申立の聴聞
規則 5.19　聴聞及び決定：再審査
規則 5.20　聴聞及び決定：他の事情

第 5.6 部　雑則
規則 5.21　補正に対する異議申立：理由
規則 5.22　局長は，指示を与えることができる
規則 5.23　局長は，書類を検討することができる
規則 5.24　局長に対する表明：正式要件
規則 5.25　提出のための期間の延長：局長の指示による補正
規則 5.26　異議申立の取下

第 6 章　特許の付与及び存続期間

第 1 部　特許一般
規則 6.1　標準特許付与の公告
規則 6.1A　所定の事項：標準特許の付与
規則 6.2　所定の期間：標準特許の付与
規則 6.2A　所定の事項：革新特許の付与
規則 6.3　特許日

第 2 部　医薬特許の延長

規則 6.7　定義
規則 6.8　申請に添付する情報
規則 6.9　pre-TGA 販売承認がない場合の申請
規則 6.10　pre-TGA 販売承認がある場合の申請
規則 6.11　追加情報

第 6A 章　分割出願
規則 6A.1　付与前の分割出願：標準及び革新特許
規則 6A.2　付与後の分割出願：革新特許

第 7 章　追加特許
規則 7.1　追加特許の付与を求める出願の様式他
規則 7.2　特許の取消及びそれに代わる追加特許の付与を求める申請の様式

第 9 章　再審査
規則 9.1　完全明細書を再審査する旨の局長の決定通知
規則 9.2　完全明細書についての再審査請求
規則 9.3　再審査に関する報告書の写し
規則 9.4　所定の期間：局長による報告書に反論する陳述書
規則 9.5　再審査の終了

第 9A 章　革新特許の審査
規則 9A.1　審査請求
規則 9A.2　完全明細書の審査
規則 9A.3　審査の実施
規則 9A.4　審査期間
規則 9A.5　革新特許の有効性

第 10 章　補正
規則 10.1　補正書の様式
規則 10.2　局長は補正許可請求を検討し，処理しなければならない
規則 10.2A　補正の許可にかかわる決定のために検討される書類
規則 10.2B　特許願書について許可を受けることができない補正
規則 10.2C　完全明細書について許可を受けることができない補正
規則 10.3　その他の書類について許可を受けることができない補正
規則 10.4　局長は補正許可請求を拒絶しなければならない
規則 10.5　局長は補正許可を容認しなければならない
規則 10.6　補正許可を与える時期
規則 10.6A　補正請求の検討の据え置き
規則 10.6B　許可付与の取消
規則 10.7　登録簿の訂正

規則 10.8　所定の決定：連邦裁判所への上訴
規則 10.10　所定の期間：裁判所命令の提出
規則 10.11　局長による指示の様式：特許
規則 10.12　局長による指示の様式：出願
規則 10.14　請求様式：譲渡又は契約に基づく権利の主張

第 11 章　侵害
規則 11.1　侵害の免責：所定の外国

第 12 章　強制ライセンス及び特許の取消

第 1 部　強制ライセンス(一般)
規則 12.1　強制ライセンスを求める申請
規則 12.2　所定の期間：特許の取消

第 2 部　特許医薬発明の強制ライセンス(製造及び有資格輸入国への輸出のための)
規則 12.2A　PPI 命令の申請
規則 12.2B　 PPI 強制ライセンス届出要件
規則 12.2C　PPI 強制ライセンス製品のラベリング及びマーキング
規則 12.2D　PPI 強制ライセンス積荷情報
規則 12.2E　PPI 強制ライセンス局長に対して情報を提供すること
規則 12.2F　規則 12.2E に基づいて提供された情報の取扱い

第 3 部　特許の放棄及び取消
規則 12.3　通知の様式：特許放棄の申出
規則 12.4　特許の取消を求める申請

第 13 章　出願の取下及び失効並びに特許の停止
規則 13.1　出願取下の公告
規則 13.1A　標準特許出願を取り下げることができない期間
規則 13.1B　革新特許出願を取り下げることができない期間
規則 13.1C　PCT 出願：出願を取り下げることができる又は取り下げたとみなすことができる所定の状況
規則 13.3　所定の期間：継続手数料
規則 13.4　所定の期間：願書及び明細書の受理
規則 13.5　出願が失効した場合
規則 13.5A　PCT 出願：出願の失効に関する所定の状況
規則 13.6　特許更新手数料の納付時期
規則 13.7　所定の期間：革新特許の停止

第 15 章　関連技術に関する特別規定

規則 15.1　特許出願の回復のための期間
規則 15.2　国際出願の原状回復のための要件
規則 15.3　所定の期間：標準特許に関する命令

第 17 章　政府
規則 17.1A　所定の期間：標準特許に関する命令
規則 17.2　所定の期間，書類及び手数料：国際出願

第 19 章　登録簿及び公式書類
規則 19.1　登録されるべき明細
規則 19.2　局長からの情報を求める請求

第 20 章　個人特許弁護士

第 1 部　序
規則 20.1A　本章の適用
規則 20.1B　機能の遂行及び権限の行使
規則 20.1C　ニュージーランドにおける行動は本章に基づく違法行為を構成しない
規則 20.1　解釈

第 2 部　最初の登録取得
規則 20.2　申請の様式
規則 20.3　申請人が登録要件を満たしていることの証拠
規則 20.4　登録証
規則 20.5　学業資格の証拠
規則 20.6　学業資格
規則 20.7　知識要件の証拠
規則 20.8　知識要件
規則 20.9　附則 5 における要件の免除
規則 20.10　雇用要件
規則 20.11　技量陳述書
規則 20.12　所定の違法行為

第 3 部　教科課程の認定
規則 20.13　教科課程の認定
規則 20.14　仮認定

第 4 部　委員会試験
規則 20.15　委員会試験
規則 20.16　委員会試験の実施時期
規則 20.17　試験科目

規則 20.18　委員会試験の受験許可
規則 20.19　委員会試験結果の通知
規則 20.20　委員会試験の不合格理由
規則 20.21　委員会の追試験

第 5 部　登録の維持
規則 20.22　特許弁護士の登録簿上に残存するための要件
規則 20.23　年間登録手数料の納付
規則 20.24　継続職業教育：時間数
規則 20.25　継続職業教育を受けていることを証明する方法

第 6 部　特許弁護士の登録簿からの氏名の削除
規則 20.26　特許弁護士の登録簿からの名称の任意削除
規則 20.27　年間登録手数料の不納
規則 20.28　継続職業教育要件の不遵守

第 6A 部　登録の停止
規則 20.28A　重大な違法行為にかかわる通知のための要件
規則 20.28B　登録の停止：重大な違法行為

第 7 部　特許弁護士の名称の登録簿への回復
規則 20.29　特許弁護士の名称の登録簿への回復
規則 20.30　不納手数料の納付に伴う特許弁護士の名称の登録簿への回復
規則 20.31　その他の事情による特許弁護士の名称の登録簿への回復

第 8 部　懲戒

第 1 節　一般
規則 20.32　定義
規則 20.33　懲戒手続における委員会の役割
規則 20.34　委員会は弁護士に対し調査への協力を要求することができる
規則 20.35　懲戒手続の開始

第 2 節　懲戒審判所における手続
規則 20.36　懲戒審判所のパネルの構成
規則 20.36A　懲戒審判所のパネルの会議
規則 20.36B　懲戒審判所のパネルの手続
規則 20.36C　審理を完了することができないパネル議長
規則 20.36D　審理を完了することができないパネル議長を除く構成員
規則 20.36E　手続の対象である登録特許弁護士と同じ国に通常居住している構成員の不在
規則 20.37　懲戒手続の審理についての通知

規則 20.38　審理は特別な事情のときを除き公開とすること
規則 20.39　懲戒審判所のパネルにおける代理
規則 20.40　証人喚問
規則 20.41　懲戒審判所のパネルに出頭する者による違法行為
規則 20.42　一定の者についての保護
規則 20.43　懲戒審判所のパネルの決定
規則 20.44　罰則：職業上の逸脱行動
規則 20.45　罰則：不十分な職業行動
規則 20.46　弁護士が登録時において無資格であったことの認定
規則 20.47　登録が詐欺により取得されたことの認定
規則 20.48　刑罰を決定するに際し考慮することのできる事項
規則 20.49　懲戒審判所のパネルの認定
規則 20.50　懲戒審判所のパネルの決定の通知及び公告
規則 20.51　未処理業務の遂行
規則 20.52　前弁護士は支援を求められることがある

第 9 部　登録特許弁護士の権利
規則 20.53　リーエン

第 10 部　運営

第 1 節　トランス・タスマン IP 弁護士委員会
規則 20.56　委員の辞任及び解任
規則 20.57　委員会の会議
規則 20.58　委員会の会議を主宰する委員
規則 20.59　委員会の会議の定足数

第 2 節　特許及び商標弁護士懲戒審判所
規則 20.61　トランス・タスマン IP 弁護士懲戒審判所の設置
規則 20.61A　懲戒審判所の機能
規則 20.62　懲戒審判所の構成員等
規則 20.63　審判員としての任命のための資格
規則 20.63A　所長
規則 20.63B　代行審判員
規則 20.64　利害関係の開示

第 20A 章　法人特許弁護士

第 1 部　序
規則 20A.1　第 20A 章の適用
規則 20A.1A　機能の遂行及び権限の行使

規則 20A.1B　ニュージーランドにおける行動は本章に基づく違法行為を構成しない
規則 20A.2　定義

第 2 部　最初の登録取得
規則 20A.3　申請の様式
規則 20A.4　登録証

第 3 部　登録の維持
規則 20A.5　特許弁護士の登録簿上に残存するための要件

第 4 部　特許弁護士の登録簿からの削除
規則 20A.6　特許弁護士の登録簿からの名称の任意削除
規則 20A.7　年間登録手数料の不納
規則 20A.8　職業損害保険の維持不履行

第 5 部　懲戒

第 1 節　一般
規則 20A.9　定義
規則 20A.10　委員会は法人特許弁護士の登録の取消又は停止を申請できる

第 2 節　懲戒審判所における手続
規則 20A.11　懲戒審判所のパネルの構成
規則 20A.11A　懲戒審判所のパネルの会議
規則 20A.11B　懲戒審判所のパネルの手続
規則 20A.11C　審理を完了することができないパネル議長
規則 20A.11D　審理を完了することができないパネル議長を除く構成員
規則 20A.11E　手続の対象である法人特許弁護士が登録されているのと同じ国に通常居住している構成員の不在
規則 20A.12　審理の通知
規則 20A.13　審理は特別な事情のときを除き公開とすること
規則 20A.14　懲戒審判所のパネルにおける代理
規則 20A.15　証人喚問
規則 20A.16　懲戒審判所のパネルに出頭する者による違法行為
規則 20A.17　一定の者についての保護
規則 20A.18　懲戒審判所のパネルの決定
規則 20A.19　懲戒審判所のパネルの決定の通知及び公告
規則 20A.20　未処理業務の遂行
規則 20A.21　前弁護士は支援を行うことを求められる可能性がある

第 6 部　弁護士の名称の特許登録弁護士登録簿への回復

規則 20A.22　特許登録弁護士登録簿への名称の回復

第 21 章　運営
規則 21.1　特許局及び支局
規則 21.2　局長により権限委任される職員(法律第 209 条(1))

第 22 章　雑則

第 1 部　手数料及び費用

第 1 節　手数料
規則 22.1　仮出願として取り扱う完全出願
規則 22.2　一般的手数料
規則 22.2A　不納：特許弁護士手数料
規則 22.2B　不納：特許願書提出手数料
規則 22.2C　不納：前記以外の一定の提出手数料等
規則 22.2D　不納：法律第 101A 条(b)に基づく請求に関して特許権者が納付すべき手数料
規則 22.2EA　不納：明細書補正許可の付与手数料(納付を要請された者)
規則 22.2F　局長が納付を求めなかった場合の結果
規則 22.2G　不納：聴聞手数料
規則 22.2H　不納：局長による措置を求めるための一定の手数料
規則 22.2HA　不納：速達を請求するための手数料
規則 22.2I　不納：受理手数料
規則 22.3　国際出願のための一般的手数料
規則 22.4　国際事務局のために納付する国際出願手数料
規則 22.5　PCT 用資金
規則 22.6　手数料の免除
規則 22.7　一定の手数料の返還

第 2 節　費用
規則 22.7A　この節を適用する手続
規則 22.8　費用

第 2 部　その他の事項
規則 22.9　出願人又は名義人の死亡
規則 22.10　送達宛先
規則 22.10AA　一定の行為の遂行期間：特許局の非就業時
規則 22.10AB　特許局の非就業日
規則 22.10AC　所定の行為
規則 22.11　期間延長
規則 22.12　口頭での証言

規則 22.13　宣言書
規則 22.14　他に規定のない指示
規則 22.15　書類の提出要件
規則 22.15A　確認証明書及び訂正翻訳文
規則 22.16　提出要件を満たさない書類の結果
規則 22.16A　証拠が提出要件を満たさないことの結果
規則 22.17　一定の者の無能力
規則 22.19　一定の書類については，その写しを提供しなければならない
規則 22.20　国際出願及び特許局
規則 22.21　一定の者についての保護又は補償
規則 22.22　局長による裁量的権限の行使
規則 22.23　意見書及び口頭審理
規則 22.24　異議申立手続以外の実務及び手続
規則 22.25　合理的理由により要件を遵守することができない場合
規則 22.26　決定の再審理
規則 22.27　著作権を侵害しない書類：所定の書類

第 23 章　出願，留保及び経過の規定

第 1 部　一般
規則 23.1　保留：禁止命令
規則 23.2　委任：この章にいう一定の事項
規則 23.3　付与に対する異議申立：実務及び手続
規則 23.4　一定の異議申立：実務及び手続
規則 23.5　異議申立に関連する一定の事項に関して納付する必要がある手数料
規則 23.6　一定の権限委任：異議申立
規則 23.7　一定の約定
規則 23.8　失効した出願又は停止した特許の回復
規則 23.9　一定の継続手数料及び更新手数料
規則 23.10　納付済みとみなされる手数料
規則 23.11　法律第 117 条にいう製品の供給
規則 23.12　取り下げられ，放棄され又は拒絶された一定の出願
規則 23.13　有効性についての一定の証明書
規則 23.14　1952 年法に基づく一定の行為
規則 23.15　小特許の補正
規則 23.16　1952 年法に基づく一定の出願：受理の期間
規則 23.17　法律第 89 条(5)が適用されない PCT 出願
規則 23.18　一定の優先日：保留
規則 23.25　手数料
規則 23.26　一定の訴訟及び法的手続
規則 23.32　経過：小特許又は小特許出願の分割出願である革新特許出願の優先日及び特許

日
規則 23.33　経過：小特許出願から変更された革新特許の審査
規則 23.34　経過：一定の PCT 出願
規則 23.35　経過：小特許に対する手数料の納付

第 2 部　特別な法令によってなされる改正
規則 23.36　知的財産権法改正(レベルを引き上げる改正)2013 年規則(第 1 号)によってなされる改正
規則 23.37　2015 年知的財産権法改正(TRIPS 議定書及びその他措置)規則によってなされる改正

第 3 部　2015 年知的財産権法改正法の附則 4 及び 2016 年知的財産権法改正(単一経済市場及びその他措置)規則の附則 1 に関する経過規定
規則 23.38　定義
規則 23.39　人がニュージーランドにおいて特許弁護士としての実務を行うべきでないことをニュージーランド裁判所が決定した場合の登録簿からの名称の削除
規則 23.40　ニュージーランド特許局長からの通知後の特許弁護士の名称の回復
規則 23.41　経過：特許弁護士としての登録
規則 23.42　一定の懲戒手続の継続：個人
規則 23.43　一定の懲戒手続の継続：法人特許弁護士
規則 23.44　すべての手続の完了時における特許及び商標弁護士懲戒審判所の任命の終了
規則 23.45　経過：特許知識要件の免除

第 4 部　2018 年知的財産権法改正(生産性委員会回答第 1 部及びその他措置)規則によってなされる改正
規則 23.46　附則 2 の第 2 部によってなされる改正
規則 23.47　附則 2 の第 3 部によってなされる改正
規則 23.48　附則 2 の第 5 部によってなされる改正
規則 23.49　附則 2 の第 7 部によってなされる改正

第 5 部　2019 年知的財産権法改正(PCT 翻訳文及びその他措置)規則によってなされる改正
規則 23.50A　附則 1 によってなされる改正
規則 23.50　附則 2 の第 3 部によってなされる改正

第 6 部　2020 年知的財産権法改正(生産性委員会回答第 2 部及びその他措置)規則によってなされる改正
規則 23.51　改正の適用

第 7 部　2020 年知的財産権法改正(手数料金額及びその他措置)規則によってなされる改正
規則 23.52　改正の適用

附則５　知識要件(規則 20.8)
附則７　手数料
附則８　費用，経費及び手当

第1章　序章

規則1.1　規則の名称

本規則は，1991年特許規則である。

規則1.3　解釈

(1) 本規則においては，別異の意図が明らかでない限り下記とする。

「AAT(Administrative Appeals Tribunal)」とは，行政不服審判所をいう。

「要約」とは，完全明細書の要約をいう。

「受理」とは，次のことをいう。

(a) 標準特許出願に関する特許願書及び完全明細書に関してはー法律第49条に基づく，特許願書及び完全明細書の受理，及び

(b) 革新特許出願に関する特許願書及び完全明細書に関してはー法律第52条に基づく，特許願書及び完全明細書の受理

「承認されたデジタル・ライブラリー」とは，この定義に関して局長が公報においてデジタル・ライブラリーと明記するライブラリー又はその他の設備をいう。

「基礎書類」とは，基礎出願に関し，条約国において提出された書類をいう。

「確認証明書」とは，次の陳述書をいう。

(a) 陳述書の関係している書類が，その陳述書に署名した者が知る限りにおいて，当該書類の真正かつ完全な翻訳文である旨を記載しており，かつ，

(b) 日付を付し，署名がされているもの

「行動規範」とは，委員会により随時作成された「特許及び商標弁護士の行動規範」と称される実施基準をいう。

条約国に関して，「管轄当局」とは，その国の法律又はその国において実施されている取決に基づいて，その国に関する特許明細書の写しを認証する権限を与えられた者をいう。

「TRIPS理事会」とは，WTO協定第4条により設立された知的財産権の貿易関連の側面に関する理事会をいう。

「懲戒審判所」とは，規則20.61に基づいて設立されたトランス・タスマンIP弁護士懲戒審判所をいう。

「有資格輸入国」規則1.4Aを参照のこと。

「速達」とは，通常より早い書類送達方法をいう。

「旧弁護士規則」とは，1991年4月30日前であって，1952年法に基づいて効力を有していた特許弁護士規則をいう。

「旧特許規則」とは，施行日直前に，1952年法に基づいて効力を有していた特許規則をいう。

「国際事務局」とは，世界知的財産権機関の国際事務局をいう。

「後発開発途上国」とは，国連の後発開発途上国リストに含まれる国をいう。

「ニュージーランド」は，この定義の施行時に有効なニュージーランドの1999年解釈法第29条により与えられる意味を有する。

「通常居住している」に関し，次の場合，ある者は，ある国に通常居住しているものとみなされる。

(a) その者が当該国に住居を有する場合，又は

(b) その者が一時的に当該国から離れていても，当該国がその者の恒久的な住所のある国である場合。
ただし，その者が特別又は一時的な目的のみで当該国に居住している場合は，その者は，通常居住していないものとみなされる。
「パネル議長」(懲戒審判所のパネルに関して)とは，次をいう。
(a) 所長，又は
(b) 所長が，利害抵触の理由から，パネルの手続におけるその機能を遂行することができない場合－規則 20.64(2)に基づいて手続のパネル議長となるよう任命された者
「懲戒審判所のパネル」とは，規則 20.36 又は規則 20A.11 に基づいて構成されるパネルをいう。
「所長」とは，懲戒審判所の所長をいう。
「特許弁護士登録簿」とは，法律第 198 条に記述されている登録簿をいう。
「法律」とは，1990 年特許法をいう。
「審判員」とは，懲戒審判所の構成員をいい，所長を含む。
「WTO 協定」とは，1994 年 4 月 15 日マラケシュにて調印された世界貿易機関のマラケシュ協定をいう。
「WTO 加盟国」とは，世界貿易機関の正式加盟国をいう。
(2) 本規則において，(特許局)局長又は特許局に対して，
(a) 通知又はその他の書類を与え，又は
(b) 請求又は申請をする，
というときは，当該書類を提出することを含む。
(3) 本規則において，公衆の閲覧に供される書類というときは，公衆が特許局において閲覧することができる書類のことをいう。
(4) 局長がある者に書類を与えたとき，その書類は，その書類に局長が日付を入れた日にその者に与えられたものとみなす。
(5) 局長は，次のように行動することにより，ある書類をその者に与えることができる。
(a) その者のためにその書類を電子的形式で利用できるようにし，かつ，
(b) その者に，前記の書類を電子的態様で収集できる旨の通知をした場合
(6) 本規則において，局長又はその他の者に情報を与える(表現として，「与える」，「告げる」，「知らせる」又はそれ以外の表現が使用されている場合も同様である)よう定められているときは，別異の意図が明らかでない限り，その情報は，書面によって与えなければならない。
(7) 本規則に関して，月をもって表示した期間は，附則 2A に記載した，PCT 規則の規則 80.2 に記載されている方法で計算しなければならない。

規則 1.3A　調査に関連して「完了した」の意味

本規則に関して，調査は，次のうち最も早い日に「完了した」とする。
(a) 報告書が発行された日として報告書に明記された日(もしあれば)，
(b) 調査が完了した日として報告書に明記された日(もしあれば)，及び
(c) 調査結果が外国特許庁によって出願人又は特許権者に交付された日

規則 1.4　条約国の意味

法律第 29B 条(5)における条約国については，次の諸国が規定されている：

(a) 1883 年 3 月 20 日付の工業所有権保護に関するパリ条約の加盟国として随時有効な外国，

(b) 世界貿易機関の正式加盟国である外国

規則 1.4A　有資格輸入国の意味

法律の附則 1 における有資格輸入国については，次の諸外国が規定されている：

(a) TRIPS 協定附属書に従って，TRIPS 協定第 31 条の 2 及び同協定附属書に規定された制度を輸入国として使用する旨の加盟国の意図を TRIPS 理事会に通知している WTO 加盟国，

(b) 後発開発途上国

規則 1.5　寄託要件：所定の期間

(1) 法律第 6 条(c)に関して，所定の期間は次の通りである。

(a) 局長が，当該明細書に関して，法律第 42 条(1)に基づく宣言をした場合－(2)にいう期間，又は

(b) 前記以外の場合においては，

(i) 標準特許出願に関する完全明細書について－(3)にいう期間，又は

(ii) 革新特許出願に関する完全明細書について－(4)にいう期間

(2) (1)(a)に関して，当該期間は，その明細書が関連する出願の出願日に開始し，法律第 42 条(2)(b)に基づき，明細書の提出日とみなされる日から 3 月をもって終了する。

(3) (1)(b)(i)に関して，当該期間は，その明細書が関連する出願の出願日に開始し，次の日に終了する。

(a) 出願が公衆の閲覧に供されるようになる日の直前の日の終わり，又は

(b) 出願が(a)において後に言及した日の終了前に受理される場合－受理の直前

(4) (1)(b)(ii)に関して，当該期間は，その明細書が関連する出願の出願日に開始し，受理の直前に終了する。

(5) 明細書に，法律第 6 条(c)にいう事項が含まれている場合は，出願人又は特許権者は，その寄託に関して規則 3.25 に基づく証明書を局長から付与された者が，次の条件の下で，微生物を入手することに同意したものとみなす。

(a) 入手時期は，その出願が関連する明細書について，(1)にいう期間の終了後であること，及び

(b) 入手先は，その微生物が寄託されている所定の寄託機関であること

規則 1.6　秘密使用：所定の期間

法律第 9 条(e)に関して，期間は，第 9 条(e)の出願に関する場合を除き，発明の最初の使用が秘密使用を構成した後 12 月である。

規則 1.8　出願の完了

(1) 申請様式を用いて出願又は請求を行う者は，次の事項を行わなければならない。

(a) 様式で与えられた指示を遵守すること，及び

(b) 情報が必須である旨を記載する様式の各部分についての情報を提供すること

(2) 様式以外の申請手続を用いて出願又は請求を行う者は，次の事項を行わなければならない。

(a) 当該手続の一環として与えられた指示を遵守すること，及び

(b) 情報が必須である旨を記載する手続の各部分についての情報を提供すること

第 2 章　特許権，所有権及び有効性

規則 2.1　指示を求めて共有者が行う申請

(1) 法律第 17 条に基づく申請は，承認された様式によらなければならない。

(2) 同条に基づいて申請する者は，申請書と共に，申請の基礎となる事実を記載した通知書を提出しなければならない。

規則 2.2　公衆の利用に供する情報：承認された博覧会

(1) 本規則は，次を記載している：

(a) 法律第 24 条(1)(a)に関して－名義人，特許権者又は名義人若しくは特許権者の権原の前任者によって又は同意を得て，公衆の利用に供する情報に関連する状況，及び

(b) 法律第 24 条(1)に関して－状況が該当する場合における，発明の完全出願をなすための期間。

承認されている展覧会で展示又は使用されている状況

(2) 発明が次のものであることを理由として，情報が公衆の利用に供する状況

(a) 承認されている展覧会で展示又は使用されているもの，又は

(b) 発明が展示又は使用された，承認されている博覧会の開催中に公表されたもの

期間

(3) 発明についての完全出願をなすための期間は，次のとおりである

(a) 完全出願が，展示，使用又は公表の日から 6 月内になされた基礎出願に基づき優先権を主張する場合－当該基礎出願がなされた日から 12 月，

(b) 完全出願が展示，使用又は公表の日から 6 月以内になされた仮出願と関連する場合－当該仮出願がなされた日から 12 月，又は

(c) その他の場合－展示，使用又は公表の日から 12 月。

(4) 本規則においては，

「パリ条約」とは，施行日にオーストラリアに関して効力を有している，工業所有権の保護に関する 1883 年 3 月 20 日のパリ条約をいう。

「承認された博覧会」とは，次のものをいう。

(a) 施行日にオーストラリアに関して効力を有しているパリ条約第 11 条又は 1928 年 11 月 22 日にパリで締結された国際博覧会に関する条約第 1 条の意味における公式又は公認の国際博覧会，又は

(b) 博覧会開催前に，局長が公報における公告によって承認した国際博覧会

規則 2.2A　公衆の利用に供する情報：学会

(1) 本規則は，次を記載している

(a) 法律第 24 条(1)(a)に関して－名義人，特許権者又は名義人若しくは特許権者の権原の前任者によって又は同意を得て，公衆の利用に供する情報に関連する状況，及び

(b) 法律第 24 条(1)に関して－状況が該当する場合における，発明の完全出願をなすための期間。

学会において発表又は学会又はその代理により出版された状況

(2) 論文により情報が公衆の利用に供する状況：

(a) 学会において発表されたもの，又は
(b) 学会により又はその代理により出版されたもの

期間

(3) 発明についての完全出願をなすための期間は，次のとおりである：
(a) 完全出願が，発表又は公表の日から 6 月内になされた基礎出願に基づき優先権を主張する場合－当該基礎出願がなされた日から 12 月，
(b) 完全出願が発表又は公表の日から 6 月以内になされた仮出願と関連する場合－当該仮出願がなされた日から 12 月，又は
(c) その他の場合－発表又は公表の日から 12 月。

規則 2.2B　公衆の利用に供する情報：発明の合理的な試験

(1) 本規則は，次を記載している：
(a) 法律第 24 条(1)(a)に関して－名義人，特許権者又は名義人若しくは特許権者の権原の前任者によって又は同意を得て，公衆の利用に供する情報に関連する状況，及び
(b) 法律第 24 条(1)に関して－状況が該当する場合における，発明の完全出願をなすための期間。

発明の合理的な試験目的のための発明の実施

(2)以下の状況：
(a) 発明が公然実施されたことを理由として情報が公衆の利用に供することになった：
(b) 発明の実施が，発明の合理的な試験目的のためであった，及び
(c) 発明の内容の理由で，公然実施が合理的に必要であった。

期間

(3) 発明についての完全出願をなすための期間は，次のとおりである：
(a) 完全出願が，発明の公然実施の開始から 12 月以内になされた基礎出願に基づき優先権を主張する場合－当該基礎出願がなされた日から 12 月，
(b) 完全出願が，発明の公然実施の開始から 12 月以内になされた仮出願と関連する場合－当該仮出願がなされた日から 12 月，又は
(c) その他の場合－発明の公然実施の開始から 12 月。

規則 2.2C　公衆の利用に供する情報：その他の状況

(1) 本規則は，次を記載している：
(a) 法律第 24 条(1)(a)に関して－名義人，特許権者又は名義人若しくは特許権者の権原の前任者によって又はそれらの者の同意を得て，公衆の利用に供する情報に関連する状況，及び
(b) 法律第 24 条(1)に関して－状況が該当する場合における，発明の完全出願をなすための期間。

状況

(2) 規則 2.2，2.2A 及び 2.2B に記載された状況以外の事情において，情報が公衆の利用に供する状況。

期間

(3) 発明について完全出願をなすための期間は，情報が公衆の利用に供する日から 12 月である。

規則 2.2D　同意なしで公衆の利用に供する情報：期間

法律第 24 条(1)に関し，法律第 24 条(1)(b)に記述されている状況において公衆の利用に供する情報について，発明に関して完全出願をなすための所定の期間は，情報が公衆の利用に供する日から 12 月である。

規則 2.3　分割出願：期間

(1) 法律第 24 条(1)に関して，次の場合に本規則は発明に適用される：

(a) 発明が定義されているクレームを含む明細書が，法律第 79B 条又は第 79C 条に基づいて，分割出願について提出された場合，

(b) クレームが先の出願(原出願)と共に提出された明細書内に存在していたときに，規則 3.13D 又は 3.13E に基づいて，当該クレームが優先日を有することの権原を付与される場合，

(c) 規則 2.2 から 2.2D までに記述されている状況が該当する場合，及び

(d) 原出願が，規則 2.2 から 2.2D までに基づく状況において定められた期間内に提出された場合。

(2) 分割出願をなすための所定の期間は，次のとおりである：

(a) 分割出願が(1)(d)に記述されている期間内に提出された場合－当該期間，又は，

(b) その他の場合－分割出願がなされた日に終了する期間。

規則 2.4　所定の期間：追加特許

(1) 法律第 25 条の適用上，所定の期間は，主発明の明細書のクレームに係わる優先日に始まり，追加特許の明細書の関連するクレームに係わる優先日の直前に終わる期間である。

(2) (1)における主発明の明細書のクレームについての言及は，次の事項についての言及である。

(a) 主発明を定義しているクレーム，又は

(b) 主発明を定義しているクレームが 2 以上ある場合－先の又は最先の優先日を有するクレーム

規則 2.5　所定の期間：発明が特許を受けることができない発明である旨の主張

法律第 27 条(1)に関して，所定の期間は次の通りである。

(a) 標準特許を求める出願に関連して提出された完全明細書が公衆の閲覧に供された直後に開始し，かつ，

(b) 法律第 49 条(5)(b)に基づく受理通知を官報に公告した日後 3 月に終了する期間

規則 2.6　所定の期間：革新特許についての無効主張の通知

法律第 28 条(2)の適用上，革新特許についての所定の期間は，その特許の完全明細書が公衆の閲覧に供された日から局長が当該特許を証明することを決定する直前までの期間である。

規則 2.7　無効主張の通知に添付すべき書類

法律第 27 条(1)又は第 28 条(1)に基づく主張の通知には，その主張がある書類を根拠にしている場合は，次のものを添付しなければならない。

(a) 当該書類の写し，
(b) 当該書類が英語によるものでないときは，当該書類の英語翻訳文の写し，及び
(c) 当該書類の公開の日付及び場所についての証拠

第3章　出願から受理まで

第1部　発明一般

第1節　出願

規則3.1　所定の書類：特許出願

(1)　法律第29条(1)の適用上，完全出願に関して作成された特許願書と共に，要約を提出しなければならない。

(2)　法律第29条(1)の適用上，標準特許を求める完全出願をする場合は，受理前に，次の書類を提出しなければならない。

(c) 微生物が所定の寄託機関に寄託されている場合において，

(i)　その寄託が，ブダペスト条約の規則7.3の意味での原寄託又は同条約の規則7.4の意味での再寄託であるとき－同条約の規則7に基づいて所定の機関が交付した受託証の写し，

(ii) 微生物の試料が，同条約の規則5.1(a)(i)に基づいて所定の機関に移送されたとき－同条約の規則7に基づいて当該機関が交付した受託証の写し，及び

(iii) (i)又は(ii)にいう受託証が英語によるものでないとき－受託証の英語翻訳文，

(d)　出願が法律第6条に依拠している場合－法律の適用上寄託に依拠することについての名義人の権原を記載した出願人による通知，

(e)　出願が法律第34条(2)の適用対象である出願である場合－出願人が明細書のクレームにおいてクレームされている範囲での発明に関する有資格者である旨を宣言する裁判所の命令の写し，

(f)　出願が法律第36条(4)の適用対象である出願である場合－出願人が明細書に開示された発明に関する有資格者である旨の局長の宣言書の写し，及び

(g)　願書が追加特許に対するものであり，出願人又は特許権者によって権原を付与された者によって作成されている場合－出願人又は特許権者からの陳述であって，前記の者に権原を付与する旨のもの。

規則3.1A　出願人は名義人とみなす

(1) 標準特許又は革新特許の出願に関しては，出願人はその名義人であるとみなす。

(2) PCT出願に関しては，出願人はその名義人であるとみなす。

規則3.2　仮出願：方式要件を満たすための指示

(1)　局長は，仮特許出願の出願日(規則3.5に基づいて計算される)から1月以内に，出願人に対し，仮明細書が法律第29条(4)に記述されている要件を遵守することを確実にするために，必要な事柄を実行するよう指示することができる。

(2)　(1)に基づいて指示が与えられた出願人が当該指示日から2月以内に当該指示を遵守しなかった場合は，仮明細書は提出されなかったものとみなされる。

規則3.2A　標準特許の完全出願：方式要件を満たすための指示

(1) 局長は,標準特許の完全出願の出願日(規則3.5に基づいて計算される)から1月以内に,

出願人に対し，特許願書又は完全明細書が法律第 29 条(4A)又は(4B)に記述されている要件を遵守することを確実にするために，必要な事柄を実行するよう指示することができる。
(2) (1)は，PCT 出願には適用されない。
(4) 次の場合，すなわち，
(a) 局長が出願人に対し，提出された要約が本規則に従っているか否かを局長が決定するのを助けるよう(3)に基づく指示を出し，
(b) 局長がその指示書において，出願人が指示された要求を遵守するための期間として，1 月以上の期間を指定し，及び
(c) 出願人が当該期間の末日前に当該指示を遵守しなかった場合は，
特許願書及び完全明細書が関連する完全出願は，当該期間の末日に失効する。
(5) (4)に従うことを条件として，(1)に基づいて指示が与えられた出願人が当該指示日から 2 月以内に当該指示を遵守しなかった場合は，出願は失効する。
(6) 出願が(4)又は(5)に基づいて失効したときは，局長は，次のことを行わなければならない。
(a) その事実を公報に公告すること，及び
(b) 出願人に対し，完全出願が失効した旨を通知すること

規則 3.2AB　PCT 出願：明細書の表題
(1) PCT 出願についての明細書の表題は，次を採用すべきである：
(a) PCT 規則 44.2 に基づいて，出願に対して ISA(国際調査機関)によって承認される表題，又は
(b) PCT 規則 37.2 に基づいて，出願に対して ISA によって設定される表題。
(2) (1)に関して，表題が英語以外の言語である場合は，その表題の英語翻訳が表題として採用される。

規則 3.2B　明細書：革新特許についての方式審査
(1) 法律第 52 条に関して，革新特許を求める完全出願は，その出願が次の要件のすべてを満たしている場合に限り，方式審査に合格する。
(a) 特許願書が法律第 29 条(4A)を遵守すること，
(b) 出願の完全明細書が法律第 29 条(4B)を遵守すること，
(c) 出願人が，法律第 34 条に基づく有資格者であるとき－出願人がその発明に関する有資格者である旨を宣言する裁判所命令の写しを完全出願に添付して提出しなければならない。
(d) 完全出願は，該当する場合は，規則 3.8，規則 3.10，規則 3.11，規則 6A.1 若しくは規則 6A.2 又は法律第 79C 条(2)の要件を遵守しなければならない。
(e) 出願人が，法律第 41 条に依拠しているとき－規則 3.1(2)(c)にいう受託証を完全出願に添付して提出しなければならない。
(f) 完全明細書は，オーストラリア又は条約国でされた先の特許出願との相互参照をするものであってはならない。
(g) 完全明細書は，法律第 18 条(2)又は(3)に反するものであってはならない。
(h) 出願が，PCT 出願である原出願に関連して法律第 79B 条に基づいてされた分割出願である場合は，PCT 出願に係わる完全明細書は，公衆の閲覧に供さなければならない。

(2) 出願が，(1)(a)，(b)，(c)，(d)，(e)，(f)又は(h)にいう要件を満たしていないときは，局長は，出願人に対し，その出願が前記の要件を満たすようにするために必要なすべての事柄を実行するよう指示しなければならない。
(3) (2)に基づく指示を出された出願人が，その指示の日から2月以内に指示された要求を遵守しないときは，その出願は失効する。
(4) 出願が，(1)(g)にいう要件を満たしていないときは，局長は，出願人に対し，出願がその要件を確実に満たすよう指示しなければならない。
(5) (4)に基づく指示を出された出願人が，その指示の日から2月以内にその指示に対して応答しないときは，その出願は失効する。
(6) (4)に基づく指示を出された出願人が，その指示の日から4月以内に指示内容を遵守しないときは，その出願は失効する。
(7) 出願が(3)，(5)又は(6)に基づいて失効したときは，局長は，次のことを行わなければならない。
(a) その事実を公報に公告すること，及び
(b) 出願人に対し，失効を通知すること

規則3.2C　明細書：PCT出願についての方式審査
(1) 本規則は，出願人が法律第29A条(5)の要件を満たした場合に，PCT出願に適用される。
(2) 出願人は，次を行わなければならない：
(a) 次を提供すること：
(i) 法律又は本規則に基づく書類が，出願人個人宛又は出願人の代理人宛に送達することができるオーストラリア又はニュージーランドの国内の送達宛先，又は
(ii) オーストラリア国内の別の送達宛先であって，オーストラリア郵便又はその代理の者が郵便を配達するのに実際に使用でき，かつ，合理的であるもの。
(iii) ニュージーランド国内の送達宛先であって，郵便配達サービスを提供する者が郵便を配達するのに実際に使用でき，かつ，合理的であるもの，及び
(aa) 出願に係る発明の発明者氏名を提供すること。
(3) PCT出願は，法律第229条の方式要件を満たさなければならない。
(4) 局長は，出願が法律第29A条(5)の要件を満たした日から1月以内に，出願人に対し，当該出願が(2)及び(3)の要件を遵守することを確実にするために，必要な事柄を実行することについて指示することができる。
(5) PCT出願は，次の場合は失効する:
(a) 出願人に対して，(4)に基づく指示が出されている場合，及び
(b) 出願人が，指示の日付から2月以内に，当該指示を遵守していない場合。
(6) PCT出願が(5)に基づいて失効する場合，局長は次を行わなければならない：
(a) その事実について，公報に公告すること，及び
(b) PCT出願が失効したことについて，出願人へ通知すること。

規則3.3　要約
(1) 要約は，次のものをもって構成しなければならない。
(a) 発明の説明，クレーム及び図面，グラフィック又は写真に記載されている開示の概要で

あって，次の内容を有するもの
(i) その発明が属する技術分野を表示していること，及び
(ii) 技術的課題，当該発明による課題解決についての要旨及び当該発明の主要用途が明瞭に理解することができるように作成されていること，並びに
(b) 該当する場合は，明細書に記載されているすべての化学式のうちで，発明の特徴を最も良く示しているもの
(2) 要約は，開示内容に応じてできる適切簡潔にし，望ましくは 50 語から 150 語までとしなければならない。
(3) 要約には，クレームされた発明について主張される長所若しくは価値又は推測的な用途に関する陳述を含めてはならない。
(4) 要約に記載され，かつ，明細書の図面，グラフィック又は写真に図示されている主要な技術的特徴の各々には，括弧に入れた参照記号を付さなければならない。
(5) 要約は，特定の技術分野を調査するための探査手段として有効に役立つように，特に前記の目的で明細書自体を検討する必要があるか否かについての意見を形成する上での支援になるように，作成されていなければならない。
(6) 要約は，その要約が関係する明細書の主題である発明の内容を解釈するに際しては，考慮に入れられない。

規則 3.4　代替の要約
(1) 提出された要約が本規則に従っていないときは，局長は，提出された要約に代わる新たな要約の草案を作成することができる。
(2) 新たな要約の草案の写しは，出願人に与えられなければならず，出願人は，草案が与えられてから 1 月以内に，局長に意見書を提出することができる。
(3) 局長は，新たな要約の最終的作成においては，前記の意見を考慮しなければならない。
(4) 局長が新たな要約を作成したときは，当該新たな要約が，それに関連する明細書の要約であるとみなされる。
(5) 完全明細書を提出した出願人が要約を添付しなかったときは，局長は，完全明細書の提出日から 1 月以内に出願人に対して指示を出し，その指示が出された日から 1 月以内に要約を提出するよう求めることができる。
(6) 指示が出された日から 1 月以内に要約が提出されなかったときは，その出願は失効する。
(7) 出願が(6)に基づいて失効したときは，局長は，次のことを行わなければならない。
(a) その事実を公報に公告すること，及び
(b) 出願人に対し失効を通知すること

規則 3.5　出願日：PCT 出願以外の特許出願
(1) 本規則に従うことを条件として，特許出願(PCT 出願以外)の出願日は，次の情報が提出された日である。
(a) 提出したものが特許出願のためのものである旨を表示した英語による情報
(b) 出願人の特定を可能にし又は特許局から出願人への連絡を可能にする情報
(c) 発明の説明と思われる情報
(2) (1)(c)に関して，説明は，

(a) 英語による必要がなく，
(b) 図面，グラフィック又は写真であってもよく，さらに
(c) オーストラリア又は条約国でされた先の特許出願についての，英語による言及であってもよい。
(3) (2)(c)に関して，先の特許出願は，英語でされていることを要さない。
(4) 出願に関して，(1)にいう情報のすべてが提出されていなかったときは，局長は，出願人に対し，次の内容を通知しなければならない。
(a) 出願人に対して，出願に関し，(1)にいう情報のすべてが提出されていないことを伝えること，及び
(b) 出願人に所要の追加情報の提出を求めること
(5) (4)に基づく通知書を与えられた出願人が，その通知書の日付から 2 月以内に追加情報を提出しなかったときは，その出願はされなかったものとみなす。
(6) (4)に基づく通知書を与えられた出願人が，その通知書の日付から 2 月以内に追加情報を提出したときは，(7)を適用する。
(7) 法律第 30 条に関して，前記の特許出願の出願日は，追加情報が提出された日である。

規則 3.5AA　出願日：PCT 出願
法律第 30 条に関して，PCT 出願の出願日は次のとおりである：
(a) 国際出願日，
(b) PCT の規則 82 の 3 に基づいて，局長が別の日を国際出願日として取り扱っている場合－そのように取り扱われた日，又は
(c) 法律第 10 条が出願に適用される場合－本条に基づいて国際出願日として付与される日。

規則 3.5A　出願日：不完全な明細書
(1) 本規則は，特許出願(PCT 出願以外)に関し，規則 3.5(1)にいう情報が提出されたが，特許明細書の一部が欠落している場合に適用する。
(2) 局長は，明細書の一部が欠落していることに気付いたときは，出願人に対し，次の内容を通知しなければならない。
(a) 出願人に対して，明細書の一部が欠落していることを告げること，及び
(b) 出願人に対して，欠落部分の提出を求めること
(3) 出願人が，(4)に基づいて適用される期間内に，次のことを行ったときは，その欠落していた部分を明細書に組み込まなければならない。
(a) 欠落部分を提出すること，又は
(b) 出願人が先の基礎出願又は関連の仮出願の優先権を主張する場合－次のものを提出すること
(i) 欠落部分，
(ii) 先の出願の写しであって，欠落部分を含んでおり，かつ，欠落部分の所在位置を示しているもの，及び
(iii) 先の出願が英語で記載されていないときは，その英語翻訳文
(4) (3)に関して，その期間は次の通りである。
(a) (2)に基づいて通知書が与えられた場合－通知書の日付から 2 月，又は

(b) 前記以外の場合－次の何れか早く終了する方
(i) 出願日から 2 月，及び
(ii) 受理の時点
(5) 法律第 30 条に関して，その出願の出願日は次の通りである。
(a) (3)(a)が適用される場合－欠落部分が提出された日，及び
(b) (3)(b)が適用される場合－欠落部分が組み込まれていなかったならば出願日となった筈である日
(6) (5)(a)が適用される場合は，局長は出願人に対し，新たな出願日を告げなければならない。
(7) (5)(a)に拘らず，出願人が新たな出願日を告げられてから 1 月以内に，その欠落部分を明細書から取り下げたときは，その出願についての出願日は，法律第 30 条に関しては，その欠落部分が組み込まれていなかったならば出願日となった筈である日である。

規則 3.5AB　PCT 出願：法律に基づく出願とみなされる国際出願
(1) 本規則は，次の場合は，PCT 第 4 条(1)(ii)に基づいて，オーストラリア国を指定国として特定している国際出願に適用される：
(a) 受理官庁が，国際出願が取り下げられたものとみなす旨を宣言した場合，又は
(b) 国際事務局が，PCT 第 12 条(3)に基づく認定をした場合。
(2) 国際出願は，宣言又は認定がなされない場合のように，次の場合には，PCT 出願とみなされる：
(a) 出願人が，PCT の規則 51.1 に特定されている期限内に，PCT 第 25 条(1)(a)において言及された請求を行った場合，
(b) 局長が，PCT の規則 51.3 に特定されている期限内に，次のものを受領した場合：
(i) 法律第 29A 条(5)(b)に定める手数料，及び
(ii) 出願が英語で提出されておらず，かつ，PCT 第 21 条に基づいて英語で公開されていない場合－(PCT 規則 91 に基づく訂正の有無に拘らず)提出された PCT 出願の明細書の英語翻訳文が提出されている，
(c) 局長が，次の事項について，合理的な根拠で信じていること：
(i) 宣言は，受理官庁の側における過誤又は遺漏の結果であったこと，又は
(ii) 認定は，国際事務局の側における過誤又は遺漏の結果であったこと。

規則 3.5AC　PCT 出願：補正
(1) 法律第 29A 条(3)に関して，本規則は，PCT 出願の明細書が補正されたものとみなされる状況，方法及びその日付について規定する。
出願の英語翻訳
(2) 法律第 29A 条(5)(a)が，PCT 出願に適用される場合：
(a) その出願に含まれる明細書，図面，グラフィックス，写真及びクレームは，翻訳文における明細書，図面，グラフィックス，写真及びクレームを差し替えることにより，補正されたものとみなされる，及び
(b) その補正は，翻訳文が提出された日に発生したものとみなされる。
PCT 第 19 条に基づいて補正された出願

(3) (3A)に従うことを条件として，次の場合：
(a) PCT 出願が PCT 第 19 条に基づいて補正された場合，及び
(b) 出願人が法律第 29A 条(5)の要件を満たす前に，出願が補正された場合は，
その出願に含まれる明細書，図面，グラフィックス，写真及びクレームは，補正がなされた日に補正されたものとみなされる。

第 19 条補正の英語翻訳

(3A) 次の場合：
(a) PCT 出願が PCT 第 19 条に基づいて補正された場合，
(b) 出願人が法律第 29A 条(5)の要件を満たす前に，出願が補正された場合，
(c) その補正が，PCT 第 21 条に基づいて英語で公開されていない場合，及び
(d) 出願人が法律第 29A 条(5)の要件を満たす時以前に，補正の英語翻訳文が提出された場合は，
その出願に含まれる明細書，図面及びクレームは，補正の英語翻訳文が提出された日に補正されたものとみなされる。

PCT 規則 91 に基づく訂正

(4) 次の場合：
(a) PCT 出願が，PCT 規則 91 に基づいて訂正された場合，及び
(b) 出願人が法律第 29A 条(5)の要件を満たす前に，訂正がなされた場合は，
その出願に含まれる明細書，図面，グラフィック，写真及びクレームは，訂正が有効となった日に補正されたものとみなされる。ただし，局長が，PCT 規則 91.3(f)に基づく訂正を無視する場合は，この限りではない。

PCT 第 34 条に基づく補正

(5) (5A)及び(6)に従うことを条件に，次の場合，
(a) PCT 第 II 章に基づいてオーストラリア国が選択されている PCT 出願が，PCT 第 34 条に基づいて補正された場合，及び
(b) 出願人が法律第 29A 条(5)の要件を満たす前に，国際予備審査報告書が作成された場合は，
その出願に含まれる明細書，図面，グラフィック，写真及びクレームは，補正がなされた日に補正されたものとみなされる。

第 34 条補正の英語翻訳

(5A) 次の場合：
(a) PCT 第 II 章に基づいてオーストラリア国が選択されている PCT 出願が，PCT 第 34 条に基づいて補正された場合，
(b) 出願人が法律第 29A 条(5)の要件を満たす前に，国際予備審査報告書が作成された場合，
(c) その補正が，PCT 第 21 条に基づいて英語で公開されていない場合，及び
(d) 出願人が法律第 29A 条(5)の要件を満たす時以前に，補正の英語翻訳文が提出された場合は，
その出願に含まれる明細書，図面及びクレームは，補正の英語翻訳文が提出された日に補正されたものとみなされる。
(6) しかしながら，次の場合は，(5)は適用されない：
(a) 局長が規則 3.17C 又は 10.2(1)(d)に基づいて，出願人に対し通知した場合，及び

(b) 出願人が，次を行う場合：
(i) 3.17B(2)(b)又は10.2(3)(c)(ii)に記述された通知を提供すること，又は
(ii) 3.17B(2)(c)又は10.2(3)(c)(iii)に基づいて，PCT第34条に基づいてなすことができた補正を放棄することを選択すること。

PCT規則13の2.4の表示

(7) 寄託された微生物に関する表示が，PCT出願にかかわるPCT規則13の2.4に従って提供される場合：
(a) 出願に含まれる寄託は，当該表示を含むように訂正されたものとみなされる，及び
(b) その補正は，表示が国際事務局に提供された日に発生したものとみなされる。

不正確な翻訳文の訂正

(8) (3A)又は(5A)に記述された補正の翻訳文における過誤又は遺漏にPCT出願の出願人が気づく場合は，出願人は，補正の訂正翻訳文を提出することができる。
(9) 局長は，(3A)又は(5A)に記述された補正の翻訳文が当該補正を正確に反映していないと合理的に信じる場合は，出願人宛の通知によって，出願人に対し，次の何れかを実行するよう要求することができる：
(a) 補正の訂正翻訳文及び当該訂正翻訳文の確認証明書を提出すること，
(b) 翻訳文の確認証明書を提出すること。
(10) 出願人に対して，(9)に基づく通知が出された場合は，出願人は，当該通知が出された日から2月以内に当該通知を遵守しなければならない。
(11) 法律第142条(2)(f)の適用上，PCT出願は，次の場合は失効する：
(a) PCT出願の出願人に対して，(9)に基づく通知が出された場合，及び
(b) 出願人が，(10)によって要求される期間内に当該通知を遵守しない場合。

訂正の効果

(12) 本規則に従うPCT出願の補正の訂正翻訳文の提出は，法律第29A条(3)の適用上の補正ではない。

規則3.5AD　PCT出願：所定要件

法律第29A条(4)に関して，次の要件が規定されている：
(a) 法律第29条(4A)及び(4B)の要件，
(b) 規則3.1(1)，

規則3.5AE　PCT出願：所定期間

(1) 法律第29A条(5)に関して，規定されている期間は，出願の優先日後の31月である。
(2) 本規則において：
優先日は，PCTにおける意味と同一の意味を有する。

規則3.5AF　PCT出願：翻訳文及び所定の書類

PCT第21条に基づいて公開された翻訳文

(1) 法律第29A条(5)(a)に関して，次の場合に，(2)が適用される：
(a) PCT出願が英語で提出されていない場合，
(b) そのPCT出願が，PCT第21条に基づいて英語で公開されている場合，及び

(c) その出願の英語翻訳文が，PCT 第 21 条に基づく公開の日前に提出されなかった場合。
(2) PCT 第 21 条に基づく公開は，次のとおり，みなされる：
(a) 法律第 29A 条(5)(a)に記述された翻訳文であること，
(b) 所定の期間内に提出されていること，及び
(c) 本規則に従って確認されていること。

PCT 第 21 条に基づいて公開されていない翻訳文

(2A) (2B)，(2C)及び(2D)は，次の場合に適用する。
(a) PCT 出願が英語で提出されていない場合，及び
(b) その PCT 出願が，PCT 第 21 条に基づいて英語で公開されていない場合。
(2B) 法律第 29A 条(5)(a)の適用上，PCT 出願の英語翻訳文を提出することの要件は，出願人が(PCT 規則 91 に基づく訂正の有無に拘らず)提出された PCT 出願の明細書の英語翻訳文を提出する場合に満たされる。

不正確な翻訳文の訂正

(2C) 明細書の翻訳文における過誤又は遺漏に PCT 出願の出願人が気づく場合は，出願人は，明細書の訂正翻訳文を提出することができる。
(2D) 局長は，明細書の翻訳文が当該明細書を正確に反映していないと合理的に信じる場合は，出願人宛の通知によって，出願人に対し，次の何れかを実行するよう要求することができる：
(a) 明細書の訂正翻訳文及び当該訂正翻訳文の確認証明書を提出すること，
(b) 翻訳文の確認証明書を提出すること。
(2E) 出願人に対して，(2D)に基づく通知が出された場合は，出願人は，当該通知が出された日から 2 月以内に当該通知を遵守しなければならない。
(2F) 法律第 142 条(2)(f)の適用上，PCT 出願は，次の場合は失効する：
(a) PCT 出願の出願人に対して，(2D)に基づく通知が出された場合，及び
(b) 出願人が，(2E)によって要求される期間内に当該通知を遵守しない場合。

訂正の効果

(2G) PCT 出願の明細書の翻訳文における過誤若しくは遺漏又は PCT 出願の明細書の訂正翻訳文の提出は，当該出願に関して法律第 29A 条(5)の要件が満たされていないという効果を有するものではない。
(2H) 本規則に従う PCT 出願の明細書の訂正翻訳文の提出は，法律第 29A 条(3)の適用上の補正ではない。

出願の写し

(3) 法律第 29A 条(5)(b)に関して，PCT 出願が PCT 第 21 条に基づいて公開されていない場合は，その出願の写しが所定の書類となる。
(4) (1)及び(3)において，

「PCT 出願」は，次を含む：

(a) PCT 第 19 条又は第 34 条に基づく補正，及び
(b) PCT 規則 91 に基づく訂正。

規則 3.5AG　条約出願：所定の事項

(1) 法律第 29B 条(4)(a)に関して，次の事項が，該当する基礎出願に関連して規定されている：

(a) 出願がなされた国,
(b) 出願がなされた条約国の外国特許庁によって出願に割り当てられた番号,
(c) 出願がなされた日,
(2) (1)における国又は条約国についての言及は, PCT 規則 4.10 が PCT 出願を許可する限り, 政府間機関を含む。

規則 3.5B　就業時間外の書類の提出
特許局及び特許局の各支局(もしあれば)は，局又は支局が業務のために公衆に開放されていないときに，書類を提出するための便宜を提供することができる。

規則 3.6　利害関係人の間の決定を求める請求
法律第 32 条に関して，請求の要件は次の通りである。
(a) 承認された様式によること，及び
(b) 請求に，請求をする者が請求の理由を記述した通知を添付すること

規則 3.7　一定の申請についての様式
法律第 35 条(1)(b)及び第 36 条(1)(b)の適用上，申請の要件は次の通りである。
(a) 承認された様式によること，及び
(b) 申請に，申請する者が申請の理由を記述した通知を添付すること

規則 3.8　一定の決定及び宣言の後にする出願の期限
法律第 29 条に基づく出願は，次の通りにしなければならない。
(a) 法律第 33 条に記載した種類の出願の場合－該当する事情に応じ，法律第 33 条(1)(c), (2)(c)，(3)(c)又は(4)(b)にいう局長の決定から 3 月以内,
(b) 法律第 34 条に記載した種類の出願の場合－法律第 34 条(1)に基づく裁判所の宣言から 3 月以内,
(c) 法律第 35 条に記載した種類の出願の場合－法律第 35 条(1)に基づく局長の宣言から 3 月以内，又は
(d) 法律第 36 条に記載した種類の出願の場合－法律第 36 条(1)に基づく局長の宣言から 3 月以内

規則 3.9　所定の期間：完全出願の仮出願としての取扱
法律第 37 条(1)に関して，所定の期間は次の通りである。
(a) 標準特許出願について－完全出願の出願日から次の何れか早い方までの期間
(i) 完全出願の出願日から 12 月の終了時，及び
(ii) 法律第 54 条に基づく公告予定日前 3 週間に当たる日，並びに
(b) 革新特許出願について－完全出願の出願日から 12 月

規則 3.10　所定の期間：完全出願をすること
法律第 38 条の適用上，仮出願の出願日から 12 月の期間が所定の期間である。

規則 3.11　所定の期間：条約出願をなすための所定期間
法律第 38 条(1A)に関して，規定されている期間は，発明について，基礎出願が条約国内で最初に提出された日から 12 月である：

第 2 節　クレームの優先日

規則 3.12　本節が関与する内容
(1) 本節は，クレームの優先日を決定する：
(a) 法律第 36 条(4)に関して(規則 3.13 参照)，
(b) 法律第 43 条(2)(a)に関して(規則 3.13A から 3.13E まで参照)，及び
(c) 法律第 114 条に関して(規則 3.14 参照)。
(2) しかしながら，規則 3.13A から 3.13E までの複数が単一のクレームに適用される場合は，法律第 43 条(2)(a)に関して，クレームの優先日は，それらの複数の規則によって決定される。
(3) 規則 3.13A から 3.13E までに関係なく，法律第 43 条(2)(a)に関して，クレームの優先日は，明細書の提出日以前となる。
(4) 本節において，書類又は共に検討される組の書類が，その発明が当該技術の熟練者によって実施されるために十分に明瞭かつ十分に完全な方式で発明を開示している場合は，その書類又は組の書類は発明を明瞭に開示しているものである。
(5) (4)の適用上，書類又は共に検討される組の書類は，次の場合に当該開示が微生物の説明を要件とする限り，同項にいうように発明を明瞭に開示するものとみなされる。
(a) 微生物が，ブダペスト条約の適用規定に従って所定の寄託機関に寄託され，
(b) 法律第 43 条(2B)(b)の所定の事情が適用される。

規則 3.13　法律第 36 条に基づいて宣言する者による出願についての優先日
(1) 本規則は，法律第 36 条(4)に基づくクレームの優先日を決定する。
(2) クレームされた発明が，法律第 36 条(1)(c)に記述された明細書に明瞭に開示されている場合：
(a) 明細書が完全出願に関連して提出されたとき，クレームが明細書に含まれていた場合に当該クレームが有するようになった優先日が，クレームの優先日となる，及び
(b) 明細書が仮出願に関連して提出されたとき，クレームの優先日は，明細書が提出された日となる。
(3) クレームされた発明が法律第 36 条(1)(C)に記述された明細書に明瞭に開示されていない場合は，クレームの優先日は，法律第 36 条(4)において言及されている完全出願についての明細書が提出された日となる。

規則 3.13A　PCT 出願についての優先日
(1) 本規則は，次の場合にクレームに適用される：
(a) (2)に記述された事情(法律第 43 条(2A)(a)の所定の事情)が，クレームに定義されている発明に適用される場合，及び
(b) 次の何れかの場合：
(i) (4)に記述されている書類(法律第 43 条(2A)(b)の所定の書類)が，クレームにおける発明

を明瞭に開示していること，又は
(ii) 共に検討される 2 又はそれ以上の当該書類(法律第 43 条(2A)(b)の所定の書類の所定の組)が，クレームにおける発明を明瞭に開示していること
状況
(2) (1)(a)に関して，事情としては，発明を定義するクレームを含む明細書が PCT 出願について提出された状況，及び
(a) 次のいずれかの事情：
(i) PCT 出願が，PCT 第 8 条に基づいて先の出願の優先日を主張していること，又は
(ii) PCT 出願の提出時点で，PCT 第 8 条に基づいてなすことができた優先権の主張である，先の出願からの優先権についての主張を含むように，PCT 出願が補正されていること，及び
(b) 次のいずれかの事情：
(i) 先の出願が，PCT 出願の提出日前 12 月以内に，オーストラリア国内でなされたこと，又は
(ii) 先の出願が，PCT 出願の提出日から 12 月の前に，オーストラリア国内でなされたこと，及び：
(A) 受理官庁が規則 26 の 2.3 に基づいて優先権を回復し，かつ，回復された優先権について，局長又は所定の裁判所が規則 49 の 3.1 に基づいて無効であるとしていないこと，
(B) 局長が，規則 49 の 3.2 に基づいて優先権を回復していること，若しくは
(C) 局長が，優先権の権利回復効果を有する法律第 223 条に基づいて，期間の延長を認可していること，又は
(iii) 先の出願が，発明に関して，条約国内でなされた最初の出願であった基礎出願であること，及び：
(A) 先の出願が，PCT 出願の提出日前 12 月以内になされたこと，
(B) 先の出願が PCT 出願の提出日から 12 月の前になされ，かつ，受理官庁が規則 26 の 2.3 に基づいて優先権を回復し，また，回復された優先権について，局長又は所定の裁判所が規則 49 の 3.1 に基づいて無効であるとしていないこと，
(C) 先の出願が PCT 出願の提出日から 12 月の前になされ，かつ，局長が規則 49 の 3.2 に基づいて優先権を回復していること，若しくは
(D) 先の出願が PCT 出願の提出日から 12 月の前になされ，かつ，局長が優先権の権利回復効果を有する法律第 223 条に基づいて，期間の延長を認可していること，又は
(iv) 先の出願が，(iii)に記述されている基礎出願の後になされた基礎出願であること。
(3) 本条規定の目的に関して，仮明細書が，基礎出願がなされたときにその基礎出願について提出された場合は，当該基礎出願について後日に提出される完全明細書は，PCT 出願が優先権を主張する元となる，当該完全明細書が提出された日になされた別の基礎出願にかかわるものとみなされる。
書類
(4) (1)(b)に関して，書類は，先の出願について，出願がなされた時点で提出された書類である。
優先日
(5) 規則 3.12 に従うことを条件として，優先日は次のとおりである：
(a) 先の出願がなされた日，又は

(b) 複数の先の出願が存在する場合－当該複数の先の出願のうち最先のものがなされ，(1)(b)を満足した日。

微生物の所定の事情

(6) 法律第 43 条(2B)(b)について，微生物の説明を要件とする開示の所定の事情は，次の場合である：

(a) ブダペスト条約の適用規定に従っての所定寄託機関への微生物の寄託が，(4)に記述されている 書類が提出される日以前に行われている場合

(b) 次の何れかの場合

(i) (4)にいう書類が，書類が提出されたときに出願人に知られた微生物の特徴に関する該当情報を含むこと，又は

(ii) 共に検討される 2 又はそれ以上の当該書類が，書類が提出されたときに出願人に知られた微生物の特徴に関する該当情報を含むこと

(c) 法律第 6 条(c)の要件が，クレームを含む完全明細書によって満たされている場合

規則 3.13B　条約出願の優先日

(1) 本規則は，次の場合にクレームに適用される：

(a) (1A)にいう事情(法律第 43 条(2A)(a)の所定の事情)が，クレームに定義された発明に適用される場合，及び

(b) 次の何れかの場合

(i) (2)にいう書類(法律第 43 条(2A)(b)の所定の書類)が，クレームの発明を明瞭に開示すること，又は

(ii) 共に検討される 2 又はそれ以上の当該書類(法律第 43 条(2A)(b)の所定の組の所定の書類)が，クレームの発明を明瞭に開示すること

状況

(1A) (1)(a)について，事情とは，発明を定義するクレームを含む明細書が次について提出された場合である：

(a) 条約出願，又は

(b) 条約出願になるように補正されている完全出願

書類

(2) (1)(b)に関して，書類は，出願がなされた時点で，関連する基礎出願について提出されている書類である。

(3) 本規則に関して，出願がなされた時点で，関連する基礎出願について仮明細書が提出されている場合は，当該基礎出願について後日に提出される完全明細書は，当該完全明細書が提出された日になされた別の関連基礎出願にかかわるものとみなされる。

(4) 規則 3.12 に従い，優先日は次のとおりである：

(a) 関連する基礎出願がなされた日，又は

(b) 複数の関連する基礎出願が存在する場合－当該複数の関連基礎出願のうち最先のものがなされ，(1)(b)を満足した日。

微生物の所定の事情

(5) 法律第 43 条(2B)(b)について，微生物の説明を要件とする開示の所定の事情は，次の場合である：

(a) ブダペスト条約の適用規定に従っての所定寄託機関への微生物の寄託が，(2)にいう書類が提出される日以前に行われている場合
(b) 次の何れかの場合：
(i) (2)にいう書類が，書類が提出されたときに出願人に知られた微生物の特徴に関する該当情報を含むこと，又は
(ii) 共に検討される 2 又はそれ以上の当該書類が，書類が提出されたときに出願人に知られた微生物の特徴に関する該当情報を含むこと
(c) 法律第 6 条(c)の要件が，クレームを含む完全明細書によって満たされている場合

規則 3.13C　仮出願と連携する完全出願の優先日
(1) 本規則は，次の場合にクレームに適用される：
(a) (1A)にいう事情(法律第 43 条(2A)(a)の所定の事情)が，クレームに定義された発明に適用される場合
(b) 次の何れかの場合
(i) (2)にいう書類(法律第 43 条(2A)(b)の所定の書類)が，クレームの発明を明瞭に開示すること，又は
(ii) 共に検討される 2 又はそれ以上の当該書類(法律第 43 条(2A)(b)の所定の組の所定の書類)が，クレームの発明を明瞭に開示すること
状況
(1A) (1)(a)について，事情とは，発明を定義するクレームを含む明細書が，法律第 38 条に基づいて仮出願と連携する完全出願について提出された場合である。
書類
(2) (1)(b)に関して，書類は，出願がなされた時点で，仮出願について提出されている書類である。
(3) 規則 3.12 に従い，優先日は次のとおりである：
(a) 仮出願がなされた日，又は
(b) 複数の仮出願が存在する場合－当該複数の仮出願のうち最先のものがなされ，(1)(b)を満足した日。
微生物の所定の事情
(4) 法律第 43 条(2B)(b)について，微生物の説明を要件とする開示の所定の事情は，次の場合である：
(a) ブダペスト条約の適用規定に従っての所定寄託機関への微生物の寄託が，(2)にいう書類が提出される日以前に行われている場合
(b) 次の何れかの場合：
(i) (2)にいう書類が，書類が提出されたときに出願人に知られた微生物の特徴に関する該当情報を含むこと，又は
(ii) 共に検討される 2 又はそれ以上の当該書類が，書類が提出されたときに出願人に知られた微生物の特徴に関する該当情報を含むこと
(c) 法律第 6 条(c)の要件が，クレームを含む完全明細書によって満たされている場合

規則 3.13D　特許付与前に提出される分割出願についての優先日

(1) 本規則は，次の場合に，クレームに適用される：

(a) 発明を定義するクレームを含む明細書が，次について提出された場合，

(i) 法律第 79B 条に基づく分割出願，及び

(ii) 法律第 79B 条に基づく分割出願になるように補正されている完全出願，並びに

(b) 法律第 79B 条(1)に記述されている明細書(先の明細書)であってクレームにおいて発明を明瞭に開示している場合。

(2) ただし，次のクレームの場合は除く：

(a) 寄託要件が，発明に関して，法律第 40 条(2)(a)に準拠するように，満たされなければならない場合，

(b) 法律第 79B 条に基づく分割出願がなされるとき，1.5(1)に定める期間が，先の明細書に関して終了している場合，及び

(c) 法律第 6 条(c)の要件が，先の明細書に関して満たされていない場合，並びに

(3) 規則 3.12 に従うことを条件として，クレームが先の明細書に含まれていた場合に当該クレームが有するようになった優先日が，優先日となる。

(4) 法律第 43 条(2A)について，次のとおりである：

(a) (1)(a)にいう事情は，所定の事情であり，

(b) (1)(b)にいう書類は，所定の書類である。

(5) 法律第 43 条(2B)(b)について，微生物の説明を要件とする開示の所定の事情は，次の場合である：

(a) ブダペスト条約の適用規定に従っての所定寄託機関への微生物の寄託が，(1)(b)にいう書類が提出される日以前に行われている場合

(b) (1)(b)にいう書類が，書類が提出されたときに出願人に知られた微生物の特徴に関する該当情報を含む場合

(c) 法律第 6 条(c)の要件が，クレームを含む完全明細書によって満たされている場合

規則 3.13E　革新特許の付与後の分割出願についての優先日

(1) 本規則は，次の場合に，クレームに適用される：

(a) 次の両方が適用される場合：

(i) 発明を定義するクレームを含む明細書が，法律第 79C 条に基づいて，分割出願について提出されていること，

(ii) 分割出願の審査が，当該分割出願の付与日から 2 月内に要求されること，及び

(b) 法律第 79C 条(1)において言及されている明細書が，クレームにおいて，発明を明瞭に開示している場合。

(2) 規則 3.12 に従うことを条件として，クレームが法律第 79C 条(1)に記述されている明細書に含まれていた場合に当該クレームが有するようになった優先日が，優先日となる。

(3) 法律第 43 条(2A)については次のとおりである：

(a) (1)(a)にいう事情は，所定の事情であり，

(b) (1)(b)にいう書類は，所定の書類である。

(4) 法律第 43 条(2B)(b)について，微生物の説明を要件とする開示の所定の事情は，次の場合である：

(a) ブダペスト条約の適用規定に従っての所定寄託機関への微生物の寄託が，(1)(b)にいう書類が提出される日以前に行われている場合
(b) (1)(b)にいう書類が，書類が提出されたときに出願人に知られた微生物の特徴に関する該当情報を含む場合
(c) 法律第 6 条(c)の要件が，クレームを含む完全明細書によって満たされている場合

規則 3.14　優先日：一定の補正されたクレーム
法律第 114 条が明細書のクレームに適用される場合は，当該クレームの優先日は次の通りである。
(a) 法律第 29A 条(3)が適用される補正の場合－同項に基づき，その補正がされたとみなされる日，及び
(b) 前記以外の場合－法律第 114 条(1)(c)(ii)にいう開示をもたらすことになった補正提案書の提出日

第 3 節　審査

規則 3.14A　仮出願に関する国際型調査の請求
(1) 仮出願にかかわる出願人は，PCT 第 15 条(5)に基づいて，同出願に関する国際型調査の請求を行うことができる。
(2) その出願人は，仮出願が提出された日から 10 月以内に請求を行わなければならない。
(3) 調査を実施するために，複数の国際調査機関が PCT 第 15 条(5)に基づいて管轄している場合は，局長は，調査を実施する機関を選定することができる。

規則 3.14B　予備調査に関する請求及び完全出願に関する見解
(1) 本規則は,2013 年 4 月 15 日以降になされた標準特許にかかわる完全出願に適用される。
(2) 出願人が法律第 44 条に基づく審査を求めない場合は，その出願人は，法律第 43A 条に基づいて，出願に関する予備審査及び見解を請求することができる。
(3) その請求は，承認された様式でなされなければならない。

規則 3.14C　優先日：条約出願及び PCT 出願：先の出願を無視する所定期間
法律第 43 条(5)(b)に関し，条約出願又は PCT 出願の提出から 12 月の前の期間が規定されている。

規則 3.14D　所定の書類：基礎出願
(1) 法律第 43AA 条(1)に関して，基礎出願に関する次の書類が規定されている：
(a) 基礎出願について，当該基礎出願と同時に提出された明細書の写し，
(b) 基礎出願について，当該基礎出願の提出と同時又はその後に提出されるその他の書類の写し，
(c) 基礎出願がなされた条約国の管轄当局によって確認された(a)又は(b)に記述されている書類，
(d) 出願が微生物に関する場合－所定の寄託機関によって発行された微生物の寄託受領証の

写し
(e) (a)から(d)までに記述されている書類が英語でない場合－その書類の英語翻訳文
(2) 法律第 43AA 条(4)に関して，局長が，基礎出願に関する書類を同局長の閲覧に供することを要求する場合：
(a) 書類を閲覧に供するための所定の手段は，次のとおりである：
(i) オーストラリア特許局へ書類を提出すること，又は
(ii) 承認されたデジタル・ライブラリーを介して，書類を閲覧に供すること，及び
(b) 書類を閲覧に供するための期間は，局長が当該書類を閲覧に供することを要求する日から 3 月である。
(3) しかしながら，局長が次の事項について満たされる場合：
(a) 書類が，(2)(b)に記述された期間内に，承認されたデジタル・ライブラリーにおいて，局長による閲覧のために供されたこと，及び
(b) 書類がもはや，閲覧のために供されないこと，
所定の期間は，局長が，書類を承認されたデジタル・ライブラリーにおいて閲覧できないことについて，出願人又は特許権者に対して通知する日から 2 月である。

規則 3.15　審査請求の要件
(1) 法律第 44 条(1)の目的に関して，完全出願の出願日から 5 年の期間が規定されている。
(2) 法律第 44 条(1)の目的に関して，特許願書及び完全明細書にかかわる審査請求は，承認された様式によらなければならない。

規則 3.16　審査に関する所定の理由及び期間
(1) 法律第 44 条(2)の適用上，次の理由が所定の理由である。
(a) 局長が，当該出願の出願日前にされた出願についての審査の進捗を考慮して，指示を出すことが便宜であると合理的に認めること
(b) 局長が，指示を出すことが公衆の利益になると合理的に認めること
(c) 局長が，他の標準特許出願の審査又は革新特許の審査を考慮して，指示を出すことが便宜であると合理的に認めること
(2) 法律第 44 条(2)の適用上，所定の期間は，指示が出された日から 2 月である。
(3) 指示は書面によらなければならず，かつ，指示を出す理由を記載しなければならない。

規則 3.17　局長が審査を指示し又は早めるための要件
(1) 法律第 44 条(3)の適用上，何人も，局長に対し，法律第 44 条(2)に基づいて，標準特許の出願人にその特許願書及び完全明細書の審査を求める指示を出すよう承認された様式により請求することができる。
(2) 出願人がその特許願書及び完全明細書についての審査を早めるよう求めた場合において，局長が次の事項を合理的に認めたときは，審査を早めることができる。
(a) 早めることが公衆の利益に適うこと，又は
(b) 早めることが望ましいとする特別の状況があること

規則 3.17A　PCT 出願：局長は所定の指示を出さない

(1) 本規則は，法律に基づいて，標準特許出願として取り扱われる PCT 出願に適用される。

(2) 局長は，出願人が法律第 29A 条(5)の要件に満たしていない限り，法律第 44 条に基づく指示を行ってはならない。

規則 3.17B　PCT 出願：審査要件

(1) 法律第 45 条(1A)に関し，本規則は PCT 出願についての要件を規定している。

(2) その要件として，出願人は次を行わなければならない：

(a) 国際予備審査請求書の写しを局長宛に提出すること，又は

(b) 次を通知すること：

(i) PCT 第 31 条に基づく要求がなされていないこと，

(ii) PCT 第 34 条に基づく補正がなされていないこと，若しくは

(iii) 出願人が第 29A 条(5)の要件を満たした後に，PCT 第 31 条に基づく要求がなされたこと又は国際予備審査報告書が作成されたこと，又は

(c) PCT 第 34 条に基づいて行うことが可能であった補正を放棄することを選択したこと。

(3) しかしながら，(2)は，次の場合のみに適用される：

(a) 次の各々が適用される場合：

(i) 出願人が法律第 29A 条(5)の要件を満たす前に，PCT 第 31 条に基づく国際予備審査を要求していること，

(ii) 出願人が第 29A 条(5)の要件を満たしてから少なくとも 3 月後に，局長が国際事務局に国際予備審査報告書の写しを要求すること，

(iii) 国際事務局が，国際予備審査報告書は入手不能である旨を通知すること，又は

(b) 次の両方が適用される場合：

(i) 出願人が，規則 3.17(2)に基づいて審査を早めるように要求すること，

(ii) 出願に関する国際予備審査報告書の写しが局長に提供されていないこと。

(4) 本規則において:国際予備請求報告書は，PCT における意味と同一の意味を有する。

規則 3.17C　PCT 出願：審査拒否の場合の通知

局長は，法律第 45 条(1A)に基づいて請求書及び明細書を拒否する場合は，出願人へその旨を通知し，かつ，出願人に対して，規則 3.17B(2)の要件を満たすことを求めなければならない。

規則 3.18　局長の報告書：審査

(2) 法律第 45 条(1)(d)に関し，次の事項が所定の事項である。

(a) 局長が知る限りにおいて，願書及び明細書が，法律の次の規定を遵守しているか否か

(i) 第 15 条(「何人が特許を受けることができるか」)

(ii) 第 29 条(「特許出願」)

(iii) 第 29B 条(「特許出願－条約出願の特別規則」)

(iv) 第 38 条(「完全出願をする時期」)

(v) 第 79B 条(「特許付与前の分割出願」)

(vi) 第 81 条(「追加特許の付与」)

(c) 願書及び明細書の受理が，法律第 50 条(「一定の事情においては，出願又は特許の付与

を拒絶することができる」)に基づき，拒絶されなければならないか否か
(e) 法律第 64 条(2)(「特許付与：複数出願」)を理由として，その出願に特許を付与することができないか否か
(f) PCT 出願に関して－局長が知る限りにおいて，出願が，規則 3.2C(2)及び(3)の規定を遵守しているか否か
(4) 法律第 27 条(1)に基づく通知書が，当該通知書が関係する特許願書及び完全明細書が法律第 49 条(1)に基づいて受理される前に提出されているときは，当該特許願書及び完全明細書を法律第 45 条に基づいて審査するに際し，局長は，その通知書に陳述された事項であって，問題の発明が法律第 18 条(1)(b)を遵守していない旨の主張を提起しているものを検討しなければならない。

規則 3.19　審査の実施：標準特許

(1) 局長は，特許願書又は完全明細書に対する合法的な拒絶理由が存在すると合理的に信じるときは，審査に関する報告にその拒絶理由を記載しなければならない。
(2) 出願人は，書面をもってその拒絶に反論するか又は願書若しくは完全明細書を第 10 章に従って補正するための許可を求めることができる。
(3) 出願人が，法律第 45 条に基づく報告書に対する応答として又はその報告書を予測して，特許願書又は明細書を補正する許可を求めたときは，局長は，その願書及び明細書を審査し，各補正提案が実行されたものとして，報告しなければならない。
(4) 出願人が上記拒絶理由に反論したときは，局長は，その願書及び明細書を審査し，かつ，出願人によって提起された事項に留意しなければならない。

規則 3.22　特許書類及び情報の国際事務局等への開示

(1) 局長は，出願が公衆の閲覧に供されているか否かを問わず，次の事項の何れか又はすべてを，国際事務局又は外国特許庁に開示することができる。
(a) 特許出願又は特許
(b) 特許出願又は特許に関連して出願人又は別の者が局長に提出した書類
(c) 局長が保有する特許出願又は特許の出願に関する書類
(d) 局長が保有する(a)，(b)又は(c)にいう書類に関連する何らかの情報
(2) ただし，特許出願，書類又は情報が公衆の閲覧に供されていない場合は，局長は，出願人の同意なしに出願，書類又は情報を開示してはならない。
(3) 局長は，承認されたデジタル･ライブラリーに寄託すること又はその他の方法により，特許出願，書類又は情報を開示することができる。

第 2 部　微生物である発明

規則 3.23　微生物を伴う受理された出願及び特許における書類

(1) 法律第 41 条の適用上，微生物が所定の寄託機関に寄託されたときは，その微生物に関連して法律第 49 条又は第 52 条に基づいて受理された出願又は特許について，次の書類を提出しなければならない。

(a) 寄託が，ブダペスト条約の規則 7.3 の意味での原寄託又は同条約の規則 7.4 の意味での再寄託である場合－当該機関が同条約の規則 7 に基づいて交付する受託証の写し

(b) 微生物の試料が，同条約の規則 5.1(a)(i)に基づいて当該機関に移送された場合－当該機関が同条約の規則 7 に基づいて交付する受託証の写し

(c) (a)又は(b)にいう受託証が英語によるものでない場合－その受託証の英語翻訳文

(2) (1)にいう書類は，その微生物についての所定の寄託機関による受託証の日付から 3 月以内に提出しなければならない。

規則 3.24　局長は試料及び生存に関する証明書を請求することができる

(1) 微生物に関する特許出願又は特許に関連して，その微生物が所定の寄託機関に寄託されている場合は，局長は，局長に対する手続又はオーストラリアにおけるその他の法的手続の目的で，後記の行為を，

(a) オーストラリアの裁判所からの命令があったときは，実行しなければならず，又は

(b) 局長の発意により又は他の者からの書面による申請があったときは，実行することができる。

前記の行為とは，次の内容のものである。

(c) 前記の機関に対して，その微生物の試料を求める，ブダペスト条約の規則 11.1 にいう請求をすること，及び

(d) その微生物に関し，同規則にいう宣言を行うこと

(2) 局長は，請求が裁判所命令に基づくものである場合を除き，請求をする前に，関係する出願人又は特許権者及び表見上その請求に利害関係を有する他のすべての者に，聴聞を受ける機会を与えなければならない。

(3) 局長は，請求をすること又は請求を拒絶することを決定したときは，その決定後速やかに，その決定及び決定理由を，関係する出願人又は特許権者及び表見上その請求に利害関係を有する他のすべての者に通知しなければならない。

(4) 局長は，(1)に基づく請求に従って，局長に微生物の試料の分譲がされたときは，微生物の生存に関する証明書を求める，ブダペスト条約の規則 10.2(a)(iii)にいう請求をすることができる。

規則 3.25　微生物の試料の分譲を許可する旨の局長の証明書を求める請求

(1) 微生物が所定の寄託機関に寄託されている場合は，何人も，局長に対して，その寄託に関し，ブダペスト条約の規則 11.3(a)にいう証明を付与するよう請求することができる。

(2) 請求は，次のとおりとする：

(a) 承認された様式によらなければならず，

(b) 次の微生物に関するものでなければならない：

(i) 特許出願若しくは特許の主題，又は
(ii) その使用，変異若しくは培養が，特許出願若しくは特許の主題，
(c) 技術を有する受取人として他の者を指名することができる。
(3) 局長は，規則 3.25B に基づく決定(規則 3.25G に基づいて条件を課すことについての決定を含む)をする前に，次のとおりとしなければならない：
(a) (4)に記述されている夫々の者に通知をし，通知に定める合理的な期限内に当該事項についての申立をするようその者に求め，
(b) (4)に記述された者が通知に定める期限内に申立をする場合は，申立を考慮に入れる。
(4) (3)について，その者とは次のとおりである：
(a) 請求をした者
(b) 出願人又は特許権者
(c) その請求に利害関係を有する他のすべての者

規則 3.25A　証明の請求：標準特許の出願の主題である微生物
(1) 本規則は，次の場合に適用される：
(a) 微生物又は微生物の使用，変異若しくは培養が，標準特許の出願の主題であり，
(b) その出願に関する完全明細書が，公衆の閲覧に供されていない。
(2) 出願人は，次の場合，寄託された微生物の試料は，その発明に利害関係のない，技術を有する受取人に限定して，(3)にいう期間に，提供する旨を局長に対して通知することができる。
(a) 請求が，出願に関して規則 3.25 に基づいてなされており，
(b) 規則 3.25E が，その請求に適用されない。
(3) (2)について，期間は次のとおりとする：
(a) 出願に関する完全明細書が公衆の閲覧に供されるときに始まり，
(b) 次のときに終わる：
(i) 出願に対して特許が付与される，又は
(ii) 出願が，失効する，取り下げられる又は拒絶される。

規則 3.25B　証明の付与：局長が証明を付与しなければならないとき
(1) 次の場合，特許出願に関し規則 3.25 に基づく請求に対して，(2)が適用される：
(a) 特許出願人が，規則 3.25A(2)に記述されているように局長に通知しており，
(b) 規則 3.25A(3)に記述されている 期間が終わっておらず，及び
(c) 規則 3.25E が請求に適用されない。
(2) 次の場合，局長は証明を付与しなければならない：
(a) 出願に関する明細書が，公衆の閲覧に供されており，
(b) 被指名人が，法の適用上，寄託に依拠する権原を有することを局長が合理的に認めており，
(c) ある者が技術を有する受取人として，請求をした者によって指名されており，
(d) その指名された者が次のとおりであることを局長が合理的に認めている ：
(i) 適正に技術を有し，
(ii) 発明に利害関係を有さず，かつ，

(e) 規則 3.25C が請求に適用される。
(3) (4)は，規則 3.25 に基づくその他の請求に適用される。
(4) 局長は，次の場合，証明を付与しなければならない：
(a) 出願又は特許に関する明細書が，公衆の閲覧に供されており，
(b) 被指名人が，法の適用上，寄託に依拠する権原を有することを局長が合理的に認めており，
(c) 規則 3.25C ，規則 3.25D ，規則 3.25E 及び規則 3.25F の 1 又は 2 以上が，請求に適用される。
(5) 局長は，(1)から(4)までに拘らず，次の場合，証明を付与してはならない：
(a) 請求が，次の微生物に関する：
(i) PCT 出願の主題である，又は
(ii) その使用，変異若しくは培養が，PCT 出願の主題であり，かつ，
(b) PCT 出願の出願人が，法律第 29A 条(5)を遵守していない。

規則 3.25C　証明の付与：限定利用の約定

(1) 規則 3.25B(2)(e)及び(4)(c)については，次の場合，本規則が適用される：
(a) 請求をする者又は技術を有する受取人として指名された者が，実験目的に限り又は次の事項との関連においてのみ，(2)に記述されている期間に微生物を使用する旨及びその微生物又はその微生物からの培養物を他の者が当該期間に利用することができるようにはしない旨を約定しており：
(i) 標準特許の出願に対するその付与に関する法律第 5 章に基づく異議申立手続，
(ii) 革新特許に関する法律第 101M 条に基づく異議申立手続，又は
(iii) 特許に関する関連手続
(b) 請求をする者又は技術を有する受取人として指名された者によってなされた約定が公正になされたものであることを，局長が合理的に認めている 。
(2) (1)(a)については，期間は次のとおりとする：
(a) 特許出願に関する請求について―請求が付与されたときに始まり次のときに終わる期間：
(i) 出願が失効する，拒絶される又は取下される，又は
(ii) 出願に対して付与された特許が，満了する，停止する又は取消される。
(b) 特許に関する請求について―請求が付与されたときに始まり特許が満了する，停止する若しくは取消される。

規則 3.25D　証明の付与：法律第 133 条に基づく命令

規則 3.25B(4)(c)について，次の場合，本規則が請求に適用される：
(a) 法律第 133 条に基づいて，請求する者に対し特許発明を実施するライセンスを付与するよう特許権者に求める命令がなされ，
(b) 請求をする者がその微生物の試料を入手する権利を有する旨をライセンスが規定していることを，局長が合理的に認めた場合

規則 3.25E　証明の付与：政府目的のための実施

規則 3.25B(4)(c)について，次の場合，本規則が請求に適用される：

(a) 請求をする者が，法律第 160A 条(1)(b)(ii)に基づいて，関係当局の業務のために発明を実施することを関係当局によって許可され，

(b) 発明の実施の条件が，請求をする者が微生物の試料を入手する権利を有する旨を規定していることを，局長が合理的に認めた場合。

規則 3.25F　証明の付与：満了した特許等

規則 3.25B(4)(c)について，請求が次に関する場合，本規則が請求に適用される：

(a) 失効，拒絶又は取下された特許出願，又は

(b) 満了，停止又は取消された特許

規則 3.25G　証明に条件を付すこと

局長が規則 3.25B に基づいて請求された証明を付与する場合，局長は，次の者による規則 3.25C(1)(a)にいう約定の違反に対する損害賠償のために，請求をした者が担保を提供する旨の条件を含め，局長が合理的とみなす条件を付すことができる：

(a) その者，又は

(b) その者によって技術を有する受取人として指名された他の者

規則 3.25H　証明の請求に対する決定の通知

(1) 局長が，規則 3.25B に基づく決定(規則 3.25G に基づく条件を付すことについての決定を含む)をする場合は，局長は，(2)に記述されている夫々の者に決定日後可及的速やかになされる通知によってその決定及び決定の理由を通知しなければならない。

(2) (1)について，その者は次のとおりである：

(a) 請求をした者

(b) 出願人又は特許権者

(c) その請求に利害関係を有する他のすべての者

規則 3.26　微生物に関してされた約定についての違反

(1) 微生物が所定の機関に寄託されている場合は，次の者は，規則 3.25(4)(c)にいう約定に関する違反に対し，所定の裁判所において法的手続を提起することができる。

(a) その特許出願に未だ特許が付与されていない場合－その出願人，又は

(b) 次の場合，すなわち，

(i) 特許出願に対して特許が付与されているか，又は

(ii) ある特許に関して寄託がなされている場合は，

その特許の特許権者又はその特許に基づく排他的ライセンシー

(2) 排他的ライセンシーによる法的手続においては，特許権者はその手続の当事者にならなければならない。

(3) 排他的ライセンシーによる法的手続に被告として加わった特許権者は，自らがその手続に出頭し，かつ，参加した場合を除き，費用についての責任を負わない。

(4) 特許出願又は特許に関して提出された明細書に関連する微生物に関してされた約定につ

いての違反に対する法的手続においては，訴えの対象である事項が生じたときに，その明細書が法律第 6 条(c)又は(d)にいう要件を満たしていなかったということは，抗弁である。
(5) 被告は，次の場合を除き，(4)にいう抗弁をすることができない。
(a) 被告が，その手続の被告となる前に，寄託要件が満たされなくなっていることを，規則 3.29(1)に基づいて局長に届け出ている場合，及び
(b) その特許の出願人又は特許権者が，法律第 41 条(4)(b)にいう措置を，同号の適用上，規則 3.30 によって定められた該当する期間内にとっていない場合

規則 3.27　約定違反に対する法的手続における手続

規則 3.26(1)にいう約定違反に対する法的手続においては，
(a) 原告は，申立の対象である違反の明細を，
(i) 請求陳述書又は訴状と共に，又は
(ii) 裁判所命令によって，後日，
引き渡さなければならず，また
(b) 被告は，被告が依拠する異論の明細を，
(i) 答弁書又は訴答と共に，又は
(ii) 裁判所命令によって，後日，
引き渡さなければならない。

規則 3.28　約定違反に対する法的手続における救済

(1) 規則 3.26(1)にいう法的手続において，裁判所は次の事項を行うことができる。
(a) 調査命令を出すこと，及び
(b) 当該調査に関し，条件を付し，かつ，指示を出すこと
(2) 規則 3.26(1)にいう法的手続において，裁判所は，自らが適切と考える救済を与えることができ，その救済には次のものが含まれる。
(a) 裁判所が適切と考える条件による差止命令，
(b) 損害賠償命令，
(c) 利益返還命令，
(d) 規則 3.25(2)(b)に基づいて提供された担保に関する命令，又は
(e) 裁判所が適切と考える条件に基づいて，裁判所が適切と考える者に，約定違反の結果として，その微生物又はその微生物から直接若しくは間接に派生した物質又は物を引き渡すよう要求する命令。引渡対象には，次のものを含めることができる。
(i) その微生物を使用して生産された製品，
(ii) その微生物から派生した他の微生物，及び
(iii) 前記の他の微生物を使用して生産された製品

規則 3.29　寄託要件が満たされなくなっている旨の通知

(1) 特許出願又は特許に関して提出された明細書に係わる微生物に関して，寄託要件が満たされなくなっているときは，出願人又は特許権者以外の者は，明細書が公衆の閲覧に供された後，局長に対して，法律第 6 条(c)又は(d)にいう要件が満たされなくなっていることを，承認された様式により通知することができる。

(2) 局長は，(1)に基づく通知を受領した後速やかに，当該通知の写しを出願人又は特許権者に与えなければならない。
(3) 局長は，(1)にいう通知以外の方法で，同項にいう要件が満たされなくなっていることを証明することができる事実を知ったときは，これらの事実を記載した通知が出願人又は特許権者に与えられるようにしなければならない。
(4) 局長は，(1)に基づく通知を受領するか又は(3)に基づく通知を出した後速やかに，前記の通知書を受領したこと又は前記の通知を行ったことを，公報に公告しなければならない。
(5) (1)又は(3)に基づく通知に使用されている文言は公告する必要はないが，その通知書は，公衆の閲覧に供さなければならない。
(6) 出願人又は特許権者は，(1)にいう要件が満たされていることを証明するために依拠する事実を記載した回答書を提出することができる。
(7) (6)に基づいて提出された回答書が，ある者が行った(1)に基づく通知に対する回答であるときは，局長は，回答書を受領した後速やかに，その写しをその者に与えなければならない。
(8) (6)に基づく回答書が提出された後速やかに，提出がなされたことを公報に公告しなければならない。
(9) (6)に基づいて提出された回答書に使用されている文言は公告する必要はないが，その回答書は，公衆の閲覧に供さなければならない。

規則 3.30　所定の期間：満たされたものとみなされる寄託要件

法律第 41 条(4)(b)の適用上，微生物に関する特許出願又は特許に関連して，
(a) その微生物が所定の寄託機関に寄託されており，かつ，
(b) 法律第 6 条(c)又は(d)にいう要件が当該微生物に関して満たされなくなった場合は，
所定の期間は，その要件が満たされなくなった日から次の期間が終了したときまでである。
(c) 法律第 41 条(4)(b)にいう措置が，微生物の試料を再寄託することである場合において，
(i) 局長が規則 3.29(2)に基づき，出願人又は特許権者に対して寄託要件についての通知書の写しを与えているとき－当該写しが与えられてから 3 月の期間，
(ii) 局長が規則 3.29(3)に基づき，出願人又は特許権者に対して寄託要件についての通知書を与えているとき－当該通知が与えられてから 3 月の期間，
(iii) 当局がブダペスト条約第 4 条(1)に基づき，その微生物の試料を分譲することができない旨を寄託者に通知し，かつ，局長が当該通知の前に出願人又は特許権者に対し，規則 3.29(2)又は(3)に基づく寄託要件についての通知書の写し又は場合により通知書を与えていないとき－寄託者が同条約第 4 条(1)(d)に基づく通知を受領してから 3 月の期間，若しくは
(iv) 前記以外のとき－再寄託がされた日，又は
(d) 法律第 41 条(4)(b)にいう措置が，特許出願又は特許に関する明細書を補正することである場合－補正の許可日。ただし，次の場合は，この限りでない。
(i) 局長が出願人又は特許権者に対し，規則 3.29(2)に基づく通知書の写し又は規則 3.29(3)に基づく通知書を与えており，かつ，出願人又は特許権者が，前記の写し又は前記の通知が与えられてから 3 月の期間内に，明細書を補正する許可を求めなかった場合，又は
(ii) 当局がブダペスト条約第 4 条(1)に基づき，その微生物の試料を分譲することができない旨を寄託者に通知しており，更に

(A) 局長が，当該通知の前に出願人又は特許権者に対し，規則 3.29(2)又は(3)に基づく寄託要件についての通知書又は場合により通知書の写しを与えておらず，かつ，
(B) 出願人又は特許権者が，寄託者が同条約第 4 条(1)(d)に基づく通知を受領してから 3 月の期間内に，明細書を補正する許可を求めていない場合

規則 3.31　寄託要件が満たされていない旨の宣言を求める申請

(1) 微生物に関して寄託要件が満たされている場合を除き，明細書が法律第 40 条に従っていない旨の宣言を求める法律第 42 条に基づく申請は，次の通りにしなければならない。
(a) 承認された様式により，所定の裁判所又は局長に対して行い，かつ，
(b) 裁判所に差し出すか又は(特許局に)提出すること
(2) 法律第 42 条に基づく宣言を求める申請をする者は，申請書の写しを次の者に与えなければならない。
(a) 出願人又は特許権者，及び
(b) 裁判所又は局長が指示する他の者
(3) 微生物に関連する寄託要件が満たされている場合を除き，局長が自己の発意により，法律第 42 条に基づいて，特許出願又は特許に関する明細書が法律第 40 条の要件を満たしていない旨を宣言しようとするときは，局長は，出願人又は特許権者に対し，宣言を正当化するために依拠した事実についての陳述書を与えなければならない。
(4) ある者に，
(a) (2)に基づく申請書の写し，又は
(b) (3)に基づく陳述書，
が与えられた場合は，その者は，
(c) 3 月以内に，当該申請がされた裁判所又は局長に対し，当該の申請書又は陳述書に対する回答書を与えることができ，かつ，
(d) 回答書の写しを出願人又は特許権者及び裁判所又は局長が指示する他の者に与えなければならない。
(5) 次の事項，すなわち，
(a) 法律第 42 条(1)に基づく裁判所による宣言書の写しが，法律第 42 条(6)に基づいて局長に与えられること，又は
(b) 法律第 42 条(1)に基づく局長による決定がされること，
が行われた後速やかに，その決定又は宣言をした旨を公報に公告しなければならない。
(6) (5)にいう宣言書又は決定書の文言は公告する必要はないが，その宣言書又は決定書は，公衆の閲覧に供さなければならない。

規則 3.32　仮明細書：所定の事情

(1) 法律第 41 条(1A)(b)について，所定の事情とは次のすべてである：
(a) 仮明細書が提出された日以前に，ブダペスト条約の適用規定に従って微生物が所定の寄託機関に寄託された。
(b) 仮明細書の関係する仮出願がなされたときに，仮明細書が，微生物の説明に関係するものを除き，発明を明瞭に開示した。
(c) 仮明細書の関係する仮出願がなされたときに，次の何れかであった：

(i) 仮出願のために提出された書類が，そのときに出願人に知られた微生物の特徴に関する関連情報を含んでいた。又は
(ii) 共に検討される，仮出願のために提出された 2 以上の書類が，そのときに出願人に知られた微生物の特徴に関する関連情報を含んでいた。
(d) (2)に記述されている事情が適用される場合-法律第 6 条(c)の要件は，本規則(2)(a)に記述されている 完全明細書によって満たされる。
(2) (1)(d)について，当該事情は次のとおりである：
(a) 完全明細書が，完全出願のために提出されており，
(b) 完全出願が，明細書が(1)(b)に言及されている仮出願と連携している。

第 4 章　公開

規則 4.1　所定の情報：出願人及び出願

法律第 53 条(1)に関して，次の情報が所定の情報である。

(a) 局長が出願に与えた番号

(b) 出願人の名称

(c) 完全出願の場合－名義人の名称

(d) 発明の名称又は略称

(e) 出願日

(f) 優先権書類の明細

規則 4.2　明細書を公衆の閲覧に供する旨の公告

(1) 法律第 54 条(1)に基づく請求は，承認された様式によらなければならない。

(2) 法律第 54 条(1)の適用上，局長は，次の事項が行われた後速やかに，公告を行わなければならない。

(a) 出願人が，公告を請求すること，

(b) 関連する要約が，最終的に完成すること，及び

(c) 規則 3.2A(1)に基づく指示が与えられている場合－その指示が遵守されること

(3) 法律第 54 条(3)(b)の適用上，所定の期間は，明細書の提出日から，

(a) 明細書の提出日，又は

(b) 規則 3.12 にいう最先の優先権書類の提出日，

のうち何れか早い方の後 18 月の終了までの期間である。

規則 4.3　所定の書類：公衆の閲覧

(1) 法律第 55 条(1)に関して，次のすべての書類が所定の書類である。

(a) 出願又は出願に関係する仮出願に関係するもの，及び

(b) 特許局の占有下にあるもの

ただし，次の書類を除く。

(c) 法律専門家の特権を理由に，法的手続において提出しなくてよい書類，及び

(e) (2)にいう書類

(2) 法律第 55 条(2)(a)，(b)及び(c)に関して，次の書類が所定の書類である。

(a) 裁判所又は審判所による命令に服すべき書類であって，書類又は書類に記載されている情報の開示を禁止するもの

(b) 局長が，公衆の閲覧に供してはならないということを信じるべき合理的な理由を有する書類。

規則 4.4　PCT 出願の公開及び閲覧

(1) 法律第 56A 条(1)に関し，PCT 出願は，次の日に公衆の閲覧に供され，オーストラリア国内で公開される：

(a) 出願に関する通知が(3)に基づいて公表される場合－その通知が公表された日，又は

(b) (5)が適用される場合-出願が PCT 第 21 条に基づいて公開される日。

(2) (3)は次の場合に該当するPCT出願に適用される：
(a) 失効していなく又は取り下げられていなく若しくは拒絶されていない場合，及び
(b) PCT出願の優先日後18月の末日前に，その出願について，出願人が法律第29A条(5)を満たしている場合。
(3) 局長は，次の場合は，PCT出願を公衆の閲覧に供する旨の通知を，公報に公表しなければならない：
(a) 出願人が局長に対し書面で，当該通知を公表することを請求する場合，又は
(b) 上記以外の場合－出願の優先日後18月の末日の後，現実的に可能な範囲で速やかに。
(4) (3)に基づく公表のための請求は，承認された様式によらなければならない。
(5) PCT出願は，次の場合は，公衆の閲覧に供される：
(a) 出願人が，PCT出願の優先日後18月以内に，法律第29A条(5)に準拠しない場合，及び
(b) PCT第21条に基づいて，PCT出願が公開される場合。
(6) 通知が(3)に基づいて公表される場合又は(5)が適用される場合は，次の書類が閲覧に供される：
(a) 該当する出願の写し，
(b) 次と連携する，(7)に記述された書類を除く，特許局に所有されているすべての書類：
(i) 出願，又は
(ii) 仮出願であって，その仮出願から，該当出願がPCT第8条に基づいて優先権を主張しているもの。
(7) (6)は，次の書類には適用されない：
(a) 法律専門家の特権を理由に，法的手続において提出しなくてよい書類，及び
(b) 規則4.3(2)に記述されている書類。
(c) PCT規則26の2.3(h)(ii)に従って国際事務局に送付されなかった情報を記載した書類，
(d) 国際事務局が，PCT規則48.2(n)に基づいて，国際公開の対象からその情報を省略した旨を局長に通知した情報を記載した書類，
(e) 国際事務局が，PCT規則94.1(f)に基づいて，公衆による利用の対象からその情報を省略した旨を局長に通知した情報を記載した書類。
(7A) ただし，局長が，(7)(c)，(d)又は(e)に記述された書類の写しを，それらの複数の号に記述された種類の情報を含まない様式により作成する場合は，当該写しは，(7)(a)又は(b)に該当するのでない限り，(6)(b)に基づいて公衆の閲覧に供される。
(8) 本規則において：「優先日」は，PCTにおける意味と同一の意味を有する。

第 5 章　異議申立

第 5.1 部　予備

規則 5.1　本章に関するもの

本章は，次の要件について記載している：

(a) 異議申立書及びそれに関連する書類の提出，

(b) その提出書類の補正，

(c) 異議申立の却下，

(d) 異議申立の聴聞，

(e) それらの関連事項。

規則 5.2　定義

一般

本章において：

「出願人」とは，次を意味する：

(a) 法律第 101M 条に基づく異議申立に関して－革新特許の特許権者，及び

(b) その他の異議申立に関して－法律又はこれらの規則に基づく自身の出願又は請求が，異議申立人によって異議を申し立てられている者。

「異議申立書」とは，規則 5.4，5.6 又は 5.10 に基づいて提出された通知書を意味する。

「異議申立人」とは，次を意味する：

(a) 法律第 101M 条異議申立に関して－規則 5.6 に基づいて異議申立書を提出する者，又は

(b) その他の異議申立に関して－規則 5.4 又は 5.10 に基づいて異議申立書を提出する者。

「当事者」とは，出願人又は異議申立人を意味する。

「手続き上の異議申立」とは，規則 5.10 に基づく異議申立書の提出によって開始された異議申立を意味する。

「法律第 101M 条異議申立」とは，法律第 101M 条に基づく異議申立を意味する。

「理由及び明細についての陳述書」とは，次を記載している異議申立人による陳述書を意味する：

(a) 異議申立人が依拠しようとする理由，及び

(b) 理由の基礎を形成する事実及び状況。

「実体的な異議申立」とは，次を意味する：

(a) 規則 5.4 に基づいて異議申立書を提出することにより開始した異議申立，又は

(b) 法律第 101M 条異議申立。

第 5.2 部　異議申立書類の提出

第 5.2.1 節　実体的な異議申立

規則 5.4　異議申立書：標準特許の異議申立

(1) 法律第 59 条に関し，何人も，受理通知が法律第 49 条(5)(b)に基づいて公表される日から 3 月以内に，承認された様式で異議申立書を提出することにより，標準特許の付与に対して異議申立を行うことができる。

(2) 法律第 75 条(1)に関し，何人も，法律第 74 条(2)(b)に基づく受理通知が公表される日から 3 月内に，承認された様式で異議申立書を提出することにより，標準特許の存続期間延長の許可に対して異議申立を行うことができる。

(3) 局長は，(1)又は(2)に基づいて提出された異議申立書に関連する出願人に対し，異議申立書の写しを現実的に可能な範囲で速やかに与えなければならない。

規則 5.5　理由及び明細の陳述：標準特許の異議申立

(1) 法律第 101M 条異議申立を除く，実体的な異議申立における異議申立人は，異議申立書が提出される日から 3 月以内に，理由及び明細の陳述書を提出しなければならない。

(2) 理由及び明細の陳述書は，次でなければならない：

(a) 承認された様式で，かつ，

(b) 陳述書に記述された各書類の写しを添付すること，ただし，書類が次でないことを要件とする：

(i) 公衆の閲覧に供されていること，及び

(ii) 仮又は完全特許出願に関するものであること。

(3) 局長は，出願人に対し，陳述書及びその添付書類の写しを現実的に可能な範囲で速やかに与えなければならない。

規則 5.6　異議申立書並びに理由及び明細の陳述：法律第 101M 条異議申立

(1) 法律第 101M 条に関し，何人も，次の書類を提出することにより，認証される革新特許に対し異議申立を行うことができる：

(a) 承認された様式による異議申立書,

(b) 理由及び明細の陳述書,

(c) 陳述書に記述された各書類の写し，ただし，次の書類は対象外とする：

(i) 公衆の閲覧に供されているもの，及び

(ii) 仮又は完全特許出願に関するもの。

(2) これらの書類は：

(a) 特許の証明後のいずれかの時点で，提出することができる，及び

(b) 同時に提出しなければならない。

(3) 局長は，出願人に対し，書類の写しを現実的に可能な範囲で速やかに与えなければならない。

規則 5.7　証拠の提出

(1) 実体的な異議申立において証拠を提出しようとする者は，次を行わなければならない：

(a) 規則 5.8 に記述された該当する立証期間内に，証拠を提出すること，及び

(b) 当事者が期間末日前にすべての証拠を提出する場合－その事実を局長に通知すること。

(2) 局長は，規則 5.8 に基づく当事者によって提出された証拠の写しを，その他の当事者に与えなければならない：

(a) 局長が適切とみなす場合は，期間の末日前，又は

(b) 該当する立証期間の終了後，現実的に可能な範囲で速やかに。

(3) 局長は，現実的に可能な範囲で速やかに，次を通知しなければならない：

(a) 他の当事者に対する(1)(b)に基づく通知，又は

(b) 通知が(1)(b)に基づいて与えられない場合－当事者に対する次のこと：

(i) すべての証拠が期間内に提出されていること，又は

(ii) 何の証拠も提出されていないこと。

規則 5.8　立証期間

証拠

(1) 実体的異議申立における異議申立人は，異議申立の裏付け証拠を提出しなければならない：

(a) 法律第 101M 条異議申立に関して－規則 5.6(1)に記述されている書類と同時，又は

(b) その他の実体的異議申立に関して－異議申立人が，規則 5.5 に基づいて，理由及び明細の陳述書を提出する日から 3 月以内。

答弁証拠

(2) 異議申立人が異議申立の裏付け証拠を提出する場合は，出願人は，その裏付け証拠に対する答弁証拠を，局長が次を行う日から 3 月以内に，提出しなければならない：

(a) 出願人に対し，次を与えること：

(i) すべての裏付け証拠，又は

(ii) 異議申立人が異議申立の裏付け証拠を複数回に分けて提出する場合－最終回の裏付け証拠，及び

(b) 出願人に対し，すべての裏付け証拠が提出されていることを通知すること。

(3) 異議申立人が，異議申立の裏付け証拠を何も提出しない場合は，出願人は，局長が当該出願人に対し裏付け証拠が提出されていないことを通知する日から 3 月以内に，理由及び明細の陳述書に対する何らかの答弁証拠を提出しなければならない。

答弁証拠

(4) 出願人が(2)又は(3)に基づいて答弁証拠を提出する場合，異議申立人は，局長が次を行う日から 2 月以内に，答弁証拠に対する何らかの証拠を提出しなければならない：

(a) 異議申立人に，次を与えること：

(i) すべての答弁証拠，又は

(ii) 出願人が答弁証拠を複数回に分けて提出する場合－最終回の答弁証拠，及び

(b) 異議申立人に対し，すべての答弁証拠が提出されていることを通知すること。

規則 5.9　証拠提出期間の延長

(1) 局長は，規則 5.8 に記述された立証期間を，次の場合に，延長することができる：

(a) 当事者によって書面で要求される場合，又は

(b) 局長自身の主導による場合。

(2) 局長は，次を満足する場合のみ，当該期間を延長することができる：

(a) 期間内に証拠を提出しようとする者が：

(i) 本章に基づくすべての該当する提出要件に準拠するあらゆる妥当な努力を行った場合，及び

(ii) 期間内に適切な証拠が提出されることを保証するために，あらゆる時点で，至急かつ克明に行為するにもかかわらず，それを達成することができない場合，又は

(b) 延長を保証する例外的な事情が存在している場合。

(3) 局長は，状況において適切なものに関して延長された期間が有する長さを決定しなければならない。

(4) 局長は，当事者に対し，延長について現実的に可能な範囲で速やかに通知しなければならない。

(5) 本規則において，

例外的状況とは，次を含む：

(a) 当事者が本章に基づく提出要件に準拠することを妨げる当該当事者による管理を超える状況，

(b) 本章に基づく提出要件に準拠することを妨げる局長による過誤又は遺漏，

(c) 異議申立に関して，法律に基づく関連する手続き又は行為の完了が保留されるべきであることにかかわる裁判所による指令又は局長による指示。

第 5.2.2 節　手続的な異議申立

規則 5.10　異議申立書

書類の補正許可

(1) 法律第 104 条(4)に関し，何人も，補正の許可を付与する通知が規則 10.5(2)に基づいて公表される日から 2 月以内に，承認された様式で，異議申立書を提出することにより，提出した書類の補正許可の申請について異議申立を行うことができる。

関連する行為を実行する期間の延長

(2) 法律第 223 条(6)に関し，何人も，延長申請の公告が法律第 223 条(4)に基づいて公告される日から 2 月以内に，承認された様式で，異議申立書を提出することにより，関連する行為を実行する期間の延長にかかわる申請の付与について異議申立を行うことができる。

ライセンス付与

(3) 規則 22.21(4)に関し，何人も，局長がその者に対して規則 22.21(3)に基づいて申請の写しを与える日から 2 月以内に，承認された様式で，異議申立書を提出することにより，ライセンス付与について異議申立を行うことができる。

局長は，異議申立書の写しを出願人に通知する

(4) 局長は，(1)，(2)又は(3)に関連して，出願人に対し，異議申立書の写しを現実的に可能な範囲で速やかに与えなければならない。

規則 5.11　理由及び明細の陳述

(1) 手続的な異議申立における異議申立人は，異議申立書が規則 5.10 に基づいて提出される日から 1 月以内に，理由及び明細の陳述書を提出しなければならない。

(2) 理由及び明細の陳述書は，次でなければならない：

(a) 承認された様式で，かつ，

(b) 理由及び明細の陳述書に記述された各書類の写しを添付すること，ただし，書類が次でないことを要件とする：

(i) 公衆の閲覧に供されていること，及び

(ii) 仮又は完全特許出願に関するものであること。

(3) 局長は，出願人に対し，理由及び明細の陳述書及びその添付書類の写しを現実的に可能な範囲で速やかに与えなければならない。

規則 5.12　実務及び手続

局長は，次を行うことができる：

(a) 手続的な異議申立において行う実務及び手続きを決定すること，及び

(b) それに従って，当事者に対し，指示すること。

第 5.3 部　異議申立書類の補正

規則 5.13　規則 22.22 の申請

規則 22.22 は，この部に基づいてなされた補正には適用されない。

規則 5.14　異議申立書：過誤又は錯誤の補正

(1) 異議申立人は，局長に対し，異議申立書の誤記又は明白な錯誤を補正するために書面で請求することができる。

(2) 局長は，当事者に対し，提案された補正に関する弁明を行う機会を与えなければならない。

(3) 局長は，現実的に可能な範囲で速やかに次を行わなければならない：

(a) 当事者に対し，局長による決定を通知すること，及び

(b) 局長が補正を行うことを決定する場合－出願人に対し，補正された異議申立書の写しを与えなければならないこと。

規則 5.15　異議申立書：異議申立人の変更

(1) 本規則は，異議申立書における異議申立人の権利又は利害が他の者（新たな異議申立人）に移転される場合に適用される。

(2) 新たな異議申立人は，次を行うことができる：

(a) 局長に対して，異議申立における権利又は利害が新たな異議申立人に移転されたことを告げること，及び

(b) 局長に対して，新たな異議申立人の名称を登録するために，異議申立書を補正することについて，書面で請求すること。

(3) 局長は，出願人，異議申立人及び新たな異議申立人に対して，補正に関する弁明を行うことの機会を与えなければならない。

(4) 局長は，次を行わなければならない：

(a) 現実的に可能な範囲で速やかに：

(i) 当事者に対して，局長による決定を通知すること，及び

(ii) 局長が補正を行うことを決定する場合－出願人に対し，補正された異議申立書の写しを与えなければならないこと，並びに

(b) 異議申立が，新たな異議申立人の名義で進められることを保証すること。

規則 5.16　理由及び明細の陳述

(1) 異議申立人は，局長に対し，同申立人による理由及び明細の陳述書に関する次の補正を行うことについて，書面で請求することができる：

(a) 異議申立の理由における過誤又は遺漏を補正すること，若しくは

(b) 陳述書が関係する特許願書又は完全明細書について補正を反映するために，異議申立の理由を更新すること，又は

(c) 理由の根拠を形成する事実及び状況を補正すること。

(2) 局長は，次を行わなければならない：

(a) 出願人に対して，異議申立人による請求を通知すること，及び

(b) 当事者に対して，補正に関する弁明を行うことの機会を与えること。
(3) 局長は，次の場合は，補正を行ってはならない：
(a) 局長は，第 5.4 部に基づいて，異議申立の却下を求める申請を検討する場合，又は
(b) 規則 5.4(1)に基づいて開始される異議申立に関して：
(i) 出願人による完全明細書が再審査されている場合，及び
(ii) 再審査が，規則 9.5 によって要求されるとおりに終了していない場合。
(4) 局長は，次の場合は，補正を行わなければならない：
(a) (3)が適用されなく，かつ，
(b) 局長が，補正がなされるべきであることを認める場合。
(5) 局長は，現実的に可能な範囲で速やかに次を行わなければならない：
(a) 当事者に対して，局長による決定を通知すること，及び
(b) 局長が補正を行うことを決定する場合－出願人に対し，補正された陳述書の写しを与えなければならないこと。

第 5.4 部　異議申立の却下

規則 5.17　請求による却下

(1) 出願人は，局長に対して，次の期間に，異議申立の却下を請求することができる：

(a) 局長が，規則 5.5(3)，5.6(3)又は 5.11(3)に基づいて，出願人に対して理由及び明細の陳述書の写しを与える日から 1 月以内，又は

(b) 出願人による完全明細書が，法律第 97 条(1)に基づいて再審査されている場合－その再審査が，規則 9.5 によって要求されるとおりに終了する日から 1 月以内。

(2) 請求は，承認された様式によらなければならない。

(3) 局長は，異議申立人に対して，現実的に可能な範囲で速やかに請求の写しを与えなければならない。

(4) 局長が異議申立を却下することを決定する場合，同局長はその決定について，当事者に対して現実的に可能な範囲で速やかに通知しなければならない。

規則 5.18　局長の主導による却下

(1) 局長は，適切とみなす場合は，異議申立を却下することができる。

(2) 局長が異議申立を却下できる理由は，規則 5.5，5.6 又は 5.11 に従って，理由及び明細の陳述書又は陳述書に記述された書類を提出することにかかわる異議申立人の不履行を含む。

(3) 局長が異議申立を却下することを決定する場合，同局長はその決定について，当事者に対して現実的に可能な範囲で速やかに通知しなければならない。

第 5.5 部　異議申立の聴聞

規則 5.19　聴聞及び決定：再審査

(1) 本規則は，次の場合に，異議申立に適用される：
(a) 出願人による完全明細書が，法律第 97 条(1)に基づいて再審査されており，かつ，
(b) その再審査が，規則 9.5 によって要求されるとおりに終了している場合。
(2) 局長は，次により，異議申立を聴聞し，決定することができる：
(a) 局長が適切とみなす場合は，局長自身の主導によること，又は
(b) 請求が次のとおりなされた場合は，異議申立人の請求によること：
(i) 再審査が，規則 9.5 によって要求されるとおりに終了後，1 月未満であり，かつ，
(ii) 承認された様式によること。
(3) 局長は，出願人に対して，(2)(b)に基づく請求の写しを現実的に可能な範囲で速やかに与えなければならない。
(4) 局長は，その決定について，当事者に対して現実的に可能な範囲で速やかに通知しなければならない。

規則 5.20　聴聞及び決定：他の事情

(1) 本規則は，次の場合に，異議申立に適用される：
(a) 証拠を提出するための期間が終了した場合，
(b) 異議申立書が，規則 5.26 に基づいて取り下げられていない場合，及び
(c) 異議申立が，第 5.4 部に基づいて許可されていない場合又は規則 5.19 に基づいて聴聞を受け，決定された場合。
(2) 局長は：
(a) 当事者によって書面で請求される場合は，異議申立の聴聞を開催しなければならない，又は
(b) 局長自身の主導で，異議申立の聴聞を開催することについて，決定しなければならない。
(3) 聴聞は，局長の裁量で，次のとおり行うことができる：
(a) 口頭審理，又は
(b) 意見書によること。
(4) 局長が，口頭審理について決定する場合：
(a) 局長は，当事者に対して，当該口頭審理の日付，時刻及び場所について通知しなければならない，及び
(b) 異議申立人は，当該口頭審理の少なくとも 10 営業日前に，意見書の概要を提出しなければならない，及び
(c) 出願人は，当該口頭審理の少なくとも 5 営業日前に，意見書の概要を提出しなければならない，並びに
(d) 局長は，各当事者による意見書の概要の写しを，他方の当事者に対して現実的に可能な範囲で速やかに与えなければならない。
(5) 局長は，次を行わなければならない：
(a) 異議申立を決定すること，及び
(b) 局長による決定を，当事者に対して通知すること。

(6) 局長は，規則 22.8(2)に基づく異議申立に関連する費用の裁定をなすにあたって，(4)に基づく意見書の概要の提出についての当事者の不履行を考慮することができる。

第 5.6 部　雑則

規則 5.21　補正に対する異議申立：理由

法律第 104 条(4)に関し，補正に対する異議申立は，その補正が次に基づいて許可を受けることができない理由のみにより，なすことができる：

(a) 法律第 102 条，又は

(b) 規則 10.3.

規則 5.22　局長は，指示を与えることができる

(1) 局長は，本章が適用される異議申立に関して，次を条件として，指示を与えることができる：

(a) 当事者によって，書面で請求される場合，又は

(b) 局長自身の主導によること。

(2) 局長は，指示を与えようとする場合，当事者に対して，その指示に関する表明を行うことの機会を与えなければならない。

(3) 指示は，法律又はこれらの規則と矛盾してはならない。

(4) 局長は，当事者に対して，現実的に可能な範囲で速やかに指示を与えなければならない。

規則 5.23　局長は，書類を検討することができる

(1) 異議申立を決定する目的のために，局長は，書類に関し，次について検討することができる：

(a) 異議申立に該当していること，

(b) 本章に基づいて提出されていないこと，及び

(c) 特許局内で入手可能であること。

(2) 局長は，書類に依拠しようとする場合，当事者に対して，次を与えなければならない：

(a) 局長による実施の意思にかかわる通知，

(b) 書類の写し又は書類の閲覧，及び

(c) 書類に関して証拠を与えること又は表明を行うことの機会。

規則 5.24　局長に対する表明：正式要件

本章の規定に記述された表明は，局長によって承認される手段によって，局長に対して行うことができる。

規則 5.25　提出のための期間の延長：局長の指示による補正

(1) 本規則は，次の場合に適用される：

(a) 局長が，法律第 107 条(1)に基づいて，提案された補正に関する陳述書を提出することについて，出願人に対して指示し，かつ，

(b) 本章に基づいて書類を提出するための期間が，補正期間中に開始又は終了する場合。

(2) 書類を提出するための期間は，補正期間と同等分の延長がなされる。

(3) 本規則において：

「補正期間」とは，次に該当する期間を意味する：

(a) 出願人が，法律第 107 条(2)に基づいて聴聞を受ける機会を与えられる日に開始し，かつ，
(b) 局長が補正を許可するか否かについて決定する日に終了すること。

規則 5.26　異議申立の取下

(1) 異議申立人は，取下書を承認された様式で提出することにより，任意の時点で異議申立を取り下げることができる。

(2) 局長は，出願人に対して，取下書の写しを現実的に可能な範囲で速やかに与えなければならない。

第 6 章　特許の付与及び存続期間

第 1 部　特許一般

規則 6.1　標準特許付与の公告

法律第 61 条に基づいて標準特許が付与されたときは，局長は，特許が付与されたことを公報に公告しなければならない。

規則 6.1A　所定の事項：標準特許の付与

法律第 61 条(1)に関し，次の事項が規定されている：

(a) 特許が局長によって付与される日付，

(b) 局長が適切とみなす付与についてのその他の事項。

規則 6.2　所定の期間：標準特許の付与

(1) 法律第 61 条(2)の適用上，所定の期間は，願書及び完全明細書の受理についての法律第 49 条(5)(b)に基づく公告後 3 月から次の時期までの期間である。

(a) 公告後 6 月，又は

(b) これより後の日であって，特許の付与を延期すべきであると認めて，

(i) 裁判所又は行政不服審判所(AAT)における手続の場合－裁判所又は行政不服審判所(AAT)が指示する日，又は

(ii) 前記以外の場合－局長が合理的に指示する日

(2) 何人も，局長に対し，承認された様式により，(1)(b)(ii)にいう指示を出すよう請求することができる。

規則 6.2A　所定の事項：革新特許の付与

法律第 62 条(1)に関し，次の事項が規定されている：

(a) 革新特許が局長によって付与される日付，

(b) 局長が適切とみなす付与についてのその他の事項。

規則 6.3　特許日

(1) 法律第 65 条(b)に関して，特許日は，本規則に定める通りである。

(2) 法律第 33 条(1)又は(2)に基づいて付与される特許に関しては，その特許日は，特許の付与に対して法律第 59 条に基づく異議申立がされた標準特許出願に基づいて特許が付与されていたならば，その特許日となった筈である日である。

(3) 法律第 33 条(3)又は(4)に基づいて付与される特許に関しては，その特許日は，法律第 101M 条に基づいて異議申立がされた革新特許の特許日である。

(4) 法律第 34 条(2)に基づいて付与される特許に関しては，その特許日は，法律第 34 条(1)にいう特許の特許日である。

(5) 法律第 35 条に基づいて付与される特許に関しては，その特許日は，取り消された特許の特許日である。

(6) 法律第 36 条に基づく宣言の結果付与される特許に関しては，その特許日は次の通りであ

る。
(a) 宣言が完全出願に関してされた場合－その出願に基づいて特許が付与されていたならば，特許日となった筈である日，又は
(b) 宣言が仮出願に関してされた場合－次の何れか早い日
(i) その出願に関連する仮明細書の提出日から 12 月後の日，及び
(ii) 法律第 36 条(4)にいう完全出願の出願日
(7) 法律第 79B 条(1)に基づいてされた分割出願に対して付与された特許に関しては，その特許日は次の通りである。
(a) 特許日が 2000 年 1 月 1 日前に登録簿に記録されていた場合－登録簿に記録された日，
(b) 局長が 2000 年 1 月 1 日前に特許日を決定し，出願人に書面で通知していた場合－局長によって決定された日，又は
(c) 前記以外の場合－次のうち最先の日
(i) 法律第 79B 条(1)にいう最初に言及した出願に係わる特許日，
(ii) 前記の最初に言及した出願に対して特許が付与されたならば，特許日となった筈である日，及び
(iii) 前記の最初に言及した出願が，それ自体，分割出願であったか又は後の出願をする前に，分割出願となるよう補正されていた場合－その分割出願に対して特許が付与されていたならば，その特許日となった筈である日
(8) 法律第 79C 条(1)に基づいてされた分割出願に対して付与された革新特許に関しては，その特許日は，第 79C 条(1)にいう第 1 の特許の特許日である。
(9) 局長が，法律第 38 条に基づいて仮出願に関連する完全出願をする期間を，法律第 223 条に基づいて延長している場合は，その特許日は，完全出願に関連する最初の仮出願をした日から 12 月後の日である。
(10) 局長が，法律第 29B 条(1)及び(2)に基づいて基礎出願に関連する条約出願をする期間を，法律第 223 条に基づいて延長している場合は，その特許日は，条約出願に関連する最初の基礎出願をした日から 12 月後の日である。
(11) PCT 出願が，特許協力条約第 8 条に基づき先の出願の優先権を主張する場合及び次の表の項目に記載された状況を適用する場合，特許日はその項目に記載されている最初の出願をした日から 12 月後の日である。

状況

	先の出願が次の場合:	及び：
1	PCT 出願の国際提出日より 12 月前に，オーストラリア国内でなされた出願	次の事情を適用する： (a)受理官庁が PCT 規則 26 の 2.3 に基づいて優先権を回復する， (b)回復された優先権について，局長又は所定の裁判所が PCT 規則 49 の 3.1 に基づいて無効であるとしていない。
2	PCT 出願の国際提出日より 12 月前に，オーストラリア国内でなされた出願	局長が PCT 規則 49 の 3.2 に基づいて優先権を回復している。

3	PCT 出願の国際提出日より 12 月前に，オーストラリア国内でなされた出願	局長が優先権の権利回復効果を有する法律第 223 条に基づいて期間延長を認可している。
4	条約国内でなされた最初の出願であって，PCT 出願の国際提出日より 12 月前になされた基礎出願	次の事情を適用する： (a)受理官庁が PCT 規則 26 の 2.3 に基づいて優先権を回復する， (b)回復された優先権について，局長又は所定の裁判所が PCT 規則 49 の 3.1 に基づいて無効であるとしていない。
5	条約国内でなされた最初の出願であって，PCT 出願の国際提出日より 12 月前になされた基礎出願	局長が PCT 規則 49 の 3.2 に基づいて優先権を回復している。
6	条約国内でなされた最初の出願であって，PCT 出願の国際提出日より 12 月前になされた基礎出願	局長が優先権の権利回復効果を有する法律第 223 条に基づいて期間延長を認可している。

第 2 部　医薬特許の延長

規則 6.7　定義

この部においては,

「pre-TGA(治療用品補正法施行前)販売承認」は，法律第 70 条における場合と同じ意味を有する。

規則 6.8　申請に添付する情報

(1) 本規則は，医薬物質についての標準特許に関し，法律第 70 条に基づき，その存続期間の延長を求める申請に適用する。

(2) 法律第 71 条(1)(c)に関して，申請には，医薬物質を含んでおり又はそれによって構成されている商品が，現在オーストラリア治療用品登録簿に記入されていることを示す情報を添付しなければならない。

(3) その申請にはまた，前記の商品の中に存在する医薬物質を，当該物質を特許の完全明細書において特定したのと(可能な限り)同じ方法で特定する情報を添付しなければならない。

規則 6.9　pre-TGA 販売承認がない場合の申請

(1) 本規則は，pre-TGA 販売承認が与えられていない医薬物質についての標準特許に関し，法律第 70 条に基づき，その存続期間の延長を求める申請に適用する。

(2) 法律第 71 条(1)(b)及び(c)に関して，申請には，次の書類を添付しなければならない。

(a) 1989 年治療用品法第 25 条(3)(b),第 26 条(4)又は第 26A 条(9)に基づく証明書であって，前記物質を含んでおり又はそれによって構成されている商品のオーストラリア治療用品登録簿への最初の記入日を記載しているもの，又は

(b) 特許権者が(a)にいう証明書を有さない場合－前記物質を含んでおり又はそれによって構成されている商品のオーストラリア治療用品登録簿への最初の記入日を示す情報

規則 6.10　pre-TGA 販売承認がある場合の申請

(1) 本規則は，pre-TGA 販売承認が与えられている医薬物質に対する標準特許に関し，法律第 70 条に基づき，その存続期間の延長を求める申請に適用する。

(2) 法律第 71 条(1)(b)及び(c)に関して，申請には，次の書類を添付しなければならない。

(a) 承認を与えた者による陳述書であって，次の内容を有するもの

(i) その承認が与えられていること，及び

(ii) 最初の承認の日付，又は

(b) 特許権者が(a)にいう陳述書を有していない場合－次の内容の情報

(i) その承認が与えられていること，及び

(ii) 最初の承認の日付

規則 6.11　追加情報

(1) 本規則は，局長が，標準特許存続期間の延長申請に関し，法律第 70 条及び第 71 条に定めた要件が満たされていると認めるか否かを決定するために追加情報が必要な場合に適用する。

(2) 局長は，申請人に通知書を出し，通知書に記載した期間内に，追加情報を提供するよう請求することができる。
(3) 前項の期間は，通知書の交付日から 2 月未満又は 6 月超であってはならない。
(4) 申請人が指定期間内に追加情報を提供しなかったときは，局長は，法律第 70 条及び第 71 条に定めた要件が満たされていると認めるか否かを決定しなければならない。
(5) 法律第 71 条(2)に関して，(2)にいう期間内に提供された追加情報は，標準特許存続期間の延長申請と同時に提出されたものとみなす。

第 6A 章　分割出願

規則 6A.1　付与前の分割出願：標準及び革新特許

(1)　法律第 79B 条(2)(a)及び第 79B 条(3)(b)(iv)に関し，更なる完全出願は，次でなければならない：

(a) 法律第 29 条に従ってなされること，及び

(b) 次のとおり，提出されること：

(i) 最初の出願が，標準特許に関する場合－最初の出願の許可通知が，法律第 49 条(5)(b)に基づいて公表される日から 3 月以内，又は

(ii) 最初の出願が革新特許に関する場合－法律第 62 条(1)に基づく特許の付与前。

(2) 法律第 79B 条(2)(b)に関し，事項は次のとおりである：

(a) 出願が，法律第 79B 条にかかわる更なる完全出願であることを述べた陳述書，及び

(b) 最初の出願の番号。

規則 6A.2　付与後の分割出願：革新特許

(1) 法律第 79C 条(1A)(a)及び第 79C 条(2)(b)(iv)に関し，更なる完全出願は，次でなければならない：

(a) 法律第 29 条に従ってなされること，及び

(b) 第 1 の特許の審査の実行通知が，法律第 101E 条(2)(b)に基づいて公表される日から 1 月以内に提出されること。

(2) 法律第 79C(1A)(b)に関し，事項は次のとおりである：

(a) 出願が，法律第 79C 条にかかわる更なる完全出願であることを述べた陳述書，及び

(b) 第 1 の特許の番号。

第 7 章　追加特許

規則 7.1　追加特許の付与を求める出願の様式他

(1)　法律第 81 条(1)(c)に関して，更なる特許を求める出願は，法律第 29 条に基づいてしなければならない。

(2)　局長は，追加特許が付与されるならば特許日となる筈である日が，主発明に対する特許の特許日と同じであるか又はその後になる場合を除き，法律第 81 条(1)に基づく追加特許を付与してはならない。

規則 7.2　特許の取消及びそれに代わる追加特許の付与を求める申請の様式

法律第 82 条に基づく申請は，承認された様式によらなければならない。

第 9 章　再審査

規則 9.1　完全明細書を再審査する旨の局長の決定通知

局長は，特許出願に関する完全明細書を法律第 97 条(1)に基づいて再審査する旨を決定する場合は，次の者に対しこれを通知しなければならない。

(a) 出願人，及び

(b) 法律第 59 条に基づいて出願に異議申立がされた場合－各異議申立人

規則 9.2　完全明細書についての再審査請求

(1) 法律第 97 条(2)及び第 101G 条(1)に関して，完全明細書についての再審査請求は，承認された様式によらなければならない。

(1A) 請求書は，以下の事項を記載しなければならない:

(a) 請求の理由，及び

(b) その理由が完全明細書の内容に関連する理由。

(2) 対象とする発明が，何れかのクレームにおいてクレームされている限り，かつ，そのクレームの優先日前に存在していた先行技術に対して以下の主張が請求書に記載されている場合，(2A)及び(3)を適用する。

(a) 新規性を有していない，

(b) 標準特許について－進歩性を有していない，又は

(c) 革新特許について－革新性を有していない。

(2A) (2)に関して，請求書には以下の記載をしなければならない：

(a) 主張の根拠となる文献を特定する，及び

(b) 各文献が有する関連性を記載する。

(3) 請求書には，次の書類を添付しなければならない。

(a) その文献が特許局において利用することができないものである場合－当該文献の写し，及び

(b) 当該文献が英語で書かれていない場合－当該文献の英語翻訳文，及び

(c) 当該文献の公開日及び公開場所に関する証拠

(4) 請求書が，(1A)又は(2)，(2A)及び(3)の要件を満たしていないときは，局長は，完全明細書の再審査を決定することができる。

(5) 請求をした者は，局長が法律第 98 条又は第 101G 条(2)に基づいて報告するまでは，通知書を提出することによって，その請求を補正し又は取り下げることができる。

(6) 請求をした者が特許権者でないときは，局長は，完全明細書を再審査する旨の局長の決定を特許権者に通知しなければならない。

(7) 法律第 97 条(2)又は第 101G 条(1)に基づいて完全明細書の再審査を請求した特許権者又はその他の者は，その特許に関連する法的手続が行われていることを知っているときは，それについて局長に届け出なければならない。

規則 9.3　再審査に関する報告書の写し

(1) 再審査を求めた者が特許権者でないときは，局長は，法律第 98 条又は第 101G 条(2)に基づく報告書の写しを，再審査を求めた者に与えなければならない。

(2) 局長は，法律第 5 章に基づく異議申立人に対し，特許付与について異議申立がされている出願の完全明細書に関する報告書の写しを与えなければならない。

規則 9.4　所定の期間：局長による報告書に反論する陳述書

(1) 法律第 99 条(1)又は第 101H 条(1)に関して，所定の期間は，局長が法律第 98 条又は第 101G 条(2)に基づいて報告をした日から 2 月の期間である。

(2) 局長は，法律第 99 条(1)又は第 101H 条(1)に基づいて提出された陳述書の写しを次の者に与えなければならない。

(a) 特許の付与に対して異議申立がされている出願に係わる，再審査された完全明細書についての法律第 5 章に基づく異議申立人，及び

(b) 再審査を求めた者が特許権者でないとき－再審査を求めた者

規則 9.5　再審査の終了

局長が法律第 97 条(1)に基づく再審査に関して不利な報告書を作成した場合において，

(a) 法律第 99 条に基づいて陳述書が提出され，かつ，

(i) 局長が出願人に対し，局長が法律第 98 条に基づいて報告をした日から 3 月以内に，法律第 107 条(2)にいう聴聞を受ける機会を与えるか，若しくは

(ii) 出願人又は特許権者が，(i)にいう日から 3 月以内に，再審査報告書に記載されている合法的な拒絶理由を除去するために，完全明細書を補正する許可を求めたときは，

再審査は，補正を認めるか否かの決定がされたときに終了し，

(b) 法律第 99 条に基づいて陳述書が提出され，かつ，(a)(i)及び(ii)に該当しない場合－再審査は，局長が法律第 98 条に基づいて報告をした日から 2 月をもって終了し，

(c) 法律第 99 条に基づく陳述書が提出されることなく，かつ，

(i) 局長が出願人に対し，局長が法律第 98 条に基づいて報告をした日から 2 月以内に，法律第 107 条(2)にいう聴聞を受ける機会を与えるか，若しくは

(ii) 出願人又は特許権者が，局長が法律第 98 条に基づいて報告をした日から 2 月以内に，再審査報告書に記載されている合法的な異論の理由を除去するために，完全明細書を補正する許可を求めた場合は，

再審査は，補正を認めるか否かの決定がされたときに終了し，又は

(d) 法律第 99 条に基づく陳述書が提出されず，かつ，(c)(i)及び(ii)に該当しない場合－再審査は，局長が法律第 98 条に基づいて報告をした日から 2 月をもって終了する。

第 9A 章　革新特許の審査

規則 9A.1　審査請求

(1)　革新特許に関する完全明細書についての審査請求は，承認された様式によらなければならない。

(2)　局長は，法律第 101A 条(a)に基づいて完全明細書を審査する旨を決定したときは，その決定について特許権者に通知しなければならない。

(3)　法律第 101A 条(b)に基づく請求が特許権者以外の者によってされたときは，局長は，特許権者に，その請求について通知しなければならない。

(4) 完全明細書についての審査請求は，次の場合にのみ，取り下げることができる。

(a) 請求をした者により，

(b) 完全明細書の審査が開始される前に，かつ，

(c) 局長が合理的理由に基づいて，請求が誤って行われたということを認める場合

(5)　完全明細書の審査が開始されている場合は，その明細書についての更なる審査請求はすることができない。

規則 9A.2　完全明細書の審査

法律第 101B 条に関して，局長は，特許が付与されている場合に限り，革新特許に関する完全明細書の審査を行うことができる。

規則 9A.3　審査の実施

(1)　局長は，合理的理由に基づいて，革新特許を取り消すための合法的理由が存在すると信じる場合は，審査について報告する際に取消理由を記載しなければならない。

(2) 特許権者は，書面をもって取消理由に反論すること又は第 10 章に従って，完全明細書を補正する許可を求めることができる。

(3) 特許権者が，法律第 101B 条に基づく報告書に対する回答として又はその報告書を予測して，完全明細書を訂正する許可を求めたときは，局長は，提案されている訂正が既にされているものとして，明細書を審査し，かつ，報告しなければならない。

(4)　特許権者が取消理由に対して反論したときは，局長は，明細書を審査し，かつ，出願人が提起した事項に留意しなければならない。

(5)　審査請求が，特許権者以外の者によってされた場合は，局長は，報告書の写しを審査請求した者に送付しなければならない。

規則 9A.4　審査期間

法律第 101C 条(b)に関して，革新特許についての完全明細書の審査は，次のうち最も遅く終わる期間が終了するときまでに完了させなければならない：

(a) 法律第 101B 条に基づき最初の報告書が交付された日から 6 月の期間，

(b) 規則 13.4(1)(d)に記述された期間，

(c)　その特許に関して，所定の裁判所に上訴がされている場合－その上訴が取り下げられたか，最終的に処理されたか若しくは決定された日から 3 月の期間又は裁判所が許可するそれより長い期間，

(d) 局長が，法律第 43AA 条(4)に基づいて供される書類を要求する場合－要求が次の場合になされる日から 5 月，
(e) 次の場合，すなわち：
(i) 局長が，法律第 28 条(1)に基づく通知書を特許権者に出している場合，及び
(ii) 取消理由が通知書における情報基づいて提起された場合，
取消理由について最初に記述する報告書の日付から 3 月，
(f) 次の場合，すなわち：
(i) 局長が，出願人に対し，次により，法律第 101B 条又は規則 10.2 に基づく報告書に関して聴聞を受ける機会を与える場合：
(A) 出願人に対して，意見書が提出されなければならない期日に関して，通知すること，又は
(B) 出願人に対して，口頭審理の日付，時刻及び場所に関して，通知すること，及び
(ii) 局長が，次のとおりに，報告書に関して書面で決定をなす場合，
決定がなされる日付から 3 月，
(g) 局長が，法律第 101EA 条に基づいて審査証明書を取り消す場合－取消の決定がなされる日から 3 月。

規則 9A.5　革新特許の有効性

審査の目的で，法律第 28 条(1)に基づく通知書が提出されている場合は，局長は，発明が法律第 18 条(1A)(b)の要件を満たしていない旨を主張して通知書に記載されている事項を検討しなければならない。

第 10 章　補正

規則 10.1　補正書の様式

(1) 法律第 104 条(1)の適用上，出願人又は特許権者は，承認された様式による補正許可を求める請求書を補正提案書と共に提出することにより，局長に対し，特許願書又は完全明細書又は他の提出書類を補正するための許可を求めることができる。

(1A) 出願人が(1B)にいう理由によって，特許願書，完全明細書又はその他の提出書類の補正を提案する場合において，補正提案書が提出されたときは，出願人は，(1)の要件を満たしたものとみなす。

(1B) (1A)に関して，理由とは，次の通りである。

(a) 審査報告書において提起されている合法的な拒絶理由又は取消理由を除去すること，

(b) 標準特許出願について－特許願書及び完全明細書の審査についての予測，又は

(c) 革新特許について－完全明細書の審査についての予測

(3) 局長は，出願人又は特許権者に対し，補正請求についての理由陳述書及び当該請求についての裏付け証拠を，提出要求を受けてから 3 月以内に提出するよう要求することができる。

(4) 局長は，補正の許可を与える前に特許権者に対し，特許権者が知る限りにおいて，その特許について関連する法的手続が係属していない旨の陳述書を，提出要求を受けてから 1 月以内に提出するよう要求することができる。

(5) この章の適用上，補正提案書は，規則 10.5 に基づいて，特許願書又は完全明細書又は他の提出書類の補正が許可される前に，最初に言及した提案書に関する補正提案書を提出することによって補正することができる。

規則 10.2　局長は補正許可請求を検討し，処理しなければならない

(1) 法律第 104 条(2)の適用上，局長は，次のことについて報告しなければならない。

(a) 補正許可請求書及び補正提案が，規則 10.1 及び法律第 229 条に基づく文書において定められた方式要件を満たしているか否か，

(b) 完全明細書についての補正提案が，法律第 102 条又は第 103 条により，許可を受けることができないものであるか否か，及び

(c) 補正提案が，規則 10.3 により，許可を受けることができないものであるか否か又は実行された場合は，法律又は本規則により，他の理由で許可を受けることができないものであるか否か

更に，補正許可請求書が PCT 出願に関連し，かつ，当該出願に関する国際予備審査報告書の写しが局長に提供されていない場合は，局長は次のことを行うことができる。

(d) その事実について通知すること，及び

(e) 出願人に対し，国際予備審査報告書の写しを提供するよう又は PCT 第 34 条に基づいて一切の補正がなされていない旨を通知するよう又は PCT 第 34 条に基づいて行うことができた補正を放棄するよう要求すること

(2) 局長は，(1)に基づいて作成された各報告書の写しを出願人又は特許権者に与えなければならない。

(3) 出願人又は特許権者は，次の事項を行うことができる。

(a) 報告書に対し書面で反論すること，

(b) (1)(a)にいう提案書についての補正提案書を提出すること，又は
(c) 報告書がPCT出願の補正許可請求書に関連しており，かつ，局長が(1)に基づいて，国際予備審査報告書が局長に提供されていない旨を報告している場合は，
(i) 国際予備審査報告書の写しを局長に提供すること，
(ii) 次の場合，すなわち，
(A) PCT第31条に基づく一切の請求がなされなかった場合，
(B) PCT第34条に基づく一切の補正がなされなかった場合，又は
(C) 出願人が法律第29A条(5)の要件を満たした後に，PCT第31条に基づいて請求がなされた又は国際予備審査報告書が作成された場合は，
局長にその事実を通知すること，
(iii) PCT第34条に基づいて行うことが可能であった補正を放棄することを選択すること
(4) (3)にいう補正提案書が提出されたときは，局長は，補正提案が実行されたものとして，(1)に基づいて報告しなければならない。
(5) 出願人又は特許権者が(3)に基づいて報告書に反論したときは，局長は，(1)に基づいて報告しなければならず，また，出願人又は特許権者が提起した事項に留意しなければならない。
(5A) (3)に基づいて，出願人が，
(a) 局長に対して，国際予備審査報告書の写しを提供した場合，
(b) 局長に対して，(3)(c)(ii)にいう通知を行った場合，又は
(c) PCT第34条に基づいて行うことが可能であった補正を放棄することを選択した場合は，局長は，当該事実に留意して，(1)に基づいて報告しなければならない。
(6) (6A)は，次の場合に適用する。
(a) 次の何れかの条件に該当していること
(i) 標準特許の付与について，法律第59条に基づいて異議申立がされていること，又は
(ii) 革新特許について，法律第101M条に基づいて異議申立がされていること，及び
(b) 出願人又は特許権者が，関係する特許願書又は完全明細書を補正するための許可を請求したこと
(6A) 局長は，次のことを行わなければならない。
(a) 補正許可請求書が提出された後速やかに，補正許可請求書及び補正提案書の写しを異議申立人に与えること，及び
(b) 異議申立人に対し，前記の請求書及び提案書についての意見を求めること
(7) 異議申立人は，(6A)(a)に基づいて補正許可請求書及び提案書の写しが与えられてから21日以内又は局長によって許可されたそれより長い期間(最長2月)内に，意見書を提出することができる。
(8) 次の場合，すなわち，
(a) ある者が局長に対し，規則3.25(1)に基づいて，当該規則にいう証明書を付与するよう請求し，
(b) 局長が，規則3.25(2)に基づく決定をしておらず，かつ，
(c) 出願人又は特許権者が，法律第6条(c)にいう事項に関し，完全明細書を補正する許可を求める請求をした場合は，
局長は，補正許可請求書が提出された後速やかに，(a)にいう者に対し，当該請求書及び補正

提案書の写しを与えなければならない。
(9) 微生物に関連する完全明細書についての補正許可請求が，規則 3.29(1)に基づいてある者が提出した通知書に係わる事項を完全明細書に含める目的でされたときは，局長は，補正許可請求書が提出された後速やかに，当該請求書及び補正提案書の写しをその者に与えなければならない。

規則 10.2A　補正の許可にかかわる決定のために検討される書類
法律第 102 条(1)(b)に関し，次の書類が規定されている：
(a) 完全明細書と共に提出された要約，
(b) 規則 3.5A 又は PCT 規則 20.5 若しくは 20.6 に従って，完全明細書内に組み込まれた当該完全明細書の欠落部分又は要素，
(c) 次の目的のために，完全明細書の提出後に，その完全明細書についてなされている補正書：
(i) 誤記又は明白な錯誤を補正すること，又は
(ii) 法律第 6 条(a)に準拠すること。

規則 10.2B　特許願書について許可を受けることができない補正
(1) 本規則は，法律第 102 条(2D)についてなされたものである。
(2) 特許願書の補正は，次の場合は，許可を受けることができない：
(a) 特許願書が，法律第 49 条又は第 52 条に基づいて受理されており，かつ，
(b) その補正が，特許出願について次のような変更をもたらすことになる場合：
(i) 標準特許出願から革新特許出願への変更，又は
(ii) 革新特許出願から標準特許出願への変更。
(3) 次の場合，すなわち：
(a) 標準特許の特許願書についての補正許可請求書が，その明細書に関して，法律第 54 条に基づき，公報に通知が公表される予定の日前 3 週間以内に提出され，かつ，
(b) その補正が，次のことをもたらす場合：
(i) 当該特許出願を，標準特許出願から革新特許出願へ変更すること，又は
(ii) 当該出願の優先日を，当該出願について現在記録されている優先日後の日付に変更すること，
その補正は，通知が公表される日の後まで，許可を受けることができない。
(4) 特許願書の補正は，次の場合は，許可を受けることができない：
(a) 特許願書が，法律第 49 条又は第 52 条に基づいて許可されており，かつ，
(b) その補正が，法律第 79B 条又は第 79C 条の意義の範囲内で，特許出願から更なる完全出願への変更をもたらす場合。
(5) 特許願書の補正は，次の場合は，許可を受けることができない：
(a) その補正が，法律第 79B 条の意義の範囲内で，特許出願から更なる完全出願への変更をもたらし，かつ，
(b) 更なる完全出願をなすために法律第 79B 条(3)に基づいて許可された期間が，終了している場合。
(6) 特許願書の補正は，次の場合は，許可を受けることができない：

(a) その補正が，法律第 79C 条の意義の範囲内で，特許出願から更なる完全出願への変更をもたらし，かつ，
(b) 更なる完全出願をなすために法律第 79C 条(2)に基づいて許可された期間が，終了している場合。
(7) 特許願書の補正は，特許が付与された後は，許可を受けることができない。

規則 10.2C　完全明細書について許可を受けることができない補正

(1) 本規則は，法律第 102 条(2D)について設定されたものである。
(2) 完全明細書の補正は，次の場合は，許可を受けることができない：
(a) 補正が，法律第 6 条(c)に記述された事項に関し，かつ，
(b) その補正がなされた後に，明細書が当該条項に特定された事項の各々を含んでいない場合。
(3) 完全明細書の補正は，局長が次を行う場合は，許可を受けることができない：
(a) 規則 10.2(8)又は(9)に基づく補正許可請求書の写しを，ある者に与えており，かつ，
(b) その者に対して，聴聞を受ける機会を与えていないこと。
(4) 革新特許にかかわる完全明細書の補正は，規則 3.2B に基づく指示に応じて提案された補正書を除き，特許が付与されるまで，許可を受けることができない。
(5) 革新特許の完全明細書についての補正は，その補正の結果，明細書が，
(a) 法律第 18 条(2)にいう事柄，又は
(b) 法律第 18 条(3)にいう事柄(法律第 18 条(4)にいう事柄を除く)，
をクレームすることになる場合は，許可を受けることができない。
(6) 完全明細書についての補正は，法律第 112 条又は第 112A 条に反して当該補正が行われる場合には，許可されない。

規則 10.3　その他の書類について許可を受けることができない補正

(1) 仮明細書に関し，その仮明細書の補正は，補正の結果として，明細書が，共に採用された次の複数の書類に開示された範囲を超える事項について開示している場合には，許可を受けることができない：
(a) 提出された仮明細書，
(b) 仮明細書と共に提出された要約，
(c) 規則 3.5A に従って明細書に組み込まれた仮明細書の欠落部分。
(2) 要約の補正は，許可を受けることができない。

規則 10.4　局長は補正許可請求を拒絶しなければならない

局長は，次の条件に該当している場合は，補正許可請求を拒絶しなければならない。
(a) 局長が，補正提案は，規則 10.2C(3)にいう理由以外の理由によって，許可を受けることができないものである旨を合理的に信じていること，
(b) 出願人又は特許権者が，規則 10.1(3)に基づく局長の要求に従っていないこと，又は
(c) 特許に関する完全明細書についての補正提案の場合－特許権者が，規則 10.1(4)に基づく局長の要求に従っていないこと

規則 10.5　局長は補正許可を容認しなければならない

(1)　局長は，次の条件に該当している場合は，特許願書，完全明細書又は提出された他の書類についての補正許可を容認しなければならない。

(a)　規則 10.2(1)に基づく補正提案に関する報告が不利な報告でないこと，

(b)　法律第 45 条に基づく審査に関連する報告についての予測又は応答として提案され，かつ，法律第 6 条(c)にいう事項に関連していない補正の場合－局長が，補正提案が特許願書及び完全明細書に対する合法的な拒絶理由のすべてを除去することになると認めていること，及び

(c)　法律第 101B 条に基づく審査に関連する報告についての予測又は応答として提案された補正の場合－局長が，補正提案が革新特許についての合法的な取消理由のすべてを除去することになると認めていること

(2)　局長が補正許可を容認した場合において，次の事情に該当しているときは，局長は，その事実を公報に公告しなければならない。

(a)　補正許可に係わる特許願書及び完全明細書を法律第 49 条に基づいて受理したこと，又は法律第 101E 条に基づいて証明をする旨の決定をしたこと，及び

(b)　補正提案が，

(i)　完全明細書，又は

(ii)　特許願書又は他の提出書類に関するものであって，願書又は書類の意味又は範囲を実質的に変更することになるものであること

(3)　(2)に基づき公告がされたときは，大臣又はその他の者は，補正の許可に異議申立をすることができる。

(4)　(2)(b)の適用上，

(a)　補正許可請求書が，法律第 61 条に基づく出願に対する特許の付与前に提出されており，かつ，

(b)　補正提案が，その特許の出願人の名称又は宛先に関するものである場合は，

補正提案は，特許願書又は他の提出書類の意味又は範囲を実質的に変更するものとはみなさない。

規則 10.6　補正許可を与える時期

(1)　次の場合，すなわち，

(a)　局長が，特許願書，完全明細書又は他の提出書類について補正許可を容認し，かつ，

(b)　その補正に，規則 10.5(2)が適用されない場合は，

局長は，補正提案を直ちに許可しなければならない。

(2)　次の場合，すなわち，

(a)　特許願書，完全明細書又は他の提出書類の補正提案に対して規則 10.5(2)が適用され，

(b)　その補正提案についての許可に異議申立をする者がおらず，かつ，

(c)　関連する法的手続は係属していないことを局長が認めた場合は，

局長は，異議申立手続を提起するための期間が終了したときに，補正提案を許可しなければならない。

(3)　次の場合，すなわち，

(a)　特許願書，完全明細書又は他の提出書類の補正提案に対して規則 10.5(2)が適用され，

(b) その補正提案についての許可に異議申立をする者がおり，
(c) 異議申立について，異議申立人にとって不利な決定がされ，かつ，
(d) 関連する法的手続は係属していないことを局長が認めた場合は，
局長は，異議申立について完全に決定がされた後，直ちに補正提案を許可しなければならない。
(4) (3)の適用上，異議申立は，次の場合に，完全に決定される。
(a) 異議申立について決定が行われ，当該決定がその後，如何なる方式の再審理(行政不服審判所又は所定の裁判所の決定に対する上訴の方法による再審理を含む)の対象にもならない場合，
(b) 異議申立についてされた決定は，再審理(行政不服審判所又は所定の裁判所の決定に対する上訴の方法による再審理を含む)の対象となったが，再審理のための手続を開始することができた期間が，再審理のための手続が開始されることなく満了した場合，又は
(c) 異議申立が取り下げられた場合
(5) 局長が特許権者に対し，特許権者が知る限りにおいては，関連する法的手続は係属していない旨の陳述書を提出するよう要求したときは，特許権者は，局長から要求を受けた後 1 月以内に，その陳述書を提出しなければならない。

規則 10.6A　補正請求の検討の据え置き
(1) 本規則は，次の場合に適用する。
(a) 2012 年 1 月 1 日以後に出願人が完全明細書の補正許可を局長に要求し，
(b) その完全明細書が標準特許出願に関係し，
(c) 出願人がその出願に関する特許願書及び完全明細書の審査請求書を提出せず，及び
(d) 出願人が，特許願書及び完全明細書の局長による審査が済むまで，補正の許可請求の検討を据え置くよう局長に要求する場合
(2) 完全明細書の補正許可請求は，出願人が特許願書及び完全明細書の審査請求書を提出した直後に提出されたものとみなす。

規則 10.6B　許可付与の取消
(1) 規則 10.5 に基づく特許願書，完全明細書又はその他の提出書類にかかわる補正許可の付与は，次の場合は，取り消される：
(a) 補正許可が，法律第 49 条(1)に基づく特許願書及び完全明細書の受理と同時に付与され，かつ，
(b) その特許願書及び完全明細書の受理が，後日に，法律第 50A 条に基づいて取り消される場合。
(2) 規則 10.5 に基づく特許願書，完全明細書又はその他の提出書類にかかわる補正許可の付与は，次の場合は，取り消される：
(a) 補正許可が，法律第 101E 条(a)に記述された決定がなされたのと同時に付与され，かつ，
(b) その特許に関して発行された審査証明書が，後日に，法律第 101EA 条(1)に基づいて取り消される場合。
(3) 局長は，次を認める場合には，規則 10.5 に基づく特許願書，完全明細書又はその他の提出書類かかわる補正許可の付与を取り消すことができる：

(a) 補正許可が，(局長が存在している状況を知っていたか否かに関係なく)付与されたときに存在していたすべての状況を考慮して，付与されるべきでないこと，
(b) すべての状況を考慮して，(該当する場合は)補正の付与及び許可を取り消すことが適切であること，及び
(c) 該当する手続き係属中のことが存在していないこと。
(4) 規則 10.5 に基づく特許願書，完全明細書又はその他の提出書類にかかわる補正許可が，(自動的に又は局長によって)取り消される場合：
(a) 補正許可は，決して付与されないものとみなされる，
(b) 規則 10.6 に基づいて許可される場合，補正は許可されているとはみなされない，
(c) 局長は，規則 10.2(1)に従って，補正について審査し，かつ，報告することを続行しなければならない，及び
(d) 規則 10.5 及び 10.6 は，当該補正に関して適用され続ける。

規則 10.7　登録簿の訂正
(1) 法律第 191A 条に基づいて登録簿の訂正を申請する者は，その訂正を承認された様式で行わなければならない。
(2) 局長は：
(a) 出願を検討する目的のためにいかなる者からも更なる情報を求めることができ，かつ，
(b) 更なる情報を求めつつ，その出願について検討することを要求されない。
(3) 局長は，訂正が次でないことを条件として，訂正請求書にかかわる通知を公報に公表しなければならない：
(a) 登録簿に含まれる宛先に関するものであること，
(b) 登録簿に含まれる名称に関し，かつ，特定の変更に関していないこと，
(c) 登録簿に含まれる発明の名称に関していること，
(d) 登録簿において発生した明白な錯誤を訂正するためであること，又は
(e) 登録簿における記入の意義又は範囲を実質的に変更しないこと。
(4) しかしながら，局長は，訂正がなされるべきでないことを満たされる場合には，(3)に基づく通知の公表を要求されない。
(5) 局長は，(3)に基づく通知の公表を行う場合は，次の後まで，登録簿を訂正してはならない：
(a) 通知の公表から 2 月，及び
(b) ある者が訂正要求に関して聴聞を受けることを要求する場合－その者が聴聞を受けた後。

規則 10.8　所定の決定：連邦裁判所への上訴
法律第 104 条(7)に関して，所定の決定とは，規則 10.5(1)(b)又は(c)の適用対象である特許願書又は完全明細書について補正許可を容認する決定である。

規則 10.10　所定の期間：裁判所命令の提出
法律第 105 条(5)の適用上，所定の期間とは，裁判所命令の日付から 14 日の期間である。

規則 10.11　局長による指示の様式：特許

法律第 106 条(1)に基づく局長の指示は，次の要件を満たしていなければならない。

(a) 書面によること，

(b) その指示に係わる特許が無効であると認める根拠とした理由を記載していること，及び

(c) 特許権者が関連する補正提案書を提出しなければならない期間を指定していること

規則 10.12　局長による指示の様式：出願

法律第 107 条(1)に基づく局長の指示は，次の要件を満たしていなければならない。

(a) 書面によること，

(b) 特許願書又は完全明細書への拒絶の合法的理由であると認める根拠とした理由を記載していること，及び

(c) 出願人が関連する補正提案書を提出しなければならない期間を指定していること

規則 10.14　請求様式：譲渡又は契約に基づく権利の主張

法律第 113 条(1)に基づく局長の指示を求める請求は，承認された様式によらなければならない。

第 11 章　侵害

規則 11.1　侵害の免責：所定の外国

法律における「外国籍航空機」,「外国籍陸上車輌」及び「外国籍船舶」の定義の適用上，規則 1.4 に記載した各外国が所定の外国である。

第 12 章　強制ライセンス及び特許の取消

第 1 部　強制ライセンス(一般)

規則 12.1　強制ライセンスを求める申請

(1) 法律第 133 条(1)の適用上，申請の対象である特許の付与日後 3 年の期間が所定の期間である。

(2) 申請人は，連邦裁判所の書記官に，次のものを提出しなければならない。

(a) 次の事項を記載している申請書の写し

(i) 申請人の名称及び宛先，

(ii) 申請に関する送達宛先，

(iii) 特許の特定，

(iv) 申請人が法律第 133 条(2)(a)にいう理由に依拠する場合－法律第 133 条(3)(a)，(b)及び(e)にいう事項を考慮して，命令の発出を裏付ける事実，

(iva) 申請人が法律第 133 条(2)(b)にいう理由に依拠する場合－特許権者が当該特許に関連して，1974 年取引慣行法第 IV 部又は適用する法律(同法第 150A 条に規定する)に違反した又は違反している旨の主張を裏付ける事実

(v) 革新特許に関して－特許が証明された日付，並びに

(b) 陳述されている事実は申請人が知る限りにおいて真実である旨の申請人による宣言書

(2A) (2)(a)(ii)に関し，送達宛先は，申請の送達のために連邦裁判所の規則に記載された宛先であって，適時有効なものでなければならない。

(3) 申請人は，次の事項を行わなければならない。

(a) 前記の提出の後速やかに，申請書及び宣言書の写しを特許権者及び特許に関する利害を主張している他のすべての者に送達すること，及び

(b) 書記官に対し，(a)を満たした日付及び場所について届け出ること

(4) (3)に関し，申請人は，申請書及び宣言書の送達について連邦裁判所の定める別の規則であって，適時有効なものに従って当該写しを送達しなければならない。

規則 12.2　所定の期間：特許の取消

(1) 法律第 134 条(1)に関して，所定の期間とは，特許に関する最初の強制ライセンス付与の日から 2 年である。

(2) 連邦裁判所は，予備的争点として，強制ライセンスが命令されている特許の取消を申請する者の権利についての疑義を審理し，決定することができる。

第 2 部　特許医薬発明の強制ライセンス(製造及び有資格輸入国への輸出のための)

規則 12.2A　PPI 命令の申請

(1) 有資格輸入国への医薬製品の輸出に関する PPI 命令についての申請人は，次の各号の事項を含む申請書を連邦裁判所の書記官に提出しなければならない：

(a) 申請人の名称及び宛先

(b) 申請に関する申請人の送達宛先

(c) 有資格輸入国の名称

(d) 医薬製品が，ある者によって有資格輸入国を代理し，かつ，その許可を得て輸入される場合-その者の名称及び宛先

(e) 医薬製品の名称

(f) 有資格輸入国における当該医薬製品の意図している用途

(g) 輸出向けに製造を意図している医薬製品の数量

(h) PPI 強制ライセンスの意図している期間

(i) 特許の特定

(j) 特許権者の名称

(k) 特許が革新特許である場合-革新特許の証明日

(2) (1)(b)について，送達宛先は，申請の送達のために連邦裁判所の定める適時有効な規則に記述された宛先でなければならない。

(3) 申請人は，次の事項を行わなければならない：

(a) 前記の提出後可及的速やかに申請書の写しを特許権者及び特許に関する利害を主張している他のすべての者に送達すること，及び

(b) 書記官に対し，(a)を満たした日付及び場所について届け出ること

(4) (3)について，申請人は，申請書の送達のために連邦裁判所の定める適時有効な規則に従って当該写しを送達しなければならない。

規則 12.2B　PPI 強制ライセンス届出要件

(1) 本規則は，医薬製品の有資格輸入国への輸入に関して法律第 136E 条(1)(f)についての届出要件を規定する。

(2) (3)は，有資格輸入国が WTO 加盟国である場合に適用される。

(3) 有資格輸入国は，TRIPS 協定の附則に従って TRIPS 理事会に対して届出していなければならない。

(4) (5)は，有資格輸入国が次のとおりである場合に適用される：

(a) 後発開発途上国であって，

(b) WTO 加盟国でない。

(5) 有資格輸入国は，局長に対して次のとおり，書面による届出をしなければならない：

(a) 次を記載し：

(i) 有資格輸入国の名称，

(ii) 医薬製品の名称，及び

(iii) 有資格輸入国へ輸入される医薬製品の予測数量，かつ，

(b) 医薬製品が有資格輸入国において特許を受けている場合，同国が次のとおりであること

を確認する：
TRIPS 協定及び附属書が有資格輸入国に適用される場合，TRIPS 協定第 31 条及び第 31 条の 2 並びに同協定附属書に従う筈の強制ライセンスを：
(i) 付与している，又は
(ii) 付与する意図がある。

規則 12.2C　PPI 強制ライセンス製品のラベリング及びマーキング
(1) 法律第 136F 条(1)(C)について，医薬製品は次の方法でラベリング又はマーキングされなければならない。
(a) PPI 強制ライセンスに基づいてオーストラリアから輸出される製品を明瞭に特定し，
(b) 次のものから製品を識別する：
(i) オーストラリアで販売される同じ医薬製品，及び
(ii) ライセンスに基づくもの以外で輸出される同じ医薬製品
(2) (1)について，ラベリング又はマーキングは，次のとおりとしなければならない：
(a) 次に対して適用され：
(i) 医薬製品を包む直接の包装，及び
(ii) その包装を内容とするその他の包装(他の包装が含まれるか否かを問わず)，かつ，
(b) 製品が輸出されている間のすべての時期に明瞭に判読できるものであり続ける。

規則 12.2D　PPI 強制ライセンス積荷情報
(1) 法律第 136F 条(1)(d)について，医薬製品の各出荷に関して次の積荷情報が規定されている：
(a) 医薬製品の名称
(b) その積荷における製品の数量
(c) 実施権者の名称
(d) 実施権者の送達宛先
(e) 有資格輸入国の名称
(f) ある者が有資格輸入国を代表しかつその許可を得て医薬製品を輸入しようとしている場合-その者の名称及び宛先
(g) 医薬製品の包装(色彩，サイズ及び形状を含む)及びラベリング又はマーキングの説明
(2) 法律第 136F 条(1)(d)について，積荷情報は少なくともライセンスの存続期間中，利用可能とされなければならない。

規則 12.2E　PPI 強制ライセンス局長に対して情報を提供すること
(1) 本規則は，法律第 136F 条(1)(h)について，ライセンスに関して実施権者が局長に提供しなければならない情報を規定する。
ライセンスの付与
(2) 実施権者は，PPI 強制ライセンスの付与に関して次の情報を局長に提供しなければならない：
(a) PPI 命令の日付
(b) PPI 命令がなされた場所

(c) 実施権者の名称及び宛先
(d) 実施権者の送達宛先
(e) 医薬製品の名称
(f) 輸出用に製造することができることを連邦裁判所が決定した医薬製品の数量
(g) 医薬製品が輸出仕向けされる有資格輸入国
(h) ライセンスの存続期間
(i) 特許の特定
(j) 積荷情報が利用可能とされるウェブサイトのアドレス
(3) (2)に記述されている情報は，次のとおり局長に提供されなければならない：
(a) 承認された様式により，
(b) 連邦裁判所がライセンスの付与を求める命令をした後 1 月以内に

ライセンスの修正

(4) ライセンスが法律第 136G 条に基づく命令によって修正される場合は，実施権者は局長に修正に関する次の情報を提供しなければならない：
(a) 修正命令の日付
(b) 修正命令がなされた場所
(c) 修正の詳細
(5) (4)に記述されている情報は，次のとおり局長に提供されなければならない：
(a) 承認された様式により
(b) 連邦裁判所がライセンスを修正する命令をした後 1 月以内に

ライセンスの取消

(6) ライセンスが法律第 136H 条に基づく命令によって取消された場合は，実施権者はその取消に関して次の情報を局長に提供しなければならない：
(a) 取消命令の日付
(b) 取消命令がなされた場所
(7) (6)に記述されている情報は，次のとおり局長に提供されなければならない：
(a) 承認された様式により，
(b) 連邦裁判所がライセンスを取消する命令をした後 1 月以内に

報酬額の合意

(8) ライセンスの報酬額が法律第 136J 条(3)(a)に基づいて合意され又は法律第 136J 条(3)(b)に基づいて連邦裁判所によって決定された場合，実施権者は，報酬額が合意又は(場合により)決定されている旨の陳述書を局長に提供しなければならない。
(9) (8)に記述されている情報は，次のとおり局長に提供されなければならない：
(a) 承認された様式により，
(b) 合意に達した又は決定がなされた後 1 月以内に

規則 12.2F　規則 12.2E に基づいて提供された情報の取扱い

(1) 局長は，PPI 強制ライセンスの付与に関して規則 12.2E(2)に記述されている情報を受領した場合，次のとおりとしなければならない：
(a) 有資格輸入国が WTO 加盟国である場合-情報の写しを TRIPS 理事会に提供する。又は
(b) その他の場合-情報をインターネット上に公告する。

(2) 局長は，ライセンスに関し規則 12.2E(8)に記述されている情報を受領した場合，そのライセンスが関係する有資格輸入国に対し，ライセンスに関する報酬額が合意又は(場合により)決定されている旨を記載する通知書を提供しなければならない。

第 3 部　特許の放棄及び取消

規則 12.3　通知の様式：特許放棄の申出

(1) 法律第 137 条(1)に基づく通知は，承認された様式によらなければならない。
(2) 法律第 137 条(2)に基づく放棄の申出は，公報に公告しなければならない。
(3) 利害関係を有する者は，法律第 137 条(3)に基づいて聴聞を受けることを希望する旨の通知を，公告がされてから 1 月以内に，局長に出さなければならない。
(4) 局長は，予備的争点として，聴聞を受ける者の権利についての疑義を聴聞し，決定することができる。

規則 12.4　特許の取消を求める申請

(1) 法律第 138 条(1)に基づき，所定の裁判所に特許取消命令を申請する者は，訴答書面又は特許の有効性を争う別の書面に，次の事項を記載しなければならない。
(a) 申請人が依拠する理由の明細，及び
(b) 革新特許に関して－その特許が証明された日
(2) 理由の 1 が，その発明は，文献において又は行為の実行を通じて当該発明についての情報があるため，特許を受けることができる発明ではないとするものであるときは，明細には次の事項を明示しなければならない。
(a) 文献の場合－その文献が公衆の利用に供されるようになったと主張される時期及び場所，また
(b) 行為の場合は，
(i) その行為を実施したと主張される者の名称，
(ii) その行為が公然実施されたと主張される期間及び場所，
(iii) その行為を特定するのに十分な説明，及び
(iv) その行為が装置又は機械に関連している場合－その装置又は機械が存在しているか否か，及び存在しているときは，それを検証することができる場所
(3) 裁判所の許可がある場合を除き，
(a) 理由明細に開示されていない無効理由を証明する証拠は，認めることができず，また
(b) 明細の提出日に存在している装置又は機械に関する証拠は，その証拠に依拠する当事者が次の事項を行ったことが，申請の審理に係わる各相手当事者に対して又は各相手当事者によって証明されない限り，認めることができない。
(i) 当該装置又は機械を前記の当事者が占有していた場合－それを検証する機会を提供したこと，又は
(ii) 前記以外の場合－その検証を可能にするために合理的な努力をしたこと
(4) 裁判所は，次の事項を行うことができる。
(a) 明細の提出期間を延長すること，及び
(b) 明細についての補正を許可すること

第 13 章　出願の取下及び失効並びに特許の停止

規則 13.1　出願取下の公告

局長は，法律第 141 条に基づく特許出願の取下を公報に公告しなければならない。

規則 13.1A　標準特許出願を取り下げることができない期間

(1) 法律第 141 条(1)(c)に関して，標準特許出願についての所定の期間は，次の通りである。

(a) 明細書に関する法律第 54 条に基づく公告が公報において行われる予定の日前 3 週間，又は

(b) 法律第 49 条(5)(b)に基づく受理が公報に公告される予定の日前 3 週間

(2) (1)は，法律第 152 条(3)又は第 173 条(1)に基づいて出された命令が効力を有している場合は，適用しない。

規則 13.1B　革新特許出願を取り下げることができない期間

(1) 法律第 141 条(1)(c)に関して，革新特許出願についての所定の期間は，次の通りである。

(a) 局長が法律第 52 条(2)に基づいて特許願書及び完全明細書を受理したときに開始し，かつ，

(b) 局長が法律第 62 条(1)に基づいて特許を付与したときに終了する期間

(2) (1)は，法律第 152 条(3)又は第 173 条(1)に基づいて出された命令が効力を有している場合は，適用しない。

規則 13.1C　PCT 出願：出願を取り下げることができる又は取り下げたとみなすことができる所定の状況

(1) 法律第 141 条(2)に関し，PCT 出願は，法律第 141 条(1)に記述された条件が満たされる場合には，取り下げることができる。

(2) 法律第 141 条(2)に関し，PCT 出願は，PCT 第 11 条(3)が，PCT 第 24 条(1)(i)に基づく PCT 出願に関して，オーストラリア国において効力を有さなくなった場合には，取り下げたものとみなされる。

規則 13.3　所定の期間：継続手数料

(1) 法律第 142 条(2)(d)に関して，

(a) 標準特許出願の継続手数料は，関連する周年日に対して，当該周年日の最後の瞬間に納付期限となり，また

(b) その手数料の納付をしなければならない期間は，当該周年日の最後の瞬間に終了する期間である。

(1A) ただし，継続手数料が関連する周年日が終了してから 6 月(「6 月期間」)以内に納付される場合は，

(a) (1)(b)にいう期間は，手数料が納付されるときまで延長されているものとみなし，

(b) その継続手数料は，附則 7 の項目 211 に記載した追加手数料を含むものとし，また

(c) その追加手数料は，6 月期間の初日から納付義務が生じる。

(2) 2002 年 4 月 1 日前になされ，法律第 33 条，第 34 条，第 35 条，第 36 条又は第 79B 条が

適用される出願の場合は，出願日後 12 月が経過する前に納付すべき継続手数料は，納付されているものとみなす。
(3) 本規則において，標準特許出願についての「関連する周年日」とは，次の周年日をいう。
(a) その出願について特許が付与された場合に特許日となる日の周年日であり，かつ，
(b) 附則 7 の項目 211 にいうもの

規則 13.4　所定の期間：願書及び明細書の受理

(1) 本規則に従うことを条件として，法律第 142 条(2)(e)の適用上，出願に関する所定の期間は，次の通りである。
(a) 特許願書及び完全明細書の審査請求が 2013 年 4 月 15 日前に請求された場合－法律第 45 条に基づく最初の報告書(もしあれば)の日付から 21 月の期間
(b) 審査請求が 2013 年 4 月 15 日以降にされ，かつ，(c)に該当しない場合－法律第 45 条に基づく最初の報告書(もしあれば)の日付から 12 月の期間
(c) 次の場合，すなわち：
(i) 審査請求が 2013 年 4 月 15 日以降にされ，
(ii) 法律第 45 条に基づく最初の報告書(もしあれば)の日付以降に，出願に関して規則 3.5AC(9)，規則 3.5AF(2D)又は規則 22.15A(2)に基づく通知がある者に出され，かつ，
(iii) その者が，該当する項によって要求される期間内に当該通知を遵守した場合は，
法律第 45 条に基づく最初の報告書(もしあれば)の日付から 14 月の期間
(d) 局長が，特許願書又は完全明細書は，法律における「先行技術基準」の定義の(b)(ii)に記載した種類の情報に鑑みて，クレームされている範囲では新規性を有さない発明に関するものであることを報告している場合－次の何れか早い方から 3 月の期間
(i) 前記の情報を含む明細書の公開日，又は
(ii) それに関連する失効，拒絶又は取下
(e) 特許願書及び完全明細書が，法律第 32 条に基づいて請求がされた出願に関連している場合－(3)に従うことを条件として，同条に基づく局長の決定の日から 3 月の期間
(f) ある者が，特許願書及び完全明細書に関して宣言を求める法律第 36 条(1)に基づく申請をしている場合－(3)に従うことを条件として，局長が宣言をすること又は宣言を拒絶することを決定した日から 3 月の期間
(g) (3)に従うことを条件として，次の場合，
(i) 局長が，出願人に対し，次により，法律第 45 条又は規則 10.2 に基づく報告書に関して聴聞を受ける機会を与える場合：
(A) 出願人に対して，意見書が提出されなければならない期日に関して通知すること，又は
(B) 出願人に対して，口頭審理の日付，時刻及び場所に関して通知すること，及び
(ii) 局長が，次のとおりに，報告書に関して書面で決定をなす場合，
決定がなされる日付から 3 月，
(ga) (3)に従うことを条件として，局長が，法律第 50A 条(1)に基づいて受理を取り消す場合－取消の決定がなされる日から 3 月。
(h) 特許願書又は完全明細書に関して，所定の裁判所に上訴がされているか又は行政不服審判所に再審理の申請がされている場合－(4)に従うことを条件として，上訴又は申請について，取下，最終的処理又は決定がされた日から 3 月の期間

(j) 次の場合,
(i) 出願が追加特許を求めるものであり，かつ,
(ii) 主発明に対する特許出願に関して，所定の裁判所に上訴がされているか又は行政不服審判所に再審理の申請がされている場合は，(4)に従うことを条件として，上訴又は申請について，取下，最終的処理又は決定がされた日から 3 月の期間
(k) 局長が，法律第 43AA 条(4)に基づいて供される書類を要求する場合－請求日から 5 月の期間
(1) 次の場合,
(i) 局長が法律第 27 条(1)に基づいて出願人に通知をしており，又は
(ii) 出願人が法律第 45 条(3)に基づいて局長に文献調査の結果を報告しており,
かつ，当該通知又は調査結果における情報に基づいて拒絶が提起された場合－当該異論を最初に言及した報告書の日から 3 月の期間
(2) 特定の事件において(1)(a)から(1)までの 2 以上が適用される場合は，失効期間は，その期間のうち最後に終了する期間である。
(3) (1)(e)，(f)，(g)又は(ga)が適用される場合において，局長は，特許願書及び完全明細書の受理が延期されるべきであると認めたときは，3 月超の期間に代替することができる。
(4) (1)(h)又は(j)が適用される場合は，裁判所又は審判所はその裁量において，3 月超の期間に代替することができる。

規則 13.5　出願が失効した場合
(1) 完全出願が法律第 142 条に基づいて失効したときは，局長は，その事実を公報に公告しなければならない。
(2) (1)は，法律第 142 条(2)(f)に基づいて PCT 出願が失効する場合は，法律に基づいて特許出願として扱われる PCT 出願に関しては適用されない。

規則 13.5A　PCT 出願：出願の失効に関する所定の状況
(1) 法律第 142 条(2)(f)に関し，PCT 出願が失効する状況は，出願人が当該条項にかかわる所定の期間内に，法律第 29A 条(5)の要件を満たしていないことにある。
(2) 法律第 142 条(2)(f)に関し，PCT 出願が失効する状況は，PCT 第 11 条(3)に基づく国際出願の効力が，法律第 29A 条(5)の要件が満たされる前に，PCT 第 24 条(1)(ii)に基づいて，オーストラリア国においてなくなることにある。

規則 13.6　特許更新手数料の納付時期
(1) 法律第 143 条(a)及び第 143A 条(d)に関して,
(a) 特許更新手数料は，関連する周年日に対して，その周年日の最後の瞬間に納付期限となり，また
(b) 更新手数料の納付をしなければならない期間は，その周年日の最後の瞬間に終了する期間である。
(1A) ただし，標準特許の存続期間の延長が法律第 76 条に基づいて認可された場合は，(1)(b)に記載した期間は，次の条件の下で生じる各関連する周年日に対して延長が認可された後 6 月まで，延長されているものとみなす。

(a) 特許日の第 20 周年日以後，及び
(b) 延長が認可された日以前
(2) ただし，(1)(b)にいう期間が，(1A)に基づいて延長されているとはみなされず，かつ，更新手数料が関連する周年日の終わりから 6 月(「6 月期間」)以内に納付された場合は，
(a) (1)(b)にいう期間は，その手数料が納付されたときまで延長されているものとみなし，
(b) 更新手数料には，(2A)にいう追加手数料を含み，また
(c) 追加手数料は，6 月期間の初日から納付義務が生じる。
(2A) (2)(b)に関して，追加手数料は次の通りである。
(a) 標準特許に関して－附則 7 の項目 211 に記載した手数料，及び
(b) 革新特許に関して－附則 7 の項目 212 に記載した手数料
(3) 継続手数料が，規則 13.3 に従って，関連する周年日に対して納付されている場合は，当該周年日に対する更新手数料は，納付済みであるとみなす。
(4) 革新特許を求める出願が法律第 79B 条又は第 79C 条に基づいてなされた場合は，特許付与後 1 月以内に納付すべき更新手数料は，納付されたものとみなす。
(5) 局長は，法律第 143 条又は第 143A 条に基づいて停止する特許を，公報に公告しなければならない。
(6) 本規則においては，特許についての「関連する周年日」とは，特許日についての周年日であって，次の欄に記載されているものをいう。
(a) 標準特許に関して－附則 7 の項目 211，又は
(b) 革新特許に関して－附則 7 の項目 212

規則 13.7　所定の期間：革新特許の停止

法律第 143A 条(c)に関して，所定の期間は，特許に適用される規則 9A.4 にいう期間である。

第 15 章　関連技術に関する特別規定

規則 15.1　特許出願の回復のための期間

法律第 150 条(1)に基づく請求書は，その請求に係わる出願に関する指示が法律第 149 条に基づいて取り消されてから 3 月以内に提出しなければならない。

規則 15.2　国際出願の原状回復のための要件

(1)　法律第 151 条(4)(c)に関して，所定の期間は，法律第 149 条に基づいて指示が取り消されてから 3 月である。

(2)　法律第 151 条(4)(d)の適用上，特許願書，その願書に関連する明細書及び法律第 29 条(1)の適用上定められているその他の書類が，所定の書類である。

(3)　法律第 151 条(4)(d)の適用上，その出願が法律第 29 条に基づいてされていたならば納付される筈であった手数料が，所定の手数料である。

規則 15.3　所定の期間：標準特許に関する命令

法律第 153 条(3)に関して，所定の期間は，出願に関する法律第 152 条(3)に基づく命令が取り消されてから 1 月である。

第 17 章　政府

規則 17.1A　所定の期間：標準特許に関する命令

法律第 174 条(2)に関して，所定の期間は，出願に関する法律第 173 条(1)に基づく命令が取り消されてから 1 月である。

規則 17.2　所定の期間，書類及び手数料：国際出願

(1)　法律第 176 条(c)の適用上，PCT 第 12 条に基づいて，国際出願が取り下げられたものとみなされた日から 3 月の期間が，所定の期間である。

(2)　法律第 176 条(d)の適用上，特許願書，その願書に関連する明細書及び法律第 29 条(1)の適用上定められている他の書類が，所定の書類である。

(3)　法律第 176 条(d)の適用上，法律第 29 条に基づいて出願されていたならば納付することになる筈であった手数料が，所定の手数料である。

第 19 章　登録簿及び公式書類

規則 19.1　登録されるべき明細

(1) 法律第 187 条(1)及び(2)に関して，次の明細が所定の明細である。すなわち，

(a) 譲渡抵当権者，ライセンシー又は特許に係わるその他の者としての権原

(b) 特許若しくはライセンス又は特許若しくはライセンスの持分についての権原の移転

(c) 特許存続期間の延長

(d) 特許の回復

(e) 法律第 105 条(5)に基づいて写しが提出される裁判所の命令

(f) 法律第 140 条に基づいて局長に送達された所定の裁判所の命令

(g) 特許に関する上訴に対して出された所定の裁判所の命令であって，その公認謄本が局長に送達されたもの

(h) 法律第 9 章に基づく特許を取り消す旨の局長の決定

(i) 英連邦による，法律第 17 章第 3 部に基づく特許の取得

(j) 特許の停止

(2) (1)(a)又は(b)にいう明細についての登録請求は，承認された様式によらなければならず，かつ，請求をする者の権原を局長に合理的に認めさせる証拠を添付しなければならない。

規則 19.2　局長からの情報を求める請求

(1) 法律第 194 条に基づいて局長に対して行う請求は，承認された様式によらなければならない。

第 20 章　個人特許弁護士

第 1 部　序

規則 20.1A　本章の適用

本規則は，次に適用される：

(a) 法人特許弁護士ではない特許弁護士，及び

(b) 特許弁護士として，登録を申請する個人。

規則 20.1B　機能の遂行及び権限の行使

(1) 本章に基づいて人又は団体に付与される機能は，オーストラリア又はニュージーランドにおいて行使することができる。

(2) 本章に基づいて人又は団体に付与される権限は，オーストラリア又はニュージーランドにおいて行使することができる。

(3) 本章の適用上，規則 20.1C に従うことを条件として，本章に記述された行為又は無為がニュージーランドにおいて生じたか否かは重要でない。

(4) 本章の適用上，規則 20.1C に従うことを条件として，本章に記述された事項がニュージーランドにおいて生じた事柄に関係するか否かは重要でない。

規則 20.1C　ニュージーランドにおける行動は本章に基づく違法行為を構成しない

何人も，本規則に対する違法行為を構成する行為又は無為がニュージーランドにおいて発生した場合は，当該違法行為で訴追を受ける虞はない。

規則 20.1　解釈

この章においては，

「AQF(Australian Qualifications Framework)」とは，オーストラリア資格体系をいう。

「委員長」とは，法律第 227A 条(2A)(a)に記述された委員会の議長をいう。

「志願者」とは，受験の申込をする者若しくは申込をした者又は受験した者をいう。

「NZQF(New Zealand Qualifications Framework)」とは，この定義の施行時に有効なニュージーランドの 1989 年教育法第 248 条に基づいて作成されたニュージーランド資格体系をいう。

「職業上の逸脱行動」は，規則 20.32 により与えられる意味を有する。

「重大な違法行為」とは，次の違法行為を意味する：

(a) 欺瞞行為又は詐欺行為によって資産又は財務利益を得ることを含むこと，及び

(b) 次のいずれかであること：

(i) (違法行為が，予告なしに取り扱われることができるか否かに関係なく)英連邦，州又は領域の法律に対する起訴犯罪，又は

(ii) (違法行為が，オーストラリア国において犯された場合に，予告なしに取り扱われることができたか否かに関係なく)英連邦，州又は領域の法律に対する起訴犯罪となる外国の法律にする違法行為。

「技量陳述書」は，規則 20.11 により与えられる意味を有する。

特定の時期に関連して「無資格の」とは，次をいう。
(a) その時期において，本規則によって登録のために要求される 1 又は 2 以上の学業資格又は知識要件を有していないこと，又は
(b) その時期において，旧弁護士規則によって登録のために要求される資格を有していないこと
「不十分な職業行動」は，規則 20.32 により与えられる意味を有する。

第 2 部　最初の登録取得

規則 20.2　申請の様式

特許弁護士としての登録申請は，次の通りでなければならない。

(a) 指定管理人により承認された様式による書面とすること

(b) 規則 20.3 にいう証拠及び資料を添付すること，及び

(c) 附則 7 の項目 104 にいう手数料を伴うこと

規則 20.3　申請人が登録要件を満たしていることの証拠

(1) 特許弁護士としての登録申請には，次のものを添付しなければならない。

(b)　申請人は規則 20.6 にいう種類の学業資格を有し又は受ける資格を有する旨を委員会が認めることの証拠

(c)　申請人は特許弁護士として実務を行う上で要求される知的財産権法及び実務の知識を有している旨を委員会が認めていることの証拠

(d) 規則 20.11 の適用上，1 又は 2 以上の技量陳述書

(e) 申請人による，自らが次の通りであることの宣言書

(i)　申請に先立つ 5 年以内に，規則 20.12(1)に規定される違法行為をしたことがないこと，及び

(ii) 規則 20.12(2)に規定される違法行為で拘禁の宣告を受けていないこと

(f) 申請人は名声が高く，高潔で品性を備えている旨の他人による宣言書

(2)　(1)(f)に基づく宣言書には，申請人が名声高く，高潔で品格を備えている旨の意見の根拠の詳細を含めなければならない。

規則 20.4　登録証

指定管理人がある者を特許弁護士として登録したときは，指定管理人は，その者に登録証を与えなければならない。

規則 20.5　学業資格の証拠

(1) 委員会は，次の場合は，申請人が規則 20.6 にいう資格を有すると認めなければならない。

(a) 当該人が委員会により承認された様式で申請を行い，かつ，

(b) 申請に次のものが添付されている場合

(i) 当該人が資格を有することの証拠，及び

(ii) 資格をもたらす単位を示す学業記録の原本又は認証謄本

(2) 委員会は，当該人が資格を有すると認めるか否かを決定してから 42 日以内に，その決定を書面により当該人に通知しなければならない。

規則 20.6　学業資格

(1)　指定管理人は，申請人が次の資格を有し又は受ける権利を有するのでない限り，登録申請人を特許弁護士として承認してはならない。

(a) レベル 5 以上の AQF 資格又は NZQF 資格であって，委員会が特許弁護士として適切な資格であると認めるもの，又は

(b) 外国機関から与えられた資格であって，委員会がレベル 5 以上の AQF 資格又は NZQF 資格と同等であると認めるもの
(2) 委員会は，資格又は資格取得の目的で選ばれた課程が次に該当するのでない限り，ある者が AQF 資格又は NZQF 資格を有すると認めてはならない。
(a) 特許を受けることができる主題を潜在的に含む科学又は工学分野におけるものであること，及び
(b) 特許弁護士としての実務のための適切な基礎を提供するのに十分であると委員会が判断する深みのある教科を含んでいること
(3) 委員会は，外国機関による資格について，当該資格又は資格取得の目的で選ばれた課程が次に該当するのでない限り，それが AQF 資格又は NZQF 資格と同等であると認めてはならない。
(a) 特許を受けることができる主題を潜在的に含む科学又は工学分野におけるものであること，及び
(b) 特許弁護士としての実務のための適切な基礎を提供するのに十分であると委員会が判断する深みのある教科を含んでいること

規則 20.7　知識要件の証拠
(1) 委員会は，次の場合は，ある者が規則 20.8 にいう知識要件を有していると認めなければならない。
(a) 当該人が委員会により承認された様式で申請を行う場合，及び
(b) 申請に次のものが添付されている場合
(i) 申請人が関連する知識を有していることの証拠，及び
(ii) 知識に貢献する教科を示す学業記録の原本又は認証謄本
(2) 委員会は，当該人が知識要件を有していると認めるか否かを決定してから 42 日以内に，その決定を書面により当該人に通知しなければならない。

規則 20.8　知識要件
(1) 指定管理人は，申請人が特許弁護士として実務を行う上で要求される知的財産権法及び実務の知識を有している旨を委員会が認めるのでない限り，登録申請人を特許弁護士として承認してはならない。
(2) (3)，(4)及び(5)に従うことを条件として，委員会は，申請人が特許弁護士としての実務を行う上で要求される知的財産権法及び実務の知識を有しているか否かを判断するに際し，申請人が附則 5 に定める最低要件を満たす知識要件を有しているか否かを考慮に入れなければならない。
(3) 委員会は，教科の領域が次に該当する可能性がるか否かを判断するための基準を示した指針を公表することができる。
(a) 附則 5 に定める最低要件を満たすこと
(b) ある者に，特許弁護士として実務を行う上で適切な理解の水準を提供すること
(4) 委員会は，申請人が附則 5 に定める要件すべてを満たすとは限らない場合であっても，当該申請人が特許弁護士として実務を行う上で要求される知的財産権法及び実務の知識を有していると認めることができる。

(5) 委員会は，申請人の依拠する知識要件が申請の 10 年より前に取得されたものである場合は，当該申請人が特許弁護士として実務を行う上で要求される知的財産権法及び実務の知識を有していると認めることができない。
(6) 申請人が規則 20.9 に基づく免除を与えられた場合は，当該申請人は，附則 5 の要件のうち免除が与えられた要件を満たすものとされる。

規則 20.9　附則 5 における要件の免除
(1) 委員会は，申請人に対し，附則 5 にいう要件のすべて又は一部を満たすことを免除することができる。
(2) 委員会は，次の場合を除いて，申請人に免除を与えてはならない。
(a) 申請人が委員会により承認された様式で申請する場合
(b) 申請人が，委員会に対し，(c)に基づく委員会の認定を得るのに十分な情報を提供する場合，及び
(c) 委員会が次のことを認める場合
(i) 申請人が十分な水準の教科課程に合格していること，及び
(ii) 教科課程の成果が免除対象となる知識要件の成果と同一又は類似であること
(3) 委員会は，申請人が申請に先立つ 7 年以内に又は委員会が書面で定める更に長い期間内に関連する教科課程を成功裡に完了した場合は，(1)に基づく免除を与えることができる。
(4) (1)に基づく免除は，免除付与の日から 5 年間又は委員会が定める更に長い期間につき効力を有する。

規則 20.10　雇用要件
(1) 申請人は，次の通りでなければならない。
(a) オーストラリア，ニュージーランド又は両国において，次の技量を経験する立場で雇用されてきたこと
(i) 特許記録の調査
(ii) オーストラリア及びニュージーランドにおける特許出願の準備，提出及び遂行
(iii) 他の国及び機関，特にオーストラリア及びニュージーランドとの主要貿易相手国とみなされる国及び機関における特許出願の準備，提出及び遂行
(iv) 特許明細書の作成
(v) 特許に係る解釈，有効性及び侵害についての助言の提供，また
(b) その種の立場で，少なくとも次の期間雇用されてきたこと
(i) 連続して 2 年間
(ii) 連続する 5 年のうち合計 2 年間
(2) (1)に定める要件は，規則 20.11 に定義する，1 又は 2 以上の技量陳述書により証明しなければならない。
(3) (1)に関して，ある者が，その雇用条件に従って，オーストラリアにおいてその雇用に係る職務を行うよう要求される(かつ，実際に行う)場合に限り，その者は，「オーストラリアにおいて雇用されている」。
(4) (1)に関して，ある者が，その雇用条件に従って，ニュージーランドにおいてその雇用に係る職務を行うよう要求される(かつ，実際に行う)場合に限り，その者は，「ニュージーラン

ドにおいて雇用されている」。

規則 20.11　技量陳述書

(1) 規則 20.3(1)(d)及び規則 20.10(2)に関し，技量陳述書とは，少なくとも 5 年間登録されている登録特許弁護士による陳述書であって，当該登録特許弁護士の見解では，申請人は規則 20.10(1)(a)(i)から(v)までの 1 又は 2 以上にいう経験を有している旨のものである。

(2) (1)を制限することなく，技量陳述書は次の通りでなければならない。

(a) 申請人が必要な経験を有しているという見解の根拠の詳細を含み，かつ，

(b) その見解の根拠となる証拠の詳細を含み，

次の事項に言及して記載されていること

(c) 規則 20.10(1)(a)にいう技量，及び

(d) 規則 20.10(1)(b)にいう雇用要件

(3) 申請人が少なくとも 5 年間登録されている登録特許弁護士から技量陳述書を得ることができない場合は，委員会は，申請人の請求により，申請人に関する技量陳述書を作成することができる。

規則 20.12　所定の違法行為

(1) 次の何れかの法律に対する違法行為は，法律第 198 条(4)(e)に関する所定の違法行為である：

(a) 当該法律(特許法)，

(b) 2003 年意匠法，

(c) 1994 年植物育成者権法，

(d) 1995 年商標法，

(e) ニュージーランドの 1953 年意匠法，

(f) ニュージーランドの 1953 年特許法，

(g) ニュージーランドの 2013 年特許法，

(h) ニュージーランドの 1987 年植物品種権法，

(i) ニュージーランドの 2002 年商標法。

(2) 少なくとも 2 年間の拘禁を最大の刑罰とする不誠実な違法行為は，法律第 198 条(4)(f)に関する所定の違法行為である。

第 3 部　教科課程の認定

規則 20.13　教科課程の認定

(1)　ある機関により提供される教科課程について，課程の学習成果により，その課程に合格した者が，登録特許弁護士として実務を行う上で委員会が必要と考える知的財産権法及び実務の知識の一部又はすべてを取得することになると委員会が認めた場合は，委員会は当該教科課程を認定することができる。

(2)　課程を認定すべきか否かを決定するに際し，委員会は，課程の学習成果が附則 5 に定める要件の一部又はすべてを満たすか否かを検討しなければならない。

(3)　課程の学習成果が附則 5 に定める要件の一部又はすべてを満たすか否かを検討するに際し，委員会は，当該機関により提供された情報があればそれを考慮しなければならない。

(4)　当該機関が，委員会に対し，課程の学習成果が附則 5 にいう要件を満たしているか否かを決定するのに十分な情報を提供した場合は，委員会は，情報の受領から 4 月以内に，課程を認定するか否かを決定しなければならない。

(5)　(7)に従うことを条件として，委員会が課程を認定した場合は，その認定は 5 年間有効である。

(6)　機関が認定された課程の変更を意図する場合は，当該機関は，書面により委員会に通知しなければならない。

(7)　委員会は，次の場合は，認定を取り消すことができる。

(a)　課程に変更が加えられ，かつ，

(b)　課程が，それが関係する知識要件について述べられている学習成果をもはや達成できないものになっていると委員会が決定した場合

規則 20.14　仮認定

(1)　委員会は，次の場合は，課程の仮認定を行うことができる。

(a)　機関が課程について認定を求めており，

(b)　機関により提供された情報が，附則 5 にいう要件が課程に含まれていることを示している場合，及び

(c)　次の何れかの場合

(i)　委員会が，規則 20.13 に基づく課程の検討を，学期の開始前に完了する見通しが立たないか，又は

(ii)　委員会が，規則 20.13 に基づく課程の検討を，学期の開始時に完了していない場合

(2)　委員会は，次の場合は，変更された課程の仮認定を行うことができる。

(a)　課程の変更の結果として，課程の学習成果が附則 5 に定める要件を完全には満たさなくなり，かつ，

(b)　委員会が，変更された課程はなお，附則 5 にいう知識要件について述べられた学習成果を達成すると考える場合

(3)　仮認定は，

(a)　課程が仮認定されたときに開始し，かつ，

(b)　次の内の早い方のときに終了する。

(i)　課程が終了したとき，及び

(ii) 規則 20.13 に基づいて，課程に関する決定が下されたとき

第 4 部　委員会試験

規則 20.15　委員会試験

(1) 委員会は，附則 5 にいう要件について試験をすることができる。

(2) 委員会は，当該試験のために試験官を任命し，かつ，試験官に対して，試験の実施及び採点について指示を出すことができる。

(3) 試験官は，大臣が書面をもって決定する報酬の支払を受ける権利を有する。

規則 20.16　委員会試験の実施時期

(1) 委員会は，次の事項について，公報に適切な公告をするよう手配しなければならない。

(a) 委員会が行う各試験の日時及び場所，及び

(b) 各試験についての，受験許可を得るための申請期限

(2) (1)は，規則 20.21 に基づく追試験には適用しない。

規則 20.17　試験科目

委員会は随時，次の事項に関する明細を公報に公告するよう手配しなければならない。

(a) 附則 5 にいう関連する要件に関する試験が行われる課程の対象とする科目，及び

(b) 委員会が志願者に推薦する学習及び教科資料

規則 20.18　委員会試験の受験許可

受験の申請は，承認された様式により行わなければならない。

規則 20.19　委員会試験結果の通知

委員会は，委員会による試験を行った後速やかに，受験した各志願者に試験結果を通知しなければならない。

規則 20.20　委員会試験の不合格理由

(1) 委員会が行った試験に合格しなかった志願者は，不合格通知を受けてから 1 月以内に，承認された様式により，不合格理由についての報告書を求める申請を委員会にすることができる。

(2) (1)に関して，報告書は，次の者が与えることができる。

(a) 委員会，又は

(b) 委員会が承認した場合－規則 20.15(2)に基づいて任命された試験官

規則 20.21　委員会の追試験

(1) 追試験を受けるための申請は，委員会が承認する様式によらなければならない。

(2) 委員会は，次の場合は，志願者に追試験を受けさせることができる。

(a) 志願者が，

(i) 試験に合格せず，かつ，

(ii) 不合格通知を受けてから 1 月以内に，委員会に対し，追試験を受ける申請をした場合，又は

(b) 志願者が,
(i) 病気又は委員会が十分であると合理的に判断する理由のために受験をせず，かつ,
(ii) その試験の後 1 月以内に，委員会に対し，追試験を受ける申請をした場合
(3) (2)(a)に基づく申請に関して，委員会は，志願者の試験成績についての試験官の評言を考慮に入れることができる。
(4) (2)(b)に基づく補充的申請書には，受験しなかった理由の証拠であって，病気のとき又は理由の原因となった他の事件が発生したときに得られたものを添付しなければならない。

第 5 部　登録の維持

規則 20.22　特許弁護士の登録簿上に残存するための要件

(1)　特許弁護士の登録簿上に残存するためには，登録特許弁護士は，各登録年について，次のことをしなければならない。

(a)　附則 7 の項目 105 又は項目 106 に定める年間登録手数料を納付すること，及び

(b)　当該人が規則 20.24 により要求される継続職業教育を受けていることの証拠を提供すること

(2)　(1)(b)は，2009 年 7 月 1 日に始まる 12 月及びその後の各 12 月の期間について，特許弁護士の登録簿上に残存することを求める登録特許弁護士に適用される。

規則 20.23　年間登録手数料の納付

(1)　年間登録手数料を納付しなければならないのは，ある年の 7 月 1 日現在で規則 20.26 が適用されない登録特許弁護士である。

(2)　指定管理人は，各年の 7 月 1 日までに，規則 20.26 が適用されない各登録特許弁護士に対し，納付を要する手数料の通知を出さなければならない。

規則 20.24　継続職業教育：時間数

(1)　(3)に従うことを条件として，登録特許弁護士は，更新登録の申請をする日の直前 12 月において，当該人にとって自らの職業資格の通用性を維持する手段として行うことが適切であると指定管理人が認める 10 時間の実務を完了していなければならない。

(2)　委員会は，特許弁護士にとって自らの職業資格の通用性を維持する手段として実務を行うことが適切であるか否かを決定するための基準を記載した指針を公表することができる。

(3)　登録特許弁護士であると共に登録商標弁護士でもある者は，更新登録の申請をする日の直前 12 月において，当該人にとって自らの職業資格の通用性を維持する手段として行うことが適切であると指定管理人が認める 15 時間の実務を完了していなければならない。

(4)　本規則において，

「更新登録」とは，最初の登録更新申請を除いて，登録特許弁護士が自らの登録を更新する申請によるものをいう。

規則 20.25　継続職業教育を受けていることを証明する方法

(1)　更新登録の申請をするに際し，登録特許弁護士は，次のことをしなければならない。

(a)　当該人が作成した陳述書であって，自らがこの部の要件を満たしている旨を記載したものを，指定管理人に提供すること，及び

(b)　当該人が依拠する，継続職業教育実務の各々に関して書面による記録を保有していること

(2)　(1)(b)に関して，記録は，次の通りでなければならない。

(a)　実務の評価によりそれがこの部の要件を満たすことを確認できること

(b)　請求により指定管理人に提出されること

(c)　実務が完了した登録期間の終了の 3 年後まで保管されること

第 6 部　特許弁護士の登録簿からの氏名の削除

規則 20.26　特許弁護士の登録簿からの名称の任意削除

指定管理人は，登録特許弁護士の書面による請求があったときは，当該人の名称を特許弁護士登録簿から削除しなければならない。

規則 20.27　年間登録手数料の不納

登録特許弁護士が，年間登録手数料を，納付すべき年の 7 月 31 日までに納付しない場合は，指定管理人は，次のことをしなければならない。

(a) 当該人の名称を特許弁護士登録簿から削除すること，及び

(b) その削除を当該人に通知すること

規則 20.28　継続職業教育要件の不遵守

(1) 登録特許弁護士が規則 20.25(1)又は(2)に基づいて自らに適用される要件を遵守しない場合は，指定管理人は，当該人の名称を，6 月を超えない期間に亘り特許弁護士登録簿から削除することができる。

(2) 登録特許弁護士が，合理的な理由なしに，

(a) 重要な事項において虚偽である，規則 20.25(1)(a)に基づく陳述書を提出し，又は

(b) 規則 20.25(2)(b)に基づく請求に従う自らの継続職業教育実務の書面記録の提出をしない場合は，

指定管理人は，当該人の名称を特許弁護士登録簿から削除しなければならない。

(3) 指定管理人が，(2)に基づいて登録特許弁護士の名称を特許弁護士登録簿から削除した場合は，当該人の名称は，その名称が特許弁護士登録簿から削除された日から 6 月間は，規則 20.29 に従って特許弁護士登録簿に戻すことをしてはならない。

第 6A 部　登録の停止

規則 20.28A　重大な違法行為にかかわる通知のための要件

(1) 重大な違法行為を負担している登録特許弁護士は，負担した日後 14 日以内に，その負担について，指定管理人に対して書面で通知しなければならない。
(2) 登録特許弁護士が，次に該当する場合，すなわち：
(a) (1)に適合していなく，かつ，
(b) その適合不履行について合理的な理由を有していない場合，
その適合不履行は，不十分な職業行動を構成する。

規則 20.28B　登録の停止：重大な違法行為

(1) 指定管理人は，次に該当する場合は，登録特許弁護士宛の書面による通知により，登録特許弁護士の登録を停止することができる：
(a) 規則 20.28A(1)に基づく通知を受けていること，又は
(b) 登録特許弁護士が重大な違法行為を負担していることに気づくこと。
(2) 指定管理人が，登録特許弁護士の登録を停止する場合：
(a) その停止は，通知が登録特許弁護士に与えられるときに，有効となる，かつ，
(b) 指定管理人は，次を行わなければならない：
(i) 停止委員会に，書面による通知を与えること，及び
(ii) 書面による通知により，その通知(展示理由通知)の日付後 28 日の期間内に，停止が解除されるべきであることの理由を展示することを，登録特許弁護士に与えなければならない。
(3) 指定管理人は，展示理由通知に応答して，登録特許弁護士によって提供されるいかなる情報も検討しなければならない。
(4) 指定管理人は，次の場合は，停止を速やかに終了しなければならない：
(a) 負担が続行されない又は負担の遂行が放棄されることに，指定管理人が気づく場合，
(b) 有罪の判決が記録されることなく，手続きが完了していることに，指定管理人が気づく場合，
(c) その手続きが，有罪の判決の記録を伴って終了し，かつ，懲戒審判所のパネルが，停止を続行しないこと又は登録特許弁護士の登録を取り消さないことを決定する場合，又は
(d) 停止がもはや必要でないと，指定管理人がみなす場合。
(5) 指定管理人は，停止を終了する場合には，停止が終了した次の各々について，書面で通知しなければならない：
(a) 登録特許弁護士，
(b) 委員会，
(c) 所長。

第 7 部　特許弁護士の名称の登録簿への回復

規則 20.29　特許弁護士の名称の登録簿への回復

(1) (2)に従うことを条件として，次の場合は，指定管理人は特許弁護士の名称を登録簿に回復しなければならない。

(a) 特許弁護士の名称が規則 20.26 に基づいて登録簿から削除されており，

(b) 特許弁護士がその名称を登録簿に回復させるよう指定管理人に書面により請求し，かつ，

(c) 特許弁護士が，次を納付する場合

(i) 回復が行われる年について納付すべき年間登録手数料，及び

(ii) 附則 7 の項目 107 にいう手数料

(2) (1)(b)に基づく請求は，特許弁護士の名称が登録簿から削除された後 3 年以内にしなければならない。

(3) 指定管理人は，特許弁護士の名称を登録簿に回復させるに際し，翌登録年の 7 月 1 日前に，登録特許弁護士は状況から指定管理人が合理的と考える継続職業教育実務を受けなければならないという条件を課すことができる。

(4) 次の場合，すなわち，

(a) 指定管理人が条件を課し，かつ，

(b) 登録特許弁護士がその条件に従わなかった場合は，

指定管理人は，特許弁護士の名称を登録簿から削除することができる。

規則 20.30　不納手数料の納付に伴う特許弁護士の名称の登録簿への回復

指定管理人は，次の場合は，特許弁護士の名称を登録簿に回復させなければならない。

(a) 弁護士の名称が規則 20.27 に基づいて登録簿から削除されており，かつ，

(b) 弁護士の名称が登録簿から削除された年の 9 月 1 日以前に，又は指定管理人が認める更なる期間内に，弁護士が次のことをする場合

(i) 規則 20.27 及び附則 7 の項目 107 にいう手数料を納付すること

(ii) 指定管理人が承認する様式により申請すること

規則 20.31　その他の事情による特許弁護士の名称の登録簿への回復

(1) 登録特許弁護士であり，かつ，規則 20.29 又は規則 20.30 の適用を受けない者は，指定管理人に対し，自己の名称を登録簿に回復させるよう申請することができる。

(2) (1)に基づく申請は，指定管理人が承認する様式によりしなければならない。

(3) (1)に基づく申請には，次のものを添付しなければならない。

(a) 知的財産権法及び実務に係る当該人の知識の通用性を委員会が認めたことの証拠

(b) 申請人による次の旨の宣言書

(i) 申請に先立つ 5 年間において，規則 20.12(1)に規定する違法行為を自ら犯したことがない旨，及び

(ii) 規則 20.12(2)に規定する違法行為による拘禁の宣告を自らが受けていない旨

(c) 当該人は名声が高く，高潔で品性を備えている旨の，他人による宣言書

(d) 附則 7 の項目 105 又は項目 106 にいう手数料の何れか該当する方及び附則 7 の項目 107 にいう手数料の合計額

(4)　(3)(c)に基づく宣言書には，申請人が名声高く，高潔で品性を備えているという見解の根拠の詳細を含めなければならない。

第 8 部　懲戒

第 1 節　一般

規則 20.32　定義

この部において，

「行動」は，行為及び無為を含む。

「前弁護士」とは，自らの特許弁護士としての登録がこの部に基づいて停止され又は取り消されている者をいう。

「職業上の逸脱行動」とは，次をいう。

(a)　合理的な能力及び努力基準に実質的に又は一貫して到達しないことを含む不十分な職業行動，又は

(b)　弁護士としての実務に関係して生じるかそれ以外かを問わず，弁護士が名声，高潔，品性を有していないことを示すその他の行動

(c) 本規則により，職業上の逸脱行動と宣言される法律違反

「不十分な職業行動」は，登録特許弁護士としての実務に関係して，公衆が弁護士について期待する権利を有する能力，努力及び態度の基準に達していない行動を含む。

規則 20.33　懲戒手続における委員会の役割

(1)　委員会は，唯一，登録特許弁護士に対する懲戒手続を起こし，かつ，遂行する責任を有する。

(2)　懲戒手続の提起に当たり委員会の役割は，受領した情報の結果として又は自らの発議により，次の事項について調査することを含む。

(a) 登録特許弁護士が次の行動に関与したか否か

(i) 職業上の逸脱行動，若しくは

(ii) 不十分な職業行動，又は

(b)　登録特許弁護士が，自らの登録時に，次の内の何れか又は両方を有していなかったか否か

(i) 規則 20.6 にいう学業資格

(ii) 規則 20.8 にいう知識要件，又は

(c) 登録特許弁護士が自らの登録を詐欺により取得したか否か

(3)　委員会は，登録特許弁護士が不十分な職業行動で有罪と認定される合理的な可能性があると認める場合は，当該弁護士を相手として懲戒審判所に手続を提起することができる。

(4) 委員会は，登録特許弁護士が不十分な職業行動以外に(2)に基づく違法行為で有罪と認定される合理的な可能性があると認める場合は，当該弁護士を相手として懲戒審判所に手続を提起しなければならない。

(5)　登録特許弁護士に対して懲戒手続を提起すべきか否かを決定するに際し，委員会は，登録特許弁護士が(2)に基づく違法行為で有罪と認定される合理的な可能性があると認めるか否かを決定するときは，当該弁護士の行動様式を考慮に入れることができる。

(6)　委員会は，登録特許弁護士が次のことに関与したか否かを決定するに際し，当該弁護士が「行動規範」を遵守したか否かを考慮しなければならない。

(a) 職業上の逸脱行動，又は
(b) 不十分な職業行動

規則 20.34　委員会は弁護士に対し調査への協力を要求することができる
(1) 登録特許弁護士を相手とする手続を提起すべきか否かを調査するに際し，委員会は，調査の対象である弁護士に情報の提供を求めることができる。
(2) 登録特許弁護士が，(1)に基づいて委員会が求める情報を，合理的な理由なしに提供しない場合は，不十分な職業行動となる。

規則 20.35　懲戒手続の開始
(1) 委員会は，所長へ通知を出すことにより懲戒手続を開始しなければならない。
(2) 通知は書面によらなければならず，また，登録特許弁護士に対する告発事項を記載しなければならない。
(3) 委員会は，所長に通知を提出した後速やかに，通知の対象である登録特許弁護士に対し，通知の写しを与えなければならない。

第 2 節　懲戒審判所における手続

規則 20.36　懲戒審判所のパネルの構成
(1) 当部に他に規定のある場合を除き，当部に基づく懲戒手続に関する懲戒審判所の機能及び権限は，懲戒審判所のパネルにより遂行及び行使されなければならない。
(2) 懲戒審判所のパネルは，次の者をもって構成される：
(a) パネル議長，及び
(b) (3)に基づいてパネル議長が決定するその他の構成員 2 名
(3) パネル議長は，書面をもって，懲戒手続を実施するパネルを構成する懲戒審判所のその他の構成員を決定しなければならない。
(4) 規則 20.36E(5)に従うことを条件として，オーストラリア又はニュージーランドに通常居住している登録特許弁護士に対する懲戒手続が開始された場合は，当該手続を実施しているパネルの構成員の中の 1 もまた，登録特許弁護士と同じ国に通常居住していなければならない。

規則 20.36A　懲戒審判所のパネルの会議
(1) 懲戒審判所のパネルのパネル議長は，次のことを行わなければならない：
(a) パネルにより審理されている懲戒手続を実施する目的でパネル議長が必要と考えるパネルの会議を招集すること，及び
(b) すべてのパネルの会議を主宰すること。
(2) 規則 20.36D(2)(a)及び規則 20.36E(5)に従うことを条件として，懲戒審判所のパネルのすべての構成員は，パネルの会議に出席しなければならない。
(3) 懲戒審判所のパネルの会議において生じた疑義については，出席し，投票するパネルの構成員の投票の過半数によって決定しなければならない。
(4) ただし，規則 20.36D(2)(a)又は規則 20.36E(5)に従って，手続の審理が懲戒審判所のパ

ネルの構成員 2 名で継続される場合は，当該審理において生じた疑義については，当該 2 名の全会一致によって決定しなければならない。

規則 20.36B　懲戒審判所のパネルの手続

(1)　この部に従うことを条件として，懲戒審判所のパネルの会議を招集するための手続及び懲戒審判所のパネルによる業務の遂行のための手続は，パネル議長が決定するとおりである。

(2)　パネルにおける手続は，パネルに提起されている問題を適切に検討することができるようにしながら，迅速に，かつ，略式で実施されなければならない。

(3)　パネルは，証拠規則に拘束されないが，あらゆる事項について，自らが選択した方法により情報を得ることができる。

(4)　パネルは，宣誓又は確約に基づく証言を得ることができ，また，その目的で，パネル議長は，宣誓又は確約をさせることができる。

規則 20.36C　審理を完了することができないパネル議長

(1) 本規則は，次の場合に適用する。

(a)　特定の問題に関する手続の審理が懲戒審判所のパネルにより開始又は完了されており，及び

(b) 当該問題が決定される前に，パネル議長が，

(i) 構成員でなくなっており，又は

(ii) 理由の如何を問わずパネルの構成員として対応できなくなっている場合。

(2)　当該問題は，規則 20.36 に従って構成される新たなパネルにより再審理されなければならない。

(3)　新たなパネルは，当該問題に関する懲戒審判所の機能又は権限を遂行又は行使する目的で，当該問題を審理する目的で先に構成されたパネルにおける手続の記録を考慮することができる。

規則 20.36D　審理を完了することができないパネル議長を除く構成員

(1) 本規則は，次の場合に適用する。

(a)　特定の問題に関する手続の審理が懲戒審判所のパネルにより開始又は完了されており，及び

(b) 当該問題が決定される前に，パネルを構成する構成員(パネル議長を除く)の中の 1 が，

(i) 構成員でなくなっており，又は

(ii) 理由の如何を問わずパネルの構成員として対応できなくなっている場合。

(2)　規則 20.36E に従うことを条件として，パネル議長は，次のことを決定することができる：

(a)　当該問題の審理及び決定又は決定は，パネルの残りの構成員をもって構成されるパネルにより完了されなければならないこと，又は

(b)　当該問題は，規則 20.36 に従って構成される新たなパネルにより再審理されなければならないこと。

(3)　(2)(b)に基づいて問題が再審理される場合は，新たなパネルは，当該問題に関する懲戒審判所の機能又は権限を遂行又は行使する目的で，当該問題を審理する目的で先に構成され

たパネルにおける手続の記録を考慮することができる。

規則 20.36E　手続の対象である登録特許弁護士と同じ国に通常居住している構成員の不在

(1) 本規則は，次の場合に適用する。

(a) 特定の問題に関する手続の審理が懲戒審判所のパネルにより開始又は完了されており，

(b) 当該問題が決定される前に，パネルを構成する構成員(パネル議長を除く)の中の 1 が，

(i) 構成員でなくなっており，又は

(ii) 理由の如何を問わずパネルの構成員として対応できなくなっており，

(c) 当該手続の対象である登録特許弁護士が，オーストラリア又はニュージーランドに通常居住しており，及び

(d) パネルの残りの構成員の何れも，当該手続の対象である登録特許弁護士と同じ国に通常居住していない場合。

(2) パネル議長は，現実的に可能な範囲で速やかに，登録特許弁護士に対し，次の内容の通知書を与えなければならない：

(a) パネルを構成する構成員の中の 1 が，パネルの構成員でなくなっており又はパネルの構成員として対応できなくなっていること，

(b) 残りの構成員の何れも，登録特許弁護士と同じ国に通常居住していないこと，及び

(c) 登録特許弁護士は，通知書に記載された期間内に，次のことを行うことができること：

(i) 当該問題をパネルの残りの構成員をもって構成されるパネルにより完了させることを選択すること，又は

(ii) 当該問題を規則 20.36 に従って構成される新たなパネルにより再審理させることを選択すること。

(3) (2)(c)に基づく選択は，書面によらなければならず，また，通知書に記載された期間内に，パネル議長に与えなければならない。

(4) 通知書に記載された期間は，当該通知が出された日から 21 日以上でなければならない。

(5) 規則 20.36(4)に拘らず，登録特許弁護士が，当該問題をパネルの残りの構成員をもって構成されるパネルにより完了させることを選択する場合は，残りの構成員をもって構成されるパネルは，当該問題を審理し，決定すること又は決定することができる。

(6) パネル議長は，通知書に記載された期間又はパネル議長が許可するそれより長い期間内に選択を受領しない場合は，当該問題が規則 20.36 に従って構成される新たなパネルにより再審理されるよう手配しなければならない。

(7) (2)(c)(ii)又は(6)に従って問題が再審理される場合は，新たなパネルは，当該問題に関する懲戒審判所の機能又は権限を遂行又は行使する目的で，当該問題を審理する目的で先に構成されたパネルにおける手続の記録を考慮することができる。

規則 20.37　懲戒手続の審理についての通知

(1) 懲戒審判所のパネルのパネル議長は，規則 20.35 に基づく通知を受領した後，現実的に可能な範囲で速やかに，次のことを行わなければならない：

(a) 通知に記載された告発事項を審理するための日，時刻及び場所を定めること，及び

(b) 登録特許弁護士及び委員会に対し，日時及び場所について通知すること。

(3) 審理の日時は，登録特許弁護士に審理の日時及び場所が通知された日から 21 日未満であ

ってはならない。

規則 20.38　審理は特別な事情のときを除き公開とすること

(1) (2)に従うことを条件として，懲戒審判所のパネルにおける審理は公開としなければならない。

(2) 懲戒審判所のパネルの議長は，公共の利益のために又は何らかの証拠若しくは事項が有する秘密性のために，次のことを行うのが望ましいと合理的に認めた場合は，それを行うことができる。

(a) 審理又は審理の一部を非公開で行うよう指示すること及び出席を認める者についての指示を出すこと，及び

(b) 次の事項についての公表又は開示を制限又は禁止する指示を出すこと

(i) 公開で行われたか非公開で行われたかを問わず，パネルにおいてされた証言，又は

(ii) 審判所に提出された書類又はパネルが証拠として受領した書類に含まれている事項

(3) 何人も，本規則に基づき自己に与えられた指示を遵守しなければならない。

刑罰：5 刑罰単位(PU:Penalty Units)

規則 20.39　懲戒審判所のパネルにおける代理

(1) 懲戒審判所のパネルにおける手続の審理においては，手続の当事者は，本人が出頭するか又は弁護士によって代理させることができる。

(2) パネル議長は，ある者が弁護士でない者によって代理されることを許可することができる。

(3)パネルにおける手続の当事者又はその代理人は，当該パネル議長に対し，証人の喚問を請求することができる。

規則 20.40　証人喚問

(1) 登録特許弁護士を対象とする告発についての懲戒審判所のパネルにおける審理の目的で，パネル議長は，パネル議長が署名した証書をもって，次のことを行うことができる。

(a) 当該弁護士以外の者に対し，告発について証言するため及び召喚状に記載した書類又は物品を提出するために，パネルに出頭するよう命令すること，又は

(b) 当該弁護士に対し，次のことをするために，パネルに出頭するよう命令すること

(i) 召喚状に記載された書類又は物品を提出すること，及び

(ii) それらの書類又は物品を確認するための証言をすること

(2) 本規則に基づいて召喚された登録特許弁護士は，本人が出頭しなければならない。

規則 20.41　懲戒審判所のパネルに出頭する者による違法行為

(1) 懲戒審判所のパネルに出頭するよう命じられた者は，次の行為によって召喚状を遵守しなければならない。

(a) 召喚状によって要求された通りに出頭すること，

(b) 召喚状によって要求された通りに書類又は物品を提出すること，及び

(c) 要求された通りにパネルに出頭し，かつ，報告すること

刑罰：10PU

(2) 次の場合は，(1)に対する違法行為についての訴追に対する抗弁となる。
(a) 被告が次の事情により，召喚状に従うことを妨げられた場合
(i) 刑法典第 2.3 部にいう事情，又は
(ii) 被告が召喚状に従うことを阻害するとパネル議長が合理的に判断するその他の事情
(b) (1)(c)に関係して－被告がパネル議長によって免責される場合
(3) ある者が次に該当する場合は，違法行為をなす。
(a) その者が，
(i) (5)の適用対象である登録特許弁護士でなく，
(ii) 懲戒審判所のパネルに証人として出頭し，及び
(iii) 附則 8 の第 2 部に従い経費及び手当が支払われている場合，
(c) その者が次のことを拒絶する場合
(i) 宣誓又は確約をすること，又は
(ii) その者が与えるよう求められた証言に関連する疑義に回答すること
刑罰：10PU
(4) 次の事情で構成される，(3)に対する違法行為の物理的要素に対しては，厳格責任が適用される。
(a) (3)(a)(i)にいう事情，及び
(b) (3)(a)(iii)にいう事情
(5) ある者が次に該当する場合は，違法行為をなす。
(a) 提起された手続の対象である登録特許弁護士であり，かつ，
(b) 懲戒審判所のパネルにおけるその手続に関する審理に出頭するよう召喚され，かつ，
(c) 次のことを拒絶する場合
(i) 宣誓又は確約をすること，又は
(ii) その者が与えるよう求められた証言に関連する疑義に回答すること
刑罰：10PU
(6) (3)又は(5)にいう者にとって，疑義に対して回答すること又は書類若しくは物品を提出することを拒絶することは，当該疑義に対する回答又は当該の書類若しくは物品が，その者が英連邦又は州若しくは領域の法律に対する違法行為を犯したことを証明することにつながる場合は，抗弁となる。

規則 20.42　一定の者についての保護

(1) 当部に基づいて懲戒手続の審理を実施する懲戒審判所のパネルの構成員である者は，パネルの構成員としての責務を果たすに際し，連邦最高裁判所の裁判官と同じ保護及び免責を受ける。
(2) 委員会の委員は，この部に基づいて権限を遂行するに際し，連邦最高裁判所の裁判官と同じ保護及び免責を受ける。
(3) 懲戒審判所のパネルに出頭する弁護士又はその他の者は，連邦最高裁判所における手続の当事者のために出頭する法廷弁護士と同じ保護及び免責を受ける。
(4) この部に従うことを条件として，懲戒審判所のパネルに証人として出席又は出頭するよう召喚された者は，
(a) 連邦最高裁判所での手続における証人と同じ保護を受け，かつ，

(b) この部によって規定された刑罰に加え，前記の証人と同じ義務を負う。

規則 20.43　懲戒審判所のパネルの決定

(1) 懲戒審判所のパネルは，登録特許弁護士に対する職業上の逸脱行動に係る告発を審理した場合は，当該弁護士を職業上の逸脱行動により有罪と認定することができる。

(2) 懲戒審判所のパネルは，登録特許弁護士に対する不十分な職業行動に係る告発を審理した場合は，当該弁護士を不十分な職業行動により有罪と認定することができる。

(3) 懲戒審判所のパネルは，登録特許弁護士がその登録時において無資格であった旨の告発を審理した場合は，当該弁護士を登録時における無資格により有罪と認定することができる。

(4) 懲戒審判所のパネルは，登録特許弁護士が詐欺により自らの登録を取得した旨の告発を審理した場合は，当該弁護士を詐欺による登録取得で有罪と認定することができる。

規則 20.44　罰則：職業上の逸脱行動

(1) (2)に従うことを条件として，懲戒審判所のパネルは，登録特許弁護士を職業上の逸脱行動により有罪と認定する場合は，次のことをすることができる。

(a) 当該弁護士の特許弁護士としての登録を取り消すこと，又は

(b) 当該弁護士の特許弁護士としての登録を 6 月から 12 月の期間について停止させること

(2) パネルは，(1)に基づき登録特許弁護士の登録を取り消し又は停止させることに加え，取消が解除され又は停止期間が経過した後に，当該弁護士が登録簿へ復帰することに係る条件を課すことができる。

(3) (2)を制限することなく，パネルが課すことができる条件は，次の何れか又は両方を含む。

(a) 当該弁護士が，パネルの指定する追加の継続職業教育を受けること

(b) 当該弁護士が，5 年以上登録特許弁護士を務めている者の監視の下で，2 年を超えない期間働くこと

(4) 登録特許弁護士が登録商標弁護士でもある場合は，パネルは，当該弁護士の商標弁護士としての登録も取り消し又は停止させることができる。

規則 20.45　罰則：不十分な職業行動

(1) (2)に従うことを条件として，懲戒審判所のパネルは，登録特許弁護士を不十分な職業行動により有罪と認定する場合は，次のことをすることができる。

(a) 当該弁護士の特許弁護士としての登録を，12 月を超えない期間停止させること，又は

(b) 当該弁護士への公開譴責を行うこと

(2) パネルは，(1)に基づき登録特許弁護士の登録を停止させることに加え，停止期間が経過した後に，当該弁護士が登録簿へ復帰することに係る条件を課すことができる。

(3) (2)を制限することなく，パネルが課すことができる条件は，次の何れか又は両方を含む。

(a) 当該弁護士が，パネルの指定する追加の継続職業教育を受けること

(b) 当該弁護士が，5 年以上登録特許弁護士を務めている者の監視の下で，2 年を超えない期間働くこと

規則 20.46　弁護士が登録時において無資格であったことの認定

懲戒審判所のパネルは，登録特許弁護士がその登録時において無資格であった旨の当該弁護

士に対する告発を審理して，その告発が立証されたと認める場合は，次のことをすることができる。
(a) 当該弁護士が，前記時点以後，その資格を取得したか又は資格がもはや登録に必要とされなくなったときはー弁護士を譴責すること，又は
(b) その他の場合はー当該人の登録を取り消すこと

規則 20.47　登録が詐欺により取得されたことの認定
懲戒審判所のパネルは，登録特許弁護士がその登録を詐欺により取得したことを認定した場合は，当該弁護士の登録を取り消さなければならない。

規則 20.48　刑罰を決定するに際し考慮することのできる事項
(1) 規則 20.44 又は規則 20.45 に基づいて登録特許弁護士に関して如何なる措置をとるべきかを決定するに際し，懲戒審判所のパネルは，次のその他の懲戒手続における弁護士の行動についての認定を考慮に入れることができる：
(a) 本規則に基づく懲戒手続，又は
(b) 旧弁護士規則に基づく懲戒手続
(2) (1)に関して，認定がいつなされたかは重要でない。

規則 20.49　懲戒審判所のパネルの認定
(1) 懲戒審判所のパネルは，登録特許弁護士を譴責し又は弁護士の登録を停止させ若しくは取り消した場合は，当該弁護士に対するパネルの認定の書面による通知であって，譴責，停止又は取消の明細を記載したものを，次の者に与えなければならない。
(a) 当該弁護士
(b) 委員会，及び
(c) 指定管理人
(2) 登録特許弁護士の登録が停止された場合は，指定管理人は，当該停止及びその期間を特許弁護士登録簿に記入しなければならない。
(3) 登録特許弁護士の登録が取り消された場合は，指定管理人は，当該弁護士の名称を特許弁護士登録簿から削除しなければならない。
(4) パネルは，告発が立証されたと認めない場合は，それに応じて登録特許弁護士及び委員会に通知しなければならない。

規則 20.50　懲戒審判所のパネルの決定の通知及び公告
懲戒審判所のパネルは，規則 20.44，規則 20.45，規則 20.46 又は規則 20.47 に基づく決定を下した後 14 日以内に次のことをしければならない。
(a) 次の陳述書を作成すること
(i) パネルの決定を記載したもの
(ii) 決定の理由を記載したもの
(iii) 重大な事実問題に関する認定を記載したもの，及び
(iv) 事実認定の基礎となる証拠又は他の資料に言及したもの，並びに
(b) (a)にいう陳述書の写しを次の者に与えること

(i) 通知の対象である登録特許弁護士，及び
(ii) 委員会
(c) パネルの決定を記載した陳述書を公報において公告すること，並びに
(d) (a)にいう陳述書の写しの公表を手配すること

規則 20.51　未処理業務の遂行

(1) 前弁護士の登録が懲戒審判所のパネルにより規則 20.44(1)(a)に基づいて取り消されている場合は，パネル議長は，新たに登録特許弁護士を任命して，未処理事項が処理されるまで前弁護士の実務を続行させることができる。
(2) 前弁護士の登録が懲戒審判所のパネルにより規則 20.44(1)(b)又は規則 20.45(1)(a)に基づいて停止している場合は，パネル議長は，新たに登録特許弁護士を任命して，停止期間又はそれより長くない指定期間について，前弁護士の実務を続行させることができる。
(3) パネル議長は，登録特許弁護士が任命に同意しない限り，当該人を(1)又は(2)に基づく登録特許弁護士に任命してはならない。
(4) 本規則は，登録特許弁護士が，ある者の同意なしにその者を代理する登録特許弁護士として行為することを許容するものではない。

規則 20.52　前弁護士は支援を求められることがある

(1) 前弁護士の実務を続行するために任命された登録特許弁護士は，前弁護士に対し，書面による通知を出して次のものを自己に利用可能とするよう要求することができる。
(a) 登録特許弁護士が合理的に要求できる，実務についての情報，又は
(b) 当該人が合理的に要求できる，実務に関する帳簿，報告又はその他の書類，又は
(c) 前弁護士が保有する金銭であって，
(i) 依頼人のためのもの，又は
(ii) 依頼人のために未だなされていない役務に関して依頼人から支払われたもの
(2) (1)に基づく通知を受けた前弁護士は，通知の要件に従うことを拒絶してはならない。
刑罰：5PU
(3) 前弁護士が次の事情により通知の要件に従うことを妨げられた場合は，(2)に対する違法行為での訴追に対する抗弁となる。
(a) 刑法典第 2.3 部にいう事情，又は
(b) 被告が召喚状に従うことの障害になったと懲戒審判所のパネル議長が合理的に判断するその他の事情

第 9 部　登録特許弁護士の権利

規則 20.53　リーエン

登録特許弁護士は，依頼人の書類及び資産に対して事務弁護士と同一の権利を有する。

第 10 部　運営

第 1 節　トランス・タスマン IP 弁護士委員会

規則 20.56　委員の辞任及び解任

(1) 法律第 227A 条(2A)(a)，(d)又は(e)に記述された委員会の委員は，大臣に辞表を提出することによって，辞任することができる。

(2) 大臣は，委員長が次に該当するときは，その委員長の任命を終了させることができる。

(a) 委員会の許可なしに，委員会の会議に連続して 3 回欠席した場合，

(b) オーストラリア又はニュージーランドにおいて，少なくとも 12 月の拘禁に処される違法行為について有罪判決を受けた場合，

(c) 委員長としての責務を果たすことができない場合，

(d) 無礼若しくは乱暴な方法又は委員会の名声を傷つける虞のある方法で振る舞った場合，

(e) 委員長としての責務の果たし方が不十分であった場合，

(f) 破産した場合，

(g) 破産した又は支払能力のない債務者の救済のための法律の恩恵を受ける申請をした場合，

(h) 1966 年破産法第 IX 部に基づく債務合意に入った場合，又は

(i) 自己の債権者と和議を行うか又は債権者のために自己の給与及び手当を譲渡した場合。

(3) 大臣は，法律第 227A 条(2A)(d)又は(e)に記述された委員会の委員が次に該当するときは，その委員の任命を終了させることができる。

(a) 委員長の許可なしに，委員会の会議に連続して 3 回欠席した場合，

(b) オーストラリア又はニュージーランドにおいて，少なくとも 12 月の拘禁に処される違法行為について有罪判決を受けた場合，

(c) 委員会の委員としての責務を果たすことができない場合，

(d) 無礼若しくは乱暴な方法又は委員会の名声を傷つける虞のある方法で振る舞った場合，

(e) 委員会の委員としての責務の果たし方が不十分であった場合，

(f) 破産した場合，

(g) 破産した又は支払能力のない債務者の救済のための法律の恩恵を受ける申請をした場合，

(h) 1966 年破産法第 IX 部に基づく債務合意に入った場合，又は

(i) 自己の債権者と和議を行うか又は債権者のために自己の給与及び手当を譲渡した場合。

規則 20.57　委員会の会議

(1) 委員会は，その機能の遂行のために必要な回数の会議を開催しなければならない。

(2) 委員長はいつでも，委員全員に書面をもって通知することにより，その通知書に記載した日時と場所において会議を招集することができる。

規則 20.58　委員会の会議を主宰する委員

(1) 委員長は，委員長が出席するすべての委員会の会議を主宰しなければならない。

(2) 委員長が会議に欠席したときは，出席した委員は，その中の 1 を主宰者に指名しなければならない。

(3) 委員長又は会議を主宰する委員は，審議票を有し，また，投票が賛否同数の場合は，決

定票を有する。

規則 20.59　委員会の会議の定足数

(1) 委員会の会議においては，定足数は，委員会の委員の過半数をもって形成される。

(2) 当該過半数の一人はオーストラリア住人であり，当該過半数の一人はニュージーランド住人でなければならない。

第 2 節　特許及び商標弁護士懲戒審判所

規則 20.61　トランス・タスマン IP 弁護士懲戒審判所の設置

トランス・タスマン IP 弁護士懲戒審判所を設置する。

規則 20.61A　懲戒審判所の機能

懲戒審判所の機能は，委員会により次のとおり開始された懲戒手続を審理し，決定することである：

(a) 本章第 8 部又は第 20A 章第 5 部に従って登録特許弁護士に対して，及び

(b) 1995 年商標規則第 20 部第 6 節又は同規則第 20A 部第 5 節に従って(1995 年商標法の意味における)登録商標弁護士に対して

規則 20.62　懲戒審判所の構成員等

(1) 懲戒審判所は，次の構成員によって構成される：

(a) 所長

(b) 少なくとも 2 名のその他の構成員

(1A) 各審判員は，大臣が書面をもって非常勤で任命する。

(2) 任命証書の写しは，公報に公告しなければならない。

(3) 審判員は，任命証書に記載されている期間，在職する。

(4) 審判員は，大臣に辞表を提出して，辞任することができる。

(5) 大臣は，非能率，不品行又は無能力を理由として，審判員の任命を終了させることができる。

(6) 審判員が，

(a) 破産した場合，破産した又は支払能力のない債務者の救済のための法律の恩恵を受ける申請をした場合，自己の債権者と和議を行うか又は債権者のために自己の報酬を譲渡した場合，又は

(b) オーストラリア又はニュージーランドにおいて，12 月以上の拘禁に処される違法行為について有罪判決を受けた場合，又は

(c) 合理的理由なしに，規則 20.64 に従って利害抵触の開示をすることを怠った場合は，

大臣は，その審判員の任命を終了させなければならない。

規則 20.63　審判員としての任命のための資格

所長

(1) 何人も，オーストラリア又はニュージーランドにおいて(表現の如何を問わず)弁護士と

して現在登録されており，かつ，弁護士として少なくとも 7 年間登録されているのでない限り，所長として任命を受ける資格を有さない。

その他の審判員

(2) 何人も，次に該当するのでない限り，審判員(所長を除く)として任命を受ける資格を有さない：

(a) オーストラリア又はニュージーランドにおける登録特許弁護士であり，かつ，特許弁護士として少なくとも 5 年間登録されていること，

(b) オーストラリア又はニュージーランドにおいて特許弁護士として登録されていたが，もはや登録されていない者であり，かつ，特許弁護士として少なくとも 5 年間登録されていたこと，

(c) (1995 年商標法の意味における)登録商標弁護士であり，商標弁護士として少なくとも 5 年間登録されていること，

(d) (同法の意味における)登録商標弁護士であったが，もはや登録商標弁護士でない者であり，かつ，商標弁護士として少なくとも 5 年間登録されていたこと，又は

(e) 次の両方を満たすこと：

(i) 当該人がオーストラリア又はニュージーランドにおいて(表現の如何を問わず)弁護士として現在登録されており，かつ，弁護士として少なくとも 5 年間登録されていること，

(ii) 当該人がオーストラリア又はニュージーランドにおける登録特許弁護士又は商標弁護士であること。

(3) 何人も，個人でない限り，審判員として任命を受ける資格を有さない。

規則 20.63A　所長

(1) 大臣は，下記の場合，書面をもって，所長としての職務を果たす者を任命することができる。

(a) 所長の職務に空席が生じている期間(その職務について先に任命が行われているか否かを問わず)，又は

(b) 下記の期間の一部又は全体において，所長が，

(i) その義務から又はオーストラリア及びニュージーランドから離れている，又は

(ii) 理由の如何を問わずその職務の機能を遂行することができない

(2) 任命証書の写しは，公報に公告しなければならない。

(3) 大臣は，

(a) いつでも，その任命を終了させることができ，また

(b) 被任命者が，合理的理由なしに，規則 20.64 に従って利害抵触の開示をすることを怠った場合は，その任命を終了させなければならない。

(4) 何人も，規則 20.63(1)に基づいて所長として任命を受ける資格を有するのでない限り，所長としての職務を果たすために任命を受ける資格を有さない。

規則 20.63B　代行審判員

(1) 大臣は，書面をもって，次の期間，審判員(所長を除く)としての職務を果たす者を任命することができる。

(a) 審判員の職務に空席が生じている期間。この場合は，その職務について先に任命が行わ

れているか否かを問わない。又は
(b) 職務を有する者が，次に該当する期間の一部又は全体：
(i) その義務から又はオーストラリア及びニュージーランドから離れており，又は
(ii) 理由の如何を問わずその職務を履行することができないこと。
(2) 任命証書の写しは，公報に公告しなければならない。
(3) 大臣は，
(a) いつでも，その任命を終了させることができ，また
(b) 被任命者が，合理的理由なしに，規則 20.64 に従って利害抵触の開示をすることを怠った場合は，その任命を終了させなければならない。
(4) 何人も，規則 20.63(2)に基づいて審判員として任命を受ける資格を有するのでない限り，審判員(所長を除く)としての職務を果たすために任命を受ける資格を有さない。

規則 20.64　利害関係の開示

所長

(1) 所長が，パネル議長として審理する手続に関して，その機能を適切に遂行することに抵触する可能性のある利害関係を有しているか又は取得した場合は，所長は，
(a) 手続の当事者に，その利害関係について知らせなければならず，かつ，
(b) 当事者の同意なしには，その機能を行使してはならない。
(2) 所長が，利害抵触の理由から，その機能を遂行することができない場合は，大臣は書面をもって，他の者をその手続を実施又は完了するためのパネル議長となるよう任命することができる。
(3) 何人も，規則 20.63(1)に基づいて所長として任命を受ける資格を有するのでない限り，(2)に基づいて任命を受ける資格を有さない。
(4) 被任命者は，その手続に関し，パネル議長が有するすべての権限を行使することができ，また，パネル議長が有するすべての機能を遂行しなければならない。

その他の審判員

(5) 審判員(所長を除く)が，自ら審理している又は審理すべき手続に関して，懲戒審判所のパネルの構成員としてのその機能を適切に遂行することに抵触する可能性のある利害関係を有しているか又は取得した場合は，当該審判員は，
(a) 手続の当事者に，その利害関係について知らせなければならず，かつ，
(b) 当事者の同意なしには，その機能を遂行してはならない。
(6) 審判員が，利害抵触の理由から，その機能を遂行することができない場合は，パネル議長は，書面をもって，他の審判員をその手続を実施又は完了する目的で任命することができる。

第 20A 章　法人特許弁護士

第 1 部　序

規則 20A.1　第 20A 章の適用

本章は，次に適用される：

(a) 法人特許弁護士，及び

(b) 法人特許弁護士としての登録を申し込む会社

規則 20A.1A　機能の遂行及び権限の行使

(1)　本章に基づいて人又は団体に付与される機能は，オーストラリア又はニュージーランドにおいて行使することができる。

(2)　本章に基づいて人又は団体に付与される権限は，オーストラリア又はニュージーランドにおいて行使することができる。

(3) 本章の適用上，規則 20A.1B に従うことを条件として，本章に記述された行為又は無為がニュージーランドにおいて生じたか否かは重要でない。

(4) 本章の適用上，規則 20A.1B に従うことを条件として，本章に記述された事項がニュージーランドにおいて生じた事柄に関係するか否かは重要でない。

規則 20A.1B　ニュージーランドにおける行動は本章に基づく違法行為を構成しない

何人も，本規則に対する違法行為を構成する行為又は無為がニュージーランドにおいて発生した場合は，当該違法行為で訴追を受ける虞はない。

規則 20A.2　定義

本章において：

「年間登録手数料」とは，附則 7 の項目 109 又は項目 110 に定める手数料を意味する。

「職業損害保険」とは，法人特許弁護士として，業務，実務又は行為に関与する会社に対してなすことができる主張のための保険を意味する。

第 2 部　最初の登録取得

規則 20A.3　申請の様式

法人特許弁護士としての登録申請は，次のとおりでなければならない：

(a) 指定管理人により承認された様式による書面とすること，並びに

(b) 次の証拠及び資料を添付すること，

(i) 会社の各特許弁護士部門長の名称，

(ii) 会社が 2001 年法人法又はニュージーランドの 1993 年会社法に基づく登録会社であることを示す証拠，

(iii) 会社が，適切で，適切な職業損害保険を有していることを示す証拠，及び

(c) 附則 7 の項目 108 に記述された手数料を伴うこと。

規則 20A.4　登録証

指定管理人は，法人特許弁護士として，ある会社を登録するときは，その会社に登録証を与えなければならない。

第 3 部　登録の維持

規則 20A.5　特許弁護士の登録簿上に残存するための要件

(1) 登録法人特許弁護士は，特許弁護士の登録簿上に残存するためには，各登録年について，年間登録手数料を納付しなければならない。

(2) 指定管理人は，各年の 6 月 1 日以前に，各々の登録法人特許弁護士に対して，納付を要する手数料にかかわる通知を与えなければならない。

(3) 年間登録手数料は，次を条件とする登録法人特許弁護士によって，各年の 7 月 1 日に納付を要する：

(a) その日に，本人の名称が特許弁護士の登録簿上にあり，かつ，

(b) 指定管理人に対して，規則 20A.6 に基づいて，本人の名称を特許弁護士登録簿から削除することを求めていない者。

第 4 部　特許弁護士の登録簿からの削除

規則 20A.6　特許弁護士の登録簿からの名称の任意削除

登録法人特許弁護士の特許弁護士部門長が，指定管理人に対して，当該登録法人特許弁護士の名称を特許弁護士登録簿から削除することについて，書面で要求する場合は，指定管理人は，その要求を遵守しなければならない。

規則 20A.7　年間登録手数料の不納

登録法人特許弁護士が，年間登録手数料を，納付すべき年の 7 月 31 日までに納付しない場合は，指定管理人は，次のことを行わなければならない：

(a) その法人特許弁護士の名称を特許弁護士登録簿から削除すること，及び

(b) その削除について，書面で当該特許弁護士に通知すること。

規則 20A.8　職業損害保険の維持不履行

(1) 法人特許弁護士が，適切かつ適切な職業損害保険を維持しない場合には，指定管理人は，その特許弁護士の名称を特許弁護士登録簿から削除することができる。

(2) 指定管理人が法人特許弁護士の名称を特許弁護士登録簿から削除する場合は，指定管理人は，その削除について，当該特許弁護士に対して書面で通知しなければならない。

第5部　懲戒

第1節　一般

規則20A.9　定義

この部において：

「前弁護士」とは，自らの法人特許弁護士としての登録が，この部に基づいて停止され又は取り消されている者を意味する。

規則20A.10　委員会は法人特許弁護士の登録の取消又は停止を申請できる

(1)　委員会は，次の場合は，懲戒審判所に対して，法人特許弁護士の登録を取り消し又は停止することを申請できる：

(a)　法人特許弁護士の従業者又は幹部である又はあった登録特許弁護士が，いつでも，規則20.43(1)に基づく職業上の逸脱行動で有罪と認定された場合，

(b)　登録特許弁護士が法人特許弁護士の従業者又は幹部であったときに，職業上の逸脱行動が発生した場合，及び

(c)　規則20.44(1)に基づいて，特許弁護士が職業上の逸脱行動で有罪と認定されたことを理由として特許弁護士の登録が取り消され又は停止された場合。

(2)　懲戒審判所への申請前に，委員会は，法人特許弁護士に対して，職業上の逸脱行動に関連する情報を同委員会へ提供することについて，要求することができる。

(3)　懲戒審判所へ申請するか否かの決定に際して，委員会は，次について検討することができる：

(a)　登録特許弁護士によって遵守された職業上の逸脱行動，

(b)　法人特許弁護士の幹部及び従業者の行動，

(c)　法人特許弁護士の幹部及び従業者が，行動規範を遵守していたか否かということ，

(d)　(2)に基づいて提供された情報。

(4)　懲戒審判所に対する委員会による申請は，次でなければならない：

(a)　書面によること，及び

(b)　法人特許弁護士の登録が取り消される又は停止されるべきであると，委員会がみなす理由を記述すること。

(c)　所長宛に通知すること。

(5)　委員会は，法人特許弁護士に対して，申請が懲戒審判所になされた後現実的に可能な範囲で速やかに，その申請の写しを与えなければならない。

第2節　懲戒審判所における手続

規則20A.11　懲戒審判所のパネルの構成

(1)　この部に他に規定のある場合を除き，この部に基づく懲戒手続に関する懲戒審判所の機能及び権限は，懲戒審判所のパネルにより遂行及び行使されなければならない。

(2)　懲戒審判所のパネルは，次の者をもって構成される：

(a)　パネル議長，及び

(b) (3)に基づいてパネル議長が決定するその他の構成員 2 名
(3) パネル議長は，書面をもって，懲戒手続を実施するパネルを構成する懲戒審判所のその他の構成員を決定しなければならない。
(4) 規則 20A.11E(5)に従うことを条件として，オーストラリア又はニュージーランドにおいて法人化された法人特許弁護士に対する懲戒手続が開始された場合は，当該手続を実施しているパネルの構成員の中の 1 もまた，法人特許弁護士が登録されている国と同じ国に通常居住していなければならない。

規則 20A.11A　懲戒審判所のパネルの会議
(1) 懲戒審判所のパネルのパネル議長は，次のことを行わなければならない：
(a) パネルにより審理されている懲戒手続を実施する目的でパネル議長が必要と考えるパネルの会議を招集すること，及び
(b) すべてのパネルの会議を主宰すること。
(2) 規則 20A.11D(2)(a)及び規則 20A.11E(5)に従うことを条件として，懲戒審判所のパネルのすべての構成員は，パネルの会議に出席しなければならない。
(3) 懲戒審判所のパネルの会議において生じた疑義については，出席し，投票するパネルの構成員の投票の過半数によって決定しなければならない。
(4) ただし，規則 20A.11D(2)(a)又は規則 20A.11E(5)に従って，手続の審理がパネルの構成員 2 名で継続される場合は，当該審理において生じた疑義については，当該 2 名の全会一致によって決定しなければならない。

規則 20A.11B　懲戒審判所のパネルの手続
(1) この部に従うことを条件として，懲戒審判所のパネルの会議を招集するための手続及び懲戒審判所のパネルによる業務の遂行のための手続は，パネル議長が決定するとおりである。
(2) パネルにおける手続は，当該パネルに提起されている問題を適切に検討することができるようにしながら，迅速に，かつ，略式で実施されなければならない。
(3) パネルは，証拠規則に拘束されないが，あらゆる事項について，自らが選択した方法により情報を得ることができる。
(4) パネルは，宣誓又は確約に基づく証言を得ることができ，また，その目的で，パネル議長は，宣誓又は確約をさせることができる。

規則 20A.11C　審理を完了することができないパネル議長
(1) 本規則は，次の場合に適用する。
(a) 特定の問題に関する手続の審理が懲戒審判所のパネルにより開始又は完了されており，及び
(b) 当該問題が決定される前に，パネル議長が，
(i) 構成員でなくなっており，又は
(ii) 理由の如何を問わずパネルの構成員として対応できなくなっている場合。
(2) 当該問題は，規則 20A.11 に従って構成される新たなパネルにより再審理されなければならない。
(3) 新たなパネルは，当該問題に関する懲戒審判所の機能又は権限を遂行又は行使する目的

で，当該問題を審理する目的で先に構成されたパネルにおける手続の記録を考慮することができる。

規則 20A.11D　審理を完了することができないパネル議長を除く構成員

(1) 本規則は，次の場合に適用する。

(a) 特定の問題に関する手続の審理が懲戒審判所のパネルにより開始又は完了されており，及び

(b) 当該問題が決定される前に，パネルを構成する構成員(パネル議長を除く)の中の 1 が，

(i) 構成員でなくなっており，又は

(ii) 理由の如何を問わずパネルの構成員として対応できなくなっている場合。

(2) 規則 20A.11E に従うことを条件として，パネル議長は，次のことを決定することができる：

(a) 当該問題の審理及び決定又は決定は，パネルの残りの構成員をもって構成されるパネルにより完了されなければならないこと，又は

(b) 当該問題は，規則 20A.11 に従って構成される新たなパネルにより再審理されなければならないこと。

(3) (2)(b)に基づいて問題が再審理される場合は，新たなパネルは，当該問題に関する懲戒審判所の機能又は権限を遂行又は行使する目的で，当該問題を審理する目的で先に構成されたパネルにおける手続の記録を考慮することができる。

規則 20A.11E　手続の対象である法人特許弁護士が登録されているのと同じ国に通常居住している構成員の不在

(1) 本規則は，次の場合に適用する。

(a) 特定の問題に関する手続の審理が懲戒審判所のパネルにより開始又は完了されており，

(b) 当該問題が決定される前に，パネルを構成する構成員(パネル議長を除く)の中の 1 が，

(i) 構成員でなくなっており，又は

(ii) 理由の如何を問わずパネルの構成員として対応できなくなっており，

(c) パネルの残りの構成員の何れも，当該手続の対象である法人特許弁護士が登録されているのと同じ国に通常居住していない場合。

(2) パネル議長は，現実的に可能な範囲で速やかに，法人特許弁護士に対し，次の内容の通知書を与えなければならない：

(a) パネルを構成する構成員の中の 1 が，パネルの構成員でなくなっており又はパネルの構成員として対応できなくなっていること，

(b) 残りの構成員の何れも，法人特許弁護士が登録されているのと同じ国に通常居住していないこと，及び

(c) 法人特許弁護士は，通知書に記載された期間内に，次のことを行うことができること：

(i) 当該問題をパネルの残りの構成員をもって構成されるパネルにより完了させることを選択すること，又は

(ii) 当該問題を規則 20A.11 に従って構成される新たなパネルにより再審理させることを選択すること。

(3) (2)(c)に基づく選択は，書面によらなければならず，また，通知書に記載された期間内

に，パネル議長に与えなければならない。
(4) 通知書に記載された期間は，当該通知が出された日から 21 日以上でなければならない。
(5) 規則 20A.11(4)に拘らず，法人特許弁護士が，当該問題をパネルの残りの構成員をもって構成されるパネルにより完了させることを選択する場合は，残りの構成員をもって構成されるパネルは，当該問題を審理し，決定すること又は決定することができる。
(6) パネル議長は，通知書に記載された期間又はパネル議長が許可するそれより長い期間内に選択を受領しない場合は，当該問題が規則 20A.11 に従って構成される新たなパネルにより再審理されるよう手配しなければならない。
(7) (2)(c)(ii)又は(6)に従って問題が再審理される場合は，新たなパネルは，当該問題に関する懲戒審判所の機能又は権限を遂行又は行使する目的で，当該問題を審理する目的で先に構成されたパネルにおける手続の記録を考慮することができる。

規則 20A.12　審理の通知
(1) 懲戒審判所のパネルのパネル議長は，規則 20A.10 に基づく申請を受領した後，現実的に可能な範囲で速やかに，次のことを行わなければならない：
(a) その申請を審理するための日，時刻及び場所を定めること，及び
(b) 法人特許弁護士及び委員会に対し，その日，時刻及び場所について通知すること。
(3) 審理の日は，法人特許弁護士に審理の日，時刻及び場所が通知された日から 21 日未満であってはならない。

規則 20A.13　審理は特別な事情のときを除き公開とすること
(1) 懲戒審判所のパネルにおける審理は，公開としなければならない。
(2) しかしながら，パネル議長は，公共の利益のために又は何らかの証拠若しくは事項が有する秘密性のために，次のことを行うのが望ましいと合理的に認めた場合は，それを行うことができる：
(a) 審理又は審理の一部を非公開で行うよう指示すること，また，出席を認める者についての指示を出すこと，及び
(b) 次の事項についての公表又は開示を制限又は禁止する指示を出すこと：
(i) 公開で行われたか非公開で行われたかを問わず，パネルにおいて提示された証言，又は
(ii) パネルに提出された書類又はパネルが証拠として受領した書類に含まれている事項。
(3) 何人も，その者が次に該当する場合は，違法行為をなす：
(a) (2)(a)又は(b)に基づいて，指示が与えられており，かつ，
(b) その指示を遵守していないこと。
刑罰：5PU。

規則 20A.14　懲戒審判所のパネルにおける代理
(1) 懲戒審判所のパネルにおける審理においては，法人特許弁護士は，その法人特許弁護士の特許弁護士部門長又は弁護士によって代理させることができる。
(2) パネルにおける手続の当事者又はその当事者の代理人は，パネル議長に対し，証人の喚問を請求することができる。

規則 20A.15　証人喚問

(1) 懲戒審判所のパネルにおける審理の目的で，パネル議長は，自身が署名した証書をもって，次のことを行うことができる：

(a) その者に対して，証言するため及び召喚状に記載された書類又は物品を提出するために，パネルに出頭するよう命令すること，又は

(b) 法人特許弁護士の特許弁護士部門長に対して，次のことをするために，パネルに出頭するように召喚すること，

(i) 召喚状に記述された書類又は物品を提出すること，及び

(ii) それらの書類又は物品を確認するための証言を提示すること。

(2) 召喚された登録特許弁護士部門長は，本人が出頭しなければならない。

規則 20A.16　懲戒審判所のパネルに出頭する者による違法行為

(1) ある者が，次に該当する場合は，違法行為をなす：

(a) 懲戒審判所のパネルに出頭するように命じられていること，並びに

(b) 次を行うことによって，召喚状を遵守していないこと：

(i) 召喚状によって要求されるとおりに，出頭すること，

(ii) 召喚状によって要求されるとおりに，書類又は物品を提出すること，及び

(iii) 要求されるとおりに，パネルへ出頭し，かつ，報告すること。

刑罰：10PU。

(2) 次の場合は，(1)に対する違法行為についての訴追に対する抗弁となる：

(a) 被告が次の事情により，召喚状に従うことを防止又は妨げられる場合：

(i) 刑法典第 2.3 部に記述された事情，若しくは

(ii) 被告が召喚状に従うことを阻害するとパネル議長が合理的にみなす，その他の事情，又は

(b) (1)(b)(iii)に関係して－被告が，パネル議長によって免責される場合。

(3) ある者が，次に該当する場合は，違法行為をなす：

(a) その者が：

(i) (5)の適用対象である特許弁護士部門長でなく，

(ii) パネルに証人として出頭し，及び

(iii) 附則 8 の第 2 部に従って経費及び手当を支払っている場合，

(c) その者が次のことを拒絶する場合：

(i) 宣誓又は確約をすること，又は

(ii) その者が与えるように求められた証言に関連する疑義に回答すること。

刑罰：10PU。

(4) 次の事情で構成される，(3)に対する違法行為の物理的要素に対しては，厳格責任が適用される：

(a) (3)(a)(i)に記述された事情，及び

(b) (3)(a)(iii)に記述された事情。

(5) ある者が，次に該当する場合は，違法行為をなす：

(a) 懲戒審判所のパネルにおける審理に出頭するように召喚された特許弁護士部門長であり，かつ，

(b) 次のことを拒絶する場合：
(i) 宣誓又は確約をすること，又は
(ii) その者が与えるように求められた証言に関連する疑義に回答すること。
刑罰：10PU。
(6) (3)又は(5)に記述された者にとって，疑義に対して回答すること又は書類若しくは物品を提出することを拒絶することは，当該疑義に対する回答又は当該の書類若しくは物品が，その者が英連邦又は州若しくは領域の法律に対する違法行為を犯したことを証明することにつながる場合は，(3)又は(5)に対する違法行為にかかわる訴追に対しての抗弁となる。

規則 20A.17　一定の者についての保護
(1) この部に基づいて懲戒手続の審理を実施する懲戒審判所のパネルの構成員である者は，パネルの構成員としての責務を果たすに際し，連邦最高裁判所の裁判官と同じ保護及び免責を受ける。
(2) 委員会の委員は，この部に基づいて権限を行使するに際し，連邦最高裁判所の裁判官と同じ保護及び免責を受ける。
(3) 懲戒審判所のパネルに出頭する弁護士又はその他の者は，連邦最高裁判所における手続の当事者のために出頭する法廷弁護士と同じ保護及び免責を受ける。
(4) 懲戒審判所のパネルに証人として出席又は出頭するよう召喚された者は，
(a) 連邦最高裁判所での手続における証人と同じ保護を受け，かつ，
(b) この部によって規定された刑罰に加え，前記の証人と同じ義務を負う。

規則 20A.18　懲戒審判所のパネルの決定
(1) 法人特許弁護士の登録の取消又は停止のための申請を審理した後，懲戒審判所のパネルは，次を行うことができる：
(a) 法人特許弁護士としての弁護士の登録を取り消すこと，又は
(b) 法人特許弁護士としての弁護士の登録を停止すること。
(2) パネルは，取消が解除され又は停止期間が経過した後に，当該弁護士が特許弁護士の登録簿へ復帰することにかかわる条件を課すこともできる。
(3) 本規則に基づいて決定を下す際に，パネルは，次を検討することができる：
(a) 遵守された職業上の逸脱行動，
(b) 法人特許弁護士の幹部及び従業者の行動，
(c) 法人特許弁護士の幹部又は従業者が，行動規範を遵守していたか否かということ，
(d) 関連する懲戒審判所に提起されたその他の手続における法人弁護士の行動についてなされた認定(当該認定がいつなされたかを問わない)，
(e) 関連する懲戒審判所に提起されたその他の手続における法人弁護士の従業者及び幹部の行動についてなされた認定(当該認定がいつなされたかを問わない)，
(f) 法人特許弁護士が，規則 20A.10(2)に基づいて委員会が求める情報を，合理的理由なしに提供しない場合－求められた情報の提供に対する法人特許弁護士の不履行。
(4) 本規則において，
「関連する懲戒審判所」とは，次の何れかをいう：
(a) 本項の施行前に有効な規則 20.61 により設立された特許及び商標弁護士懲戒審判所

(b) 本項の施行時に有効な規則 20.61 により設立されたトランス・タスマン IP 弁護士懲戒審判所
(c) 本規則の規則 23.42(1)若しくは規則 23.43(1)又は 1995 年商標規則の規則 22.16(1)若しくは規則 22.17(1)によって継続して有効な特許及び商標弁護士懲戒審判所

規則 20A.19　懲戒審判所のパネルの決定の通知及び公告

(1) 懲戒審判所のパネルは，規則 20A.18 に基づく決定を下した後 14 日以内に次のことを行わなければならない：
(a) 次のことを記述した陳述書を作成すること：
(i) パネルの決定，
(ii) 決定の理由を記載したもの，
(iii) 重大な事実問題に関する認定を記載したもの，及び
(iv) 事実認定の基礎となる証拠又は他の資料に言及したもの，
(b) 次に対して，陳述書の写しを与えること：
(i) 決定の対象である法人特許弁護士，
(ii) 委員会，及び
(iii) 指定管理人，
(c) パネルの決定について記述した陳述書を，公報に公表すること。
(2) 法人特許弁護士の登録が停止された場合は，指定管理人は，当該停止及びその期間を特許弁護士登録簿に記入しなければならない。
(3) 法人特許弁護士の登録が取り消された場合は，指定管理人は，当該法人特許弁護士の名称を特許弁護士登録簿から削除しなければならない。

規則 20A.20　未処理業務の遂行

(1) 懲戒審判所のパネルは，法人特許弁護士の登録を取り消す場合は，パネル議長は新たに登録特許弁護士を任命して，前弁護士の未処理の特許にかかわる業務を遂行させることができる。
(2) 懲戒審判所のパネルは，法人特許弁護士の登録を停止する場合は，パネル議長は新たに登録特許弁護士を任命して，次の期間中，前弁護士の特許にかかわる業務を実行させることができる。
(a) 停止期間，又は
(b) 停止期間以下の指定期間。
(3) パネル議長は，登録特許弁護士が任命に同意しない限り，その者を(1)又は(2)に基づく登録特許弁護士に任命してはならない。
(4) (1)又は(2)に基づいて任命された登録特許弁護士は，前弁護士の依頼人が，行為をなす指定弁護士について同意を受けている場合には，その依頼人のための登録特許弁護士としてのみ行為することができる。

規則 20A.21　前弁護士は支援を行うことを求められる可能性がある

(1) 規則 20A.20(1)又は(2)に基づいて任命された登録特許弁護士は，前弁護士に対して，書面による通知によって，次のものを自己に利用可能とするように要求することができる：

(a) 指定弁護士が合理的に要求できる，特許にかかわる業務についての情報，
(b) その指定弁護士が合理的に要求できる，特許にかかわる業務についての帳簿，報告又はその他の書類，
(c) 前弁護士が保有する金銭であって：
(i) 依頼人のためのもの，又は
(ii) 依頼人のために未だ実施されていない役務に関して依頼人から支払われたもの。
(2) ある者が，次に該当する場合は，違法行為をなす：
(a) 前弁護士であり，
(b) (1)に基づく通知を受けており，及び
(c) その通知に準拠していない。
刑罰：5PU。
(3) 前弁護士が次の事情により通知における要求に従うことを防止され又は妨げられる場合は，(2)に対する違法行為での訴追に対する抗弁となる：
(b) 被告が召喚状に従うことの障害になったと，パネル議長が合理的にみなすその他の事情。

第 6 部　弁護士の名称の特許登録弁護士登録簿への回復

規則 20A.22　特許登録弁護士登録簿への名称の回復

(1) 本規則は，指定管理人が，次に基づいて削除された法人特許弁護士の名称を特許弁護士登録簿へ回復しなければならない状況について，記載している：

(a) 規則 20A.6，20A.7 若しくは 20A.8，又は

(b) 法律第 201B 条(7)。

(2) 指定管理人は，次の場合は，名称を回復しなければならない：

(a) 弁護士がその名称を登録簿に回復させることについて，指定管理人によって承認された様式で，当該指定管理人に請求し，

(b) その請求が，次を含む場合：

(i) 会社の各特許弁護士部門長の名称，

(ii) 会社が 2001 年法人法又はニュージーランドの 1993 年会社法に基づく登録会社であることを示す証拠，及び

(iii) 会社が，適切で，適切な職業損害保険を有していることを示す証拠，

(c) その請求が，次の時期になされる場合：

(i) 名称が，規則 20A.7 に基づいて削除された場合－当該名称が特許弁護士登録簿から削除された年の 9 月 1 日以前又は指定管理人が許可する更なる期間内，又は

(ii) その他の場合において－名称が特許弁護士登録簿から削除された後 3 年以内，並びに

(d) 弁護士が，次を納付する場合：

(i) 回復が行われる年についての年間登録手数料，及び

(ii) 附則 7 の項目 111 に記述された手数料。

第 21 章　運営

規則 21.1　特許局及び支局

特許局及び特許局の各支局の就業時間は，次の日を除く毎日の午前 9 時から午後 5 時までである。

(a) 土曜日又は日曜日，又は

(b) 公休日であって，

(i) 特許局又は支局の所在地におけるもの，又は

(ii) 当該所在地における APS(オーストラリア行政サービス)の目的のもの

規則 21.2　局長により権限委任される職員(法律第 209 条(1))

(1) 法律第 209 条(1)の適用上，局長は，法律第 210 条(1)(a)及び(c)に基づく権限及び機能を除き，法律に基づく局長の権限又は機能の全部又は一部を，特許局の職員であって，次の条件に該当している者に委任することができる。

(a) 特許局の審査官としての地位を有し又はその職務を履行している者，又は

(b) 次のレベルで雇用されている者

(i) 上級職レベル 1 又は 2

(ii) APS レベル 2，3，4，5 又は 6

(2) 局長は，法律第 210 条(1)(a)又は(c)に基づく局長の権限又は機能の全部又は一部を，特許局の職員であって，上級職レベル 1 の地位又は同等以上の地位を有し又はその職務を履行する者に委任することができる。

第22章　雑則

第1部　手数料及び費用

第1節　手数料

規則22.1　仮出願として取り扱う完全出願

局長が，完全出願を仮出願として取り扱うよう指示した場合は，完全出願の出願に際して納付すべき手数料のうち，仮出願の出願に際して納付すべき手数料を超過している金額は，その出願人が，仮出願に関連した完全出願を次回に出願する際に納付すべき手数料の納付から控除されなければならない。

規則22.2　一般的手数料

(1) 法律第227条(1)の適用上，附則7の第1部又は第2部の項目に記載した事項に関し，同項目に記載した金額の手数料を納付しなければならない。

(2) 手数料は，次の通りに納付しなければならない。

(a) 出願，請求書又はその他の書類を提出するための手数料は，出願，請求書又はその他の書類を提出するときに納付しなければならない。

(b) 口頭審理に出頭し，聴聞を受けるための手数料は，次の通りに納付しなければならない。

(i) 最初の日について－その聴聞の直前，及び

(ii) 最初の日後の各日又は1日の部分について－その聴聞の直後

(ba) 意見書のみに基づく聴聞の手数料は，意見書を提出するときに納付しなければならない。

(d) 法律第49条に基づく特許願書及び完全明細書の受理のための手数料は，出願が受理されるときに納付しなければならない。

(e) 局長が，標準特許に関して，特許願書及び完全明細書の審査の一環として調査の実施を決定する場合，調査手数料は，局長が出願人に対してその手数料の納付を通知したときに，納付しなければならない。

(3) ある項目に，手数料の納付義務者が指定されている場合は，手数料はその者が納付しなければならない。

(4) 法律第29A条(5)(b)に関して，

(a) PCT出願が標準特許出願として取り扱われることになる場合は，次の通りとなる。

(i) 附則7の項目214Aに記載した手数料をその標準特許出願に関して納付しなければならず，かつ，

(ii) そのPCT出願がPCTの適用上，受理官庁としての特許局に提出されていたとき－附則7の項目301及び項目401から項目404までに記載した手数料をそのPCT出願に関して納付しなければならない。また

(b) 附則7の項目203に記載した手数料は，PCT出願に関しては納付する必要がない。

(6) 2012年7月1日に効力を有していた附則7の項目211(a)は，次のものに適用する。

(a) 次の特許，

(i) 2008年7月1日以降の特許日を有するもの，及び

(ⅱ) 第4周年日が施行日以降に当たるもの，並びに

(b) 次の特許出願，すなわち
(i) 2008 年 7 月 1 日以降に出願されたもの，及び
(ii) 第 4 周年日が施行日以降に当たるもの

規則 22.2A　不納：特許弁護士手数料
指定管理人又は委員会は，附則 7 の第 1 部にいう申請について納付されるべき手数料が納付されていない場合は，その申請を処理してはならない。

規則 22.2B　不納：特許願書提出手数料
(1) 本規則は，次の場合に適用する。
(a) 附則 7 の項目 201，項目 202，項目 203 又は項目 206 にいう手数料が，その納付時期に納付されず，かつ，
(b) 手数料の納付時期後 1 月以内に，局長が手数料の納付義務者に対して納付の要請を出し，その要請の日から 2 月以内に手数料を納付するよう求め，及び
(c) 手数料が，前記の 2 月の期間内に納付されなかった場合
(2) 前記 2 月の期間が終了したときに，出願は失効し又は特許は停止する。

規則 22.2C　不納：前記以外の一定の提出手数料等
(1) 本規則は，次の場合に適用する。
(a) 附則 7 の項目 204 又は項目 205，項目 208(a)又は項目 209，項目 210，項目 214，項目 215，項目 216，項目 218，項目 222，項目 224，項目 225，項目 226，項目 227，項目 228，項目 236，項目 237，項目 238 又は項目 239 にいう手数料が，その納付時期に納付されず，
(b) 手数料の納付時期後 1 月以内に，局長が手数料の納付義務者に対して納付の要請を出し，その要請の日から 1 月以内に手数料を納付するよう求め，及び
(c) 手数料が，前記の 1 月の期間内に納付されなかった場合
(2) 当該出願，表明，請求又はその他の関連書類は，提出されなかった又は行われなかったものとみなす。

規則 22.2D　不納：法律第 101A 条(b)に基づく請求に関して特許権者が納付すべき手数料
(1) (2)は，次の場合に適用する。
(a) 附則 7 の項目 207 にいう手数料が，その納付時期に納付されず，
(b) 手数料の納付時期後 1 月以内に，局長が特許権者に対して要請を出し，その要請の日から 1 月以内に手数料を納付するよう求め，及び
(c) 手数料が，前記の 1 月の期間内に納付されなかった場合
(2) 当該革新特許は，前記の 1 月の期間が終了したときに，停止する。
(3) (4)は，次の場合に適用する。
(a) 附則 7 の項目 208(b)にいう手数料(「(b)手数料」)が，その納付時期に納付されず，
(b) (b)手数料に関連する請求に対して，同項目(a)にいう手数料が納付されてから 1 月以内に，局長が特許権者に対して要請を出し，その要請の日から 2 月以内に(b)手数料を納付するよう求め，及び
(c) 手数料が，前記の 2 月の期間内に納付されなかった場合

(4) 当該革新特許は，前記の 2 月の期間が終了したときに，停止する。

規則 22.2EA　不納：明細書補正許可の付与手数料(納付を要請された者)

(1) 本規則は，次の場合に適用する。

(a) 完全明細書を補正する許可の付与に関し附則 7 の項目 222A にいう手数料が，その納付時期に納付されず，

(b) 手数料の最初の納付時期後 1 月以内に，局長が納付義務者に対し，許可付与の通知が 10.5(2)に基づいて公告された日から 2 月以内に納付するよう要請し，及び

(c) 手数料が，当該 2 月に期間内に納付されなかった場合

(2) 完全明細書を補正する許可の請求は提出されなかったものとみなされる。

規則 22.2F　局長が納付を求めなかった場合の結果

(1) (2)は，次の場合に適用する。

(a) 規則 22.2B，規則 22.2C 又は規則 22.2D にいう手数料が，その納付時期に納付されず，かつ，

(b) 局長が，関連する規則にいう納付の求めを，許容されている期間内に出さなかった場合

(2) 出願，表明，請求又は関連する他の書類は，当該出願，表明，請求又は他の書類が提出され又はなされたときにその手数料が納付されていたものとして，扱われる。

(3) (4)は，次の場合に適用する。

(a) 規則 22.2I にいう手数料が，その納付時期に納付されず，

(b) 局長が，規則 22.2I にいう納付の求めを，許容されている期間内に出さなかった場合

(4) 受理された出願は，附則 7 の項目 213 にいう受理手数料がその受理直後に納付されたものとして，扱われる。

(5) (6)は次の場合に適用される。

(a) 完全明細書を補正する許可の付与に関し規則 22.2EA(1)(a)にいう手数料が，その納付時期に納付されず，

(b) 局長が，規則 22.2EA(1)(b)にいう納付の求めを，同号にいう期間内に出さなかった場合

(6) 完全明細書を補正する許可を求める請求は，完全明細書を補正する許可が付与されたときは，手数料が納付されていたものとして取り扱われる。

(7) 前記(2)，(4)及び(6)にも拘わらず，手数料は依然として納付すべきものとして残り，英連邦に支払われるべき債務として回収することが可能である。

規則 22.2G　不納：聴聞手数料

(1) (2)は，次の場合に適用する。

(a) 附則 7 の項目 230 にいう手数料が，その納付時期に納付されず，

(b) 手数料の納付時期から 1 月以内に，局長がその請求をした者に対して要請を出し，その要請の日から 1 月以内又は聴聞日前の何れか早い時期に手数料を納付するよう求め，及び

(c) 手数料が，(b)にいう期間の何れか早い方の期間内に納付されなかった場合

(2) 当該請求はされなかったものとみなす。

(3) 附則 7 の項目 230 にいう聴聞のための手数料が納付されていない場合は，聴聞を行うことができない。

(4) 附則 7 の項目 231(a)にいう手数料が納付されていない場合は，何人も，口頭審理に出頭し，聴聞を受けることができない。
(5) 附則 7 の項目 231A にいう手数料が納付されていない場合は，何人も，意見書に基づく聴聞を受ける権限を有さない。

規則 22.2H　不納：局長による措置を求めるための一定の手数料
(1) 本規則は，附則 7 の項目 223，項目 233 又は項目 234 にいう手数料に対して適用する。
(2) 局長は，手数料の納付が必要な請求についてその手数料が納付されていない場合は，それに係わる手続を行ってはならない。
(3) 附則 7 の項目 223 にいう請求手数料が納付された場合は，その請求は，その手数料が納付された日にされたものとみなす。
(4) 次の場合は，請求はされなかったものとみなす。
(a) 該当する手数料が，その納付時期に納付されず，
(b) 局長が，手数料の納付義務者に対して要請を出し，その要請の日から 1 月以内に手数料を納付するよう求め，かつ，
(c) 手数料が，前記の 1 月以内に納付されなかった場合

規則 22.2HA　不納：速達を請求するための手数料
(1) 本規則は，附則 7 の 2 の表の項目 233 又は項目 234 に記述された書類の供給を求める請求がなされる場合に適用する。
(2) 局長は，次の場合を除き，書類を速達によって供給してはならない：
(a) 供給を速達によって行うよう請求がなされた場合，及び
(b) 速達を求める請求のための同表の項目 235 に記述された手数料が納付された場合。

規則 22.2I　不納：受理手数料
(1) 本規則は，次の場合に適用する。
(a) 附則 7 の項目 213 にいう受理手数料が，その納付時期に納付されず，
(b) 受理手数料の納付時期から 1 月以内に，局長が手数料の納付義務者に対し，法律第 49 条(5)(b)に基づいて受理が公告された日から 3 月以内に当該手数料を納付するよう求め，及び
(c) 手数料が，前記の 3 月以内に納付されなかった場合
(2) 当該出願は，失効する。

規則 22.3　国際出願のための一般的手数料
(1) 次の場合，すなわち，
(a) PCT の適用上，特許局が，
(i) 受理官庁であり，
(ii) 国際調査機関であり，又は
(iii) 国際予備審査機関であり，及び
(b) 局長又は特許局が PCT により，国際事務局のための手数料以外の手数料を課す権限を付与されている場合は，
法律第 227 条(1)の適用上，附則 7 の第 3 部の項目に記載した事項に関して局長に納付しなけ

ればならない手数料の金額は，その項目に記載した金額である。
(2) 附則 7 の項目 301 及び項目 302 に記載した手数料は，国際出願をしてから 1 月以内に，局長に納付しなければならない。
(3) 附則 7 の項目 304 に記載した手数料は，PCT 第 31 条に基づいて予備審査請求をするときに，局長に納付しなければならない。

規則 22.4　国際事務局のために納付する国際出願手数料
(1) 特許局が PCT の適用上，国際出願に関して，
(a) 受理官庁であり，
(b) 国際調査機関であり，又は
(c) 国際予備審査機関である場合は，
(PCT に基づいて，国際事務局のために局長に納付される)その出願に関する国際出願手数料及び取扱手数料の金額は，附則 7 の第 4 部に定めた通りである。
(2) 局長は，PCT に従い，本規則に基づいて納付すべき手数料の支払通貨を決定しなければならず，また，スイス・フランと決定された通貨との間の為替レートを決定しなければならない。
(3) 局長は，決定を公報に公告しなければならない。
(4) 決定は，その目的で決定書に記載された日又は公報におけるその決定の公告日の何れか遅い日に効力を生じる。

規則 22.5　PCT 用資金
規則 22.4(1)に基づいて局長に手数料として納付される金銭は，
(a) 2013 年公共施策及び説明義務法(Public Governance, Performance and Accountability Act 2013)第 78 条に基づいて設立された特別勘定に払い込まなければならず，また
(b) 国際事務局に手数料の返還及び送金することを含め，PCT の適用上，前記の特別勘定から支出することができる。

規則 22.6　手数料の免除
(1) 局長は，すべての状況を考慮して，その措置が正当であると合理的に認めた場合は，何人に対しても，手数料の全部又は一部についての納付義務を免除することができる。
(2) 標準特許の特許願書及び完全明細書の受理が，職員の側の過誤又は遺漏によって遅延した場合は，(3)にいう期間は，手数料額を確認する目的では，計算に入れてはならない。
(3) (2)に関して，その期間は，その過誤又は遺漏から生じた遅延期間に等しいと局長が合理的理由に基づいて信じる期間である。

規則 22.7　一定の手数料の返還
(1) (2)に従うことを条件として，次の場合，
(a) 標準特許のための完全明細書が提出され，及び
(b) その出願が，明細書が公衆の閲覧に供される前に取り下げられた場合は，
書面により局長に対してされた申請に基づき，出願時に納付された手数料のうち，局長が適切であると合理的に考える金額を返還することができる。

(2) PCT が，局長に納付された手数料の全部又は一部を返還するよう要求している場合は，その手数料又はその手数料の該当部分を返還しなければならない。
(3) 次の場合，すなわち，
(a) 調査手数料又は予備審査手数料を国際調査機関又は国際予備審査機関に納付しなければならず，かつ，
(b) PCT が，その手数料の全部又は一部を返還するよう規定しており，かつ，
(c) その手数料が既に局長に納付されている場合は，
局長は，PCT に従って，出願人に返還すべき金額を決定し，かつ，それに応じて，手数料を返還しなければならない。

第 2 節　費用

規則 22.7A　この節を適用する手続

この節は，局長に対する手続に適用する。

規則 22.8　費用

(1) 局長は，この節の適用対象である手続の費用に関し，附則 8 に記載した費用以外の費用について裁定してはならない。ただし，手続の各当事者が，それらの費用の裁定の問題に関して提案をする合理的機会を有していたときは，この限りでない。
(2) 局長は，次の事項に対する金額を裁定することができる。
(a) 附則 8 の第 1 部の項目の第 2 欄に記載した事項に関する費用，又は
(b) この節の適用対象である手続に関連し，ある者の経費又は手当
(2A) 手続の当事者は，(2)に基づいて裁定された金額の査定を請求することができる。
(3) 査定請求がされたときは，その金額は，局長がそのために指名する職員が，次の基準に従って，査定し，許可し，証明しなければならない。
(a) その項目の第 3 欄に記載した金額又は場合により，
(b) 附則 8 の第 2 部
(4) 査定は，局長の再審理を受けなければならない。

第 2 部　その他の事項

規則 22.9　出願人又は名義人の死亡

死亡した出願人，名義人又は特許権者の法定代理人であって，次の事項を望む者は，承認された様式及び局長がその請求の裏付けのために必要であると合理的に認める他の書類を提出しなければならない。

(a) 法律第 215 条(1)に従って，出願手続を行うこと，

(b) 法律第 215 条(2)に従って，特許が自己に付与されるようにすること，又は

(c) 法律第 215 条(3)に従って，特許権者の名称を特許が付与されるべきであった者の名称に代える形で，特許を補正させること

規則 22.10　送達宛先

(1) 承認された様式において，送達宛先を記載するように定められている場合は，その様式に記入する者は，次の事項を記載しなければならない。

(a) 法律又は本規則に基づく書類を直接自己に又はその様式に自己の代理人として指定されている者に送達することができるオーストラリア又はニュージーランド国内の宛先

(b) オーストラリア国内の宛先であって，オーストラリア郵便又はその代理の者が郵便を配達するのに実際に使用でき，かつ，合理的であるもの

(c) ニュージーランド国内の宛先であって，郵便配達サービスを提供する者が郵便を配達するのに実際に使用でき，かつ，合理的であるもの。

(2) 何人も，その送達宛先について，(1)(a)，(b)又は(c)に従う別の宛先への変更通知書を提出することができる。

(5) 郵便による送達は，法律第 221 条(1)の適用上，書類をある者に送達し又は提供若しくは送付することができる所定の手段である。

規則 22.10AA　一定の行為の遂行期間：特許局の非就業時

法律第 222A 条(1)に関して，事情とは，非就業中の，

(a) 特許局，又は

(b) 特許局の支局(もしあれば)，

において，行為が実行されることである。

規則 22.10AB　特許局の非就業日

(1) 法律第 222A 条(2)(a)に関して，特許局又はその支局(もしあれば)の非就業日は，次のとおりである。

(a) 土曜日，

(b) 日曜日，

(c) オーストラリア建国記念日，及び

(d) アンザックデー

(2) 法律第 222A 条(2)(b)に関して，下表に所定の者を定める

	人
1	IP オーストラリアの長官
2	IP オーストラリアの副長官
3	その他次の者 (a) IP オーストラリアの SES 職員であり，かつ， (b) IP オーストラリアの長官の同意を得て行為を行う者
4	その他次の者 (a) IP オーストラリアの SES 職員であり，かつ， (b) IP オーストラリアの副長官の同意を得て行為を行う者
5	その他次の者 (a) IP オーストラリアの SES 職員であり，かつ， (b) IP オーストラリアの別の SES 職員の同意を得て行為を行う者

(3) 法律第 222A 条(2)(b)に関して，宣言を公告する所定の方法は，公報による方法である。

規則 22.10AC　所定の行為

法律第 222A 条(7)に関して，次が所定の行為である。

(a) 裁判所又は審判所における手続に関連して実行される行為

(b) 本規則第 20 章に基づいて実行される行為

規則 22.11　期間延長

(1) 法律第 223 条(2)又は(2A)の適用上，期間延長の申請は，承認された様式によって行わなければならず，かつ，申請書に，申請理由を記載した宣言書を添付しなければならない。

(1A) (1B)は，次の場合に適用する。

(a) 法律第 223 条(2)に基づいて，関連する行為を実行するための期間について延長申請がされており，

(b) 当該の関連する行為が未だ実行されておらず，及び

(c) 当該申請の認可についての異議申立書が提出された場合

(1B) 局長が申請を認可するときは，局長は，その期間を，異議申立書が提出された日から次の日が終了するまでの期間を含むように延長しなければならない。

(a) 行政不服審判所に対し，局長による決定についての再審理を求める申請がされている場合－その申請が取り下げられるか，最終的に処理されるか又は決定される日，又は

(b) 前記以外の場合－局長がその申請について決定した日の終わりから 21 日

(1C) 法律第 223 条(2A)(b)に関して，所定の期間とは，当該人が要求される期間内に関連する行為を行うことを妨げる状況が存在しなくなってから 2 月である。

(1D) 法律第 223 条(2B)に関して，所定の期間とは，行為の実行が要求される期間の終了から 12 月である。

(2) 期間延長の認可は，公報に公告されなければならない。

(3) 法律第 223 条(4)及び法律第 223 条(9)(b)に関して，

(a) 規則 13.3(1A)又は規則 13.6(2)にいう 6 月の期間内における継続手数料又は更新手数料

の納付が，所定の関連する行為であり，また
(b) 所定の状況とは，その手数料が規則 13.3(1A)又は規則 13.6(2)にいう 6 月の期間内に納付されなかったことである。
(4) 法律第 223 条(11)における「関連する行為」についての定義に関しては，次が所定の行為である。
(a) 第 5 章に規定される行為であって，規則 5.4，規則 5.5，規則 5.10 又は規則 5.11 に基づいて行われる行為又は措置以外のもの
(b) 法律第 71 条(2)に基づき標準特許の存続期間中に，当該特許の存続期間の延長を求める，法律第 70 条(1)に基づく申請をすること
(c) 第 20 章に規定する行為

規則 22.12　口頭での証言
局長は，次の行為を行うことができる。
(a) 宣言をした者に対して，局長の面前に出頭し，宣言書に記載されている証拠に代え又は加えて，宣誓の上，口頭で証言するよう要求すること，及び
(b) 前記の者が，宣言書に関して反対尋問を受けることを許可すること

規則 22.13　宣言書
(1) 法律又は本規則によって求められ又は許可された宣言書は，承認された様式によらなければならない。
(2) (3)にいう者に提供することが求められ又は許可された法定宣言書の様式による宣言書は，局長により承認された電子的伝達手段を用いた電子的様式により提供することができる。
(3) (2)において，次の者は，電子的手段により，法定宣言書を含む宣言書の提供を受けることができる。
(a) 局長
(b) 指定管理人
(c) 懲戒審判所のパネルに関連するパネル議長
(d) 委員会

規則 22.14　他に規定のない指示
局長は，手続の適切な遂行又は完了のために，ある者に，法律又は本規則によって定められていない行為を実行させ，書類を提出させ又は証拠を提供させることが必要であると合理的に信じる場合は，その者に通知書を与え，その通知書に記載した行為を実行し，書類を提出し又は証拠を提供するよう要求することができる。

規則 22.15　書類の提出要件
(1) 提出する要約は，英語で作成されていなければならない。
(2) 承認された様式によることが要求される提出書類は，英語で作成されていなければならない。
(3) その他の書類を提出する場合は，
(a) 当該書類は，英語で作成されていなければならず，かつ，法律第 214B 条に基づく指示に

記載された様式(もしあれば)によらなければならない，又は
(b) 次が適用される：
(i) 当該書類(原書類)は，原書類の英語翻訳文である書類(翻訳された書類)に添付して提出しなければならず，
(ii) 翻訳された書類は，法律第 214B 条に基づく指示に記載された様式(もしあれば)によらなければならない。
(4) ただし，本規則は，法律第 43AA 条(1)に基づいて定められた基礎出願に関する書類には適用されない。

規則 22.15A　確認証明書及び訂正翻訳文
(1) 本規則は，次の場合に適用する。
(a) 書類の英語翻訳文が提出された場合，及び
(b) 局長が，当該翻訳文が当該書類の内容を正確に反映していないと合理的に信じる場合。
(2) 局長は，書類を提出した者に通知を出すことによって，その者に対し，その者に当該通知が出された日から 2 月以内に次の何れかを実行するよう要求することができる：
(a) 書類の訂正翻訳文及び当該訂正翻訳文の確認証明書を提出すること，
(b) 翻訳文の確認証明書を提出すること。
(3) 次の場合，すなわち：
(a) 標準特許出願に関して通知が出された場合，
(b) 当該通知を受けた者が標準特許の出願人である場合，
(c) その者が，(2)に記載した期間内に当該通知を遵守しない場合，及び
(d) 標準特許出願が受理されていない場合は，
当該期間が終了したときに，標準特許出願は失効する。
(4) 出願が(3)に基づいて失効したときは，局長は，次のことを行わなければならない：
(a) その事実を公報に公告すること，及び
(b) 出願人に対し，出願が失効した旨を通知すること。
(5) 次の場合，すなわち：
(a) 法律第 27 条(1)又は第 28 条(1)に基づく主張の通知の一環として提出された翻訳文に関して通知が出された場合，及び
(b) 当該通知を受けた者が，(2)に記載した期間内に当該通知を遵守しない場合は，
局長は，当該主張の通知にどの程度の重点(もしあれば)を置くべきかの決定に際して，その事実を考慮に入れることができる。
(6) 次の場合，すなわち：
(a) 完全明細書についての再審査請求の一環として提出された翻訳文に関して通知が出された場合，及び
(b) 当該通知を受けた者が，(2)に記載した期間内に当該通知を遵守しない場合は，
局長は，完全明細書を再審査しないことを決定することができる。
(7) 次の場合，すなわち：
(a) その他の書類の翻訳文に関して通知が出された場合，及び
(b) 当該通知を受けた者が，(2)に記載した期間内に当該通知を遵守しない場合は，
局長は，蓋然性の優勢に基づいて，状況において措置をとることが適切であると認める場合

は，その者に関して(8)に掲げる 1 又は 2 以上の措置をとることができる。
(8) 局長がとることができる措置は，次のとおりである：
(a) 当該通知を受けた者が特許の出願人である場合－特許付与の拒絶，又は
(b) 局長に対する手続におけるその者の利益に不利な推定を下すこと。
(9) 措置をとることが適切であるか否かの決定に際して，局長は，次について検討しなければならない：
(a) その者が，通知の遵守の拒絶又は不履行について合理的な理由を有するか否か，
(b) 局長が重要と認めるその他の事項。

規則 22.16　提出要件を満たさない書類の結果
(1) 本規則においては，
「書類」は，次のものを含まない。
(a) 標準特許を求める特許願書，
(b) 革新特許を求める特許願書，
(c) 明細書，又は
(d) 要約
(2) 特許局において受領された書類が，規則 22.15 又は法律第 229 条に基づく文書において決定された方式要件を実質的に満たしていないか又は該当する承認された様式に合致していない場合は，局長は，その書類を次のとおり取り扱うことができる：
(a) 提出されなかったものとし，その提出人に対して，その書類又は様式が如何なる点で要件を満たしていないか又は様式に合致していないかという陳述書を，通知書も含めて通知すること，又は
(b) 提出されたものとするが，その提出人に対し，その書類が要件を満たし又は様式に合致するようにする上で必要な事柄を行うよう指示すること
(4) 局長が(2)(b)に基づいて指示を出し，指示を受けた者が，その指示が出された日から 3 月以内にその指示に従わない場合は，局長は，その書類は提出されなかったものとして取り扱わなければならない。

規則 22.16A　証拠が提出要件を満たさないことの結果
(1) 特許局において受領された証拠に関連して，ある者が法律第 214C 条に基づく指示を遵守しない場合は，局長は，その証拠を次のとおり取り扱うことができる：
(a) 提出されなかったものとし，その者に対し，その指示が如何なる点で遵守されていないかという陳述書を，通知書に含めて通知すること，又は
(b) 提出されたものとするが，その者に対し，その指示が遵守されることを確実にするために，必要な事柄を実行するよう指示すること
(2) 局長が(1)(b)に基づいて指示を出し，その者が，その指示が出された日から 2 月以内にその指示を遵守しない場合は，局長は，その証拠は提出されなかったものとして取り扱わなければならない。

規則 22.17　一定の者の無能力
(1) 本規則においては，

「精神機能障害」とは，知覚力，理解力，推理力，学習，判断，記憶，動機付け又は情緒を著しく不能にする程度の障害又は欠陥をいう。
(2) ある者が，未成年又は精神機能障害又は身体的障害又は病気のために，法律又は本規則によって要求又は許容されている事柄を実行することができない場合は，裁判所は，当該無能力者の代理として行動する者又はその事柄を実行することに利害関係を有する他の者からの申請に基づき，当該無能力者の名義でかつその代理として，
(a) その事柄を実行し，又は
(b) その事柄を実行する者
を任命することができる。
(3) 無能力者の名義でかつその代理として行われた事柄は，その事柄が行われた時点ではその者は無能力者でなかったものとし，その者が行ったものとみなす。

規則 22.19　一定の書類については，その写しを提供しなければならない
次の内容の書類について，法律又は本規則の適用上，局長によって検討されることを望む者は，その写しを提出しなければならない。
(a) 特許又はライセンスの所有権に影響するものであり，かつ，
(b) 本人が署名したもの

規則 22.20　国際出願及び特許局
PCT の適用上，特許局が，
(a) 受理官庁，
(b) 国際調査機関，又は
(c) 国際予備審査機関，
である場合は，
局長及び特許局は，国際出願に関し，場合により，受理官庁，国際調査機関又は国際予備審査機関としての PCT に基づく機能を遂行することができる。

規則 22.21　一定の者についての保護又は補償
(1) 本規則の以下の規定は，法律第 41 条(4)，第 150 条(4)及び第 223 条(9)に関して定めるものである。
(2) 次の期間において，発明を利用した者若しくは実施した者又は契約その他の方法により，利用又は実施するための一定の準備をした者は，局長に対し承認された様式により，その発明を実施するためのライセンスの付与を求める申請をすることができる。
(a) 法律第 41 条(4)の適用対象である発明の場合－法律第 41 条(4)(c)にいう期間，及び
(b) 法律第 150 条(4)の適用対象である発明の場合－出願が失効した後からその回復が公報に公告された日の前まで，及び
(c) 法律第 223 条(9)の適用対象である発明の場合－同項に基づく延長期間内
(3) 局長は，申請書の写しを次の者に与えなければならない：
(a) 法律第 150 条に基づいて回復した出願の出願人，
(b) 法律第 223 条に基づいて期間延長が認められた出願又は特許の特許出願人又は特許権者，又は

(c) 法律第 41 条(4)の適用を受けた出願又は特許の特許出願人又は特許権者，
及び局長が当該申請に利害関係を有すると信じる他の者。
(4) (3)でいう者は，当該申請に関するライセンスの付与に異議申立をすることができる。
(5) 局長は，その申請を認可すべきであると合理的に納得したときは，局長が合理的であると考える条件を付して，その申請人にライセンスを付与しなければならない。

規則 22.22　局長による裁量的権限の行使

(1) 局長は，法律又は本規則に基づく裁量権をある者に不利になるように行使する前に，その権限の行使に関してその者が聴聞を受ける機会を与えなければならない。
(2) 局長は，次によって，その者が聴聞を受ける機会を与えなければならない：
(a) その者に対して，意見書を求めること，
(b) その者が，局長への請求により，局長によって決定された日付及び時刻並びに場所で，口頭審理によって聴聞を受けることができることについて，その者に通知すること，又は
(c) その者に対して，口頭審理の日付，時刻及び場所を通知すること。
(3) 局長は，その者が次を行う場合は，裁量権を行使することができる：
(a) 局長に対して，聴聞を受けることを望んでいないことについて，通知すること，
(b) 規則 22.23(1)に基づいて要求されたときに，意見書を提出しないこと，又は
(c) 規則 22.23(2)に基づいて通知を受けたときに，口頭審理に出席しないこと。
(4) 局長は，(3)に記述されたいずれかの状況において，裁量権を行使する場合には，その者に対して，当該行使の決定を通知しなければならない。

規則 22.23　意見書及び口頭審理

意見書

(1) 局長は，ある者が意見書によって聴聞を受けることができることを決定する場合には，次を行わなければならない：
(a) その者に対して，意見書を提出すべき期間(少なくとも 10 営業日)を通知すること，
(b) 意見書検討後の事項を決定すること，及び
(c) その者に対して，裁量権行使に関係する局長による決定について通知すること。

聴聞

(2) 局長は，ある者が口頭審理によって聴聞を受けることができることを決定する場合には，その者に対して，聴聞の日付，時刻及び場所を，聴聞を開始する日の少なくとも 10 日前に通知しなければならない。
(3) 局長は，その者に通知することで，聴聞の日時又は場所を変更することができる。
(4) 局長は，次の形式で，口頭審理を開催することができる：
(a) ある者が，自ら出頭すること，又は
(b) その者が，電話又は局長が合理的に許可する他の電気通信手段によって参加すること。
(5) 局長は，自身のその他の権限に加えて，ある者に対して，意見書の概要を提供することについて，指示することができる。
(6) 局長は，自身の決定による聴聞に出頭する者に対して，裁量権の行使に関して，通知しなければならない。

規則 22.24　異議申立手続以外の実務及び手続

(1) 本規則に従うことを条件として，

(a) 法律又は本規則が，局長に対し，異議申立ではない申請又は事項を聴聞し，かつ，決定する権限を付与している場合において，又は

(b) 局長の発意に基づいて決定される事項においては，

その申請又は事項についての決定を可能にするために行う実務及び手続は，局長が定める。

(2) 聴聞において聴聞を受ける者は，局長によって決定される当該聴聞に関する実務及び手続に関して，局長に申請することができる。

規則 22.25　合理的理由により要件を遵守することができない場合

本規則に基づいて，ある者が，

(a) 書類に署名し，宣言をし又は書類若しくは証拠を(特許局に)提出するか若しくは局長に与えるよう要求されており，かつ，

(b) 局長が，その者はその要件を満たすことができないと合理的に認めた場合は，

局長は，局長が合理的に指示する条件を付し，その要件を免除することができる。

規則 22.26　決定の再審理

(1) 本規則においては，

「決定」は，1975 年行政不服審判所法における場合と同じ意味を有する。

(2) 行政不服審判所に対し，次の決定についての再審理を求める申請をすることができる。

(a) 次の規定に基づく局長による決定

(i) 規則 3.24(1)(b)(「局長は試料及び生存に関する証明書を請求することができる」)

(ii) 規則 3.25(2)(「微生物の試料の分譲を許可する旨の局長の証明書を求める請求」)

(iia) 規則 4.3(2)(b)(「所定の書類：公衆の閲覧」)

(iii) 規則 5.17 又は規則 5.18(「異議申立の却下」)

(iv) 規則 5.19(「異議申立についての決定」)

(v) 規則 6.2(1)(b)(ii)(所定の期間：標準特許の付与)

(va) 規則 13.4(3)

(vi) 規則 22.21(5)(「一定の者についての保護又は補償」)

(b) 次の規定に基づく委員会による決定

(i) 規則 20.5(「学業資格の証拠」)

(ii) 規則 20.7(「知識要件の証拠」)，又は

(c) 次の規定に基づく指定管理人による決定

(i) 規則 20.28(「継続職業教育要件の不遵守」)

(ii) 規則 20.28B(「登録の停止－重大な違法行為」)

(iii) 規則 20.29(3)(「特許弁護士登録簿への名称回復に際して条件を課す」)

(iv) 規則 20.31(「その他の事情での特許弁護士登録簿への回復」)，

(v) 規則 20A.8(職業損害保険の維持不履行)

(d) 次の規定に基づく懲戒行政不服審判所のパネルによる決定

(i) 規則 20.43(「懲戒行政不服審判所のパネルの決定」)

(ii) 規則 20.44(「刑罰－職業上の逸脱行動」)

(iii) 規則 20.45(「刑罰－不十分な職業行動」)
(iv) 規則 20.46(「弁護士が登録時において無資格であったことの認定」)
(v) 規則 20.47(「登録が詐欺により取得されたことの認定」)
(vi) 規則 20A.18(懲戒行政不服審判所のパネルの決定)
(3) 局長が，(2)にいう決定によって影響を受ける者に対し，その決定をした旨の通知書を与えるときは，通知書には，その決定によって利害についての影響を受ける者又はその代理人は，1975 年行政不服審判所法に従い，同審判所に対し，その決定の再審理を求める申請をすることができる旨の陳述を含めなければならない。
(4) 決定に関して，(3)が守られなかったことは，その決定の有効性に影響を与えない。
(5) 行政不服審判所が法律第 224 条(1)に基づいて，局長の決定を再審理し，その決定が支持されなかったときは，局長は，行政不服審判所の決定を公報に公告しなければならない。

規則 22.27　著作権を侵害しない書類：所定の書類
(1) 法律第 226 条(2)(c)に関し，次の書類が規定されている：
(a) 法律第 4 章に基づいて，公衆の閲覧に供される書類，
(b) 本規則に基づいて，公衆の閲覧に供される書類。
(2) しかしながら，次の場合は，雑誌，書籍又はカタログについては規定されていない：
(a) そのものが，特許出願又はそれに続く特許に関連する遂行，審査又は手続について規定されている場合，及び
(b) 1968 年著作権法に基づく雑誌，書籍又はカタログに実在する権利が，特許出願人，特許権者又はその出願又は特許について書類を提出した別の者を除く当事者によって保有される場合。

第 23 章　出願，留保及び経過の規定

第 1 部　一般

規則 23.1　保留：禁止命令

1952 年法第 4 条(2)は，引き続き効力を有する。

規則 23.2　委任：この章にいう一定の事項

1952 年法第 11 条は，局長が次の規定の適用に関する局長の権限及び機能を行使することに関し，(本規則の)施行日以後においても，引き続き効力を有する。

(a) 法律第 234 条(3)，又は

(b) この章のこの後に続く規定

規則 23.3　付与に対する異議申立：実務及び手続

(1) 旧特許規則第 XIV 部第 1 節並びに規則 82 及び規則 83A は，次の内容の出願に基づく標準特許の付与に対する異議申立に関して引き続き適用する。

(a) 法律第 234 条(3)が言及しており，かつ，

(b) その受理が 1952 年法に基づいて公告されたもの

(2) 本規則の第 5 章は，(1)の適用対象である出願に対する異議申立については適用しない。

(3) 本規則の第 5 章は，次の内容の出願に対する異議申立について適用する。

(a) 法律第 234 条(3)が言及しており，かつ，

(b) その受理の公告が法律に基づいて行われたもの

規則 23.4　一定の異議申立：実務及び手続

(1) 施行日前に，

(a) ある事項が公報に公告され，又は

(b) ある書類が，ある者に送達され，

その結果，標準特許の付与以外に関して，異議申立手続をすることが可能になっている場合は，

(c) 1952 年法の次の規定は，引き続き適用する。

(i) 第 82 条，第 83 条，第 84 条，第 85 条及び第 94 条

(ii) 第 160 条(5)及び(6)，並びに

(d) 旧特許規則の次の規定は，引き続き適用する。

(i) 規則 36，規則 39B，規則 39C，規則 39D，規則 48，規則 49，規則 50，規則 51，規則 52，規則 76，規則 77，規則 78，規則 82，規則 83A 及び規則 92

(ii) 第 XIV 部第 1 節及び第 2 節

(2) (1)に記載した規定が引き続き適用される場合は，次の規定は，同項にいう異議申立手続に関しては適用しない。

(a) 法律第 104 条及び第 223 条

(b) 本規則の第 5 章並びに規則 22.21，規則 22.22 及び規則 22.23

規則 23.5　異議申立に関連する一定の事項に関して納付する必要がある手数料

規則 23.3 又は規則 23.4 にいう種類の異議申立手続に関して納付すべき手数料は，それらの手続に対して本規則が適用されたならば納付を要した筈の手数料である。

規則 23.6　一定の権限委任：異議申立

次の者，すなわち，施行日前に，

(a) 1952 年法に基づく局長からの被委任者であって，かつ，

(b) 規則 23.3 又は規則 23.4 の適用対象である事項に関して，局長の権限を行使していた者，

に対する権限委任は，当該の事項に関して継続する。

規則 23.7　一定の約定

1952 年法に基づいて提出された申請に関し，規則 3.25(4)(c)にいう約定が与えられた場合は，規則 3.25(4)(c)(i)における法律第 5 章についての言及は，1952 年法第 V 部についての言及を含む。

規則 23.8　失効した出願又は停止した特許の回復

(1) 施行日前に，

(a) 出願が，次の規定，すなわち，

(i) 1952 年法第 47C 条又は第 47D 条，又は

(ii) 旧特許規則の規則 7B(4)又は(5)，

に基づいて失効するか，又は

(b) 特許が，所定の期間内に所定の手数料を納付しなかったために停止し，

かつ，失効した出願又は停止した特許の何れか該当するものについて，

(c) 1952 年法第 47E 条(2)又は第 97 条(1)，又は

(d) 旧特許規則の規則 7B(6)，

に基づいて，その回復申請がされた場合は，

事情に応じ，1952 年法第 47E 条，第 97 条(2)若しくは(3)，第 98 条又は旧特許規則の所定の規定を，前記の失効した出願又は停止した特許に関して引き続き適用するものとし，法律及び本規則の対応する規定は適用しない。

(2) (1)の適用対象である，失効した出願又は停止した特許に関し，旧特許規則の附則 2 の第 1 部項目 8 第 3 欄に記載した金額の手数料を，局長に納付しなければならない。

(3) (1)における「所定の規定」とは，次のものをいう。

(a) 規則 16D，規則 16E，規則 16F，規則 41，規則 42，規則 43，規則 44，規則 82，規則 83A，規則 92，又は

(b) 第 XIV 部第 1 節

規則 23.9　一定の継続手数料及び更新手数料

(1) 施行日前に，

(a) 完全明細書提出後の第 2 年度が終了しており，かつ，

(b) 当該明細書に関する当該年度についての所定の継続手数料を納付する必要があるが，未納付である場合は，

附則 7 の第 2 部項目 7 は，第 2 周年日に関する＄75 の手数料を含むものとみなす。
(2) 施行日前に，
(a) 特許の第 2 年度が終了しており，かつ，
(b) 当該特許に関する当該年度についての所定の更新手数料を納付する必要があるが，未納付である場合は，
附則 7 の第 2 部項目 7 は，第 2 周年日に関する＄75 の手数料を含むものとみなす。

規則 23.10　納付済みとみなされる手数料
次の場合，すなわち，
(a) 期間延長を申請することに関連し，旧特許規則の附則 2 の第 1 部項目 27 に記載した手数料が，1952 年法第 54 条(1B)にいう期間に関して納付されており，
(b) 当該申請が，施行日前に受理されておらず，かつ，
(c) その申請人が当該申請に関し，本規則の附則 7 の第 2 部項目 22 に記載した手数料を納付するよう要求されている場合は，
(a)にいう期間に関しては，項目 22 の手数料が納付されているものとみなす。

規則 23.11　法律第 117 条にいう製品の供給
(1) 次の場合，すなわち，
(a) 法律第 117 条の適用対象である製品が，施行日前に，ある者から他の者に供給されており，
(b) 当該供給は，施行日前においては，1952 年法に基づく特許の侵害とはならず，かつ，
(c) 最初に言及した者が，施行日後に，その製品を他の者に供給する場合は，
法律第 117 条は，(c)にいう供給には適用しない。
(2) (1)において，最初に言及した者とは，次の者を含む。
(a) その者が死亡したとき－当該死亡者の財産についての法律上の人格代表者，又は
(b) その者が破産したとき－最初に言及した者の財産について，1966 年破産法に基づく破産管財人になった者，
(c) 法人が清算されたとき－その法人の清算人に指名された者，又は
(d) その者が，その製品の供給に関連する事業を処分することに同意したとき－最初に言及した者からか又は他の者からかを問わず，その事業を取得した者

規則 23.12　取り下げられ，放棄され又は拒絶された一定の出願
(1) 施行日以後，1952 年法第 142AA 条は，法律第 234 条(2)にいう出願に対して引き続き適用する。
(2) 法律第 96 条は，(1)の適用対象である出願に対しては適用しない。

規則 23.13　有効性についての一定の証明書
次の場合，すなわち，
(a) 裁判所が特許又はクレームの有効性に関し，1952 年法第 169 条に基づく証明をし，かつ，
(b) 施行日以後，当該特許又はクレームの有効性が争われた場合は，
(a)にいう証明書は，法律第 19 条(1)に基づいて交付されたものとみなす。

規則 23.14　1952 年法に基づく一定の行為

次の場合，すなわち，

(a) 法律のある規定が，法律の当該規定又は他の特定の規定に基づいて，ある行為が実行されるよう求めており，かつ，

(b) 当該行為が 1952 年法の対応する規定に基づいて実行されていた場合は，

当該行為は，当該行為が実行されるよう求めている，(a)にいう規定に基づいて実行されたものとみなす。

規則 23.15　小特許の補正

1952 年法第 62A 条に基づいて付与された小特許の完全明細書は，2 以上のクレームを含むことになるように，法律に基づいて補正することはできない。

規則 23.16　1952 年法に基づく一定の出願：受理の期間

(1) 本規則は，何れかのクレームにおいてクレームされている範囲において，次のクレームの対象である発明であって，法律第 45 条(1)(b)又は第 48 条(1)(a)にいうものに対して適用する。

(a) 1952 年法第 48 条(3)(a)(i)にいう標準特許出願に関する完全明細書のクレーム，又は

(b) 1952 年法第 48 条(3)(a)(ii)にいう小特許出願に関する完全明細書のクレーム，

であって，その優先日が最初に言及したクレームの優先日より先であるもの

(2) 局長が，(1)において最初に言及したクレームは(1)(a)又は(b)にいうクレームの優先日より後の優先日を有するクレームである旨を，法律第 45 条(1)(b)又は法律第 48 条(1)(a)に基づいて報告した場合は，局長は，その出願及び完全明細書の受理を次の日から 3 月が終了するまで延期することができる。

(a) (1)(a)又は(b)にいう出願に対する特許が捺印された日，又は

(b) 前記の出願が失効したか又は取り下げられたか又は拒絶された日

規則 23.17　法律第 89 条(5)が適用されない PCT 出願

法律第 89 条(5)は，次の条件に該当する出願には適用しない。

(a) 法律第 234 条(2)の適用対象であり，

(b) PCT 第 39 条に定められた期間内に，PCT 第 II 章に基づきオーストラリアを選択している PCT 出願であり，かつ，

(c) それに関して PCT に基づいて作成され，提出された予備審査報告書が，その出願についての補正が提出されている関連国際出願における開示の範囲を超えていると報告しているもの

規則 23.18　一定の優先日：保留

次の明細書のクレームの場合は，その優先日は，事情に応じ，1952 年法第 45 条又は 1982 年制定法(種々の改正)に関する法律(No.1)第 191 条(8)に基づいて決定される。

(a) 1952 年法に基づいて仮明細書に開示された発明に関し，同法第 51 条に基づき，標準特許又は小特許を求める更なる出願に関連するもの，

(b) 1952 年法第 45 条(2)，(3)，(3A)又は(4A)の適用対象であるもの，又は
(c) 1982 年制定法(種々の改正)に関する法律(No.1)第 191 条(8)の対象であるもの

規則 23.25　手数料

(1) 本規則においては，
「継続手数料」とは，1952 年法第 47D 条の適用上の継続手数料をいう。
「更新手数料」とは，同法第 68 条(2)の適用上の更新手数料をいう。
(2) 規則 22.2(1)は，次の条件に該当する手数料には適用しない。
(a) ある年度に関する継続手数料，又は
(b) ある特許年度に関する更新手数料，
であって，その年度が施行日以後に終了するものであり，その納付時期が前記の日前に到来し，納付されている場合
(3) 標準特許出願が，施行日前に 1952 年法第 52 条又は第 52D 条に基づいて受理されていた場合は，当該特許に捺印を受けるために納付すべき手数料は，施行日直前にその特許に捺印を受けるために適用されていた手数料である。
(4) PCT 出願については，次の場合，すなわち，
(a) ある周年日に係わる継続手数料が，施行日直前の 9 月の期間内に発生し，かつ，
(b) 当該手数料が規則 13.3(1)にいう期間には納付されなかったが，その周年日後 9 月以内に納付された場合は，
規則 13.3(1)にいう所定の期間は，当該手数料が納付された日まで延期される。

規則 23.26　一定の訴訟及び法的手続

(1) 1952 年法は，同法に基づいて行われたか又は開始され，かつ，施行日前に最終的処理がされていないか又は決定されていない訴訟又は法的手続であって，次の内容を有するものに適用する。
(a) 特許の有効性を争うもの，又は
(b) 特許の侵害に関するもの
(2) 1952 年法は，1952 年法に基づいてされた出願について，1990 年特許法に基づいて付与された特許の有効性を争う訴訟又は法的手続に対して適用する。

規則 23.32　経過：小特許又は小特許出願の分割出願である革新特許出願の優先日及び特許日

(1) 小特許又は小特許出願についての旧法第 39 条に基づく分割出願である革新特許に関しては，
(a) 当該革新特許の優先日は，当該革新特許の出願が旧法第 39 条に基づく分割出願として出願されていたならば，旧規則 3.12(1)(c)に基づいて当該出願の優先日となっていた筈である日であり，また
(b) 当該革新特許の特許日は，当該革新特許の出願が旧法第 39 条に基づく分割出願として出願されていたならば，旧規則 6.3(1)(f)又は(g)に基づいて当該特許の特許日となっていた筈である日である。
(2) 本規則においては，

「旧法」とは，2000 年特許改正(革新特許)法の施行直前に有効であった 1990 年特許法をいう。
「旧規則」とは，2000 年特許改正(革新特許)法の施行直前に有効であった 1991 年特許規則をいう。

規則 23.33　経過：小特許出願から変更された革新特許の審査

(1) 本規則は，次の場合に適用する。
(a) 革新特許が付与されており，
(b) 当該革新特許についての出願が，小特許出願から変更されたものであり，
(c) 局長が，旧法第 50 条に基づいて既に，前記の小特許出願についての検討を開始していたか又は当該小特許出願についての調査を開始しており，かつ，
(d) 当該革新特許が，法律第 9A 章第 1 部に基づいて審査されることになる場合
(2) 当該革新特許の審査において，局長は，次の結果を検討する必要がない。
(a) 小特許出願についての検討，又は
(b) 小特許出願に関してされた調査
(3) 本規則においては，
「旧法」とは，2000 年特許改正(革新特許)法の施行直前に有効であった 1990 年特許法をいう。

規則 23.34　経過：一定の PCT 出願

(1) 本規則は，次の条件に該当する PCT 出願に適用する。
(a) 施行日以後に出願されていること，及び
(b) その出願に旧法が適用されたならば，旧法第 88 条(2)(a)が適用された出願であること
(2) 当該出願は，標準特許出願として取り扱われる。
(3) 本規則においては，
「施行日」とは，2000 年特許改正(革新特許)法の施行日をいう。
「旧法」とは，2000 年特許改正(革新特許)法の施行直前に有効であった 1990 年特許法をいう。

規則 23.35　経過：小特許に対する手数料の納付

(1) 本規則は，旧法の適用対象である小特許に対して 2000 年特許改正(革新特許)法の附則 2 の第 1 部に基づいて納付する必要がある手数料の納付に関して規定する。
(2) (3)及び(4)は，旧規則の附則 7 の第 2 部項目 13 にいう手数料を納付する必要がある出願に適用する。
(3) 次の場合は，その出願はされなかったものとみなす。
(a) 出願がされたときに，手数料が納付されず，
(b) 出願がされてから 1 月以内に，局長が当該手数料の納付義務者に対して要請を出し，その要請の日から 1 月以内に手数料を納付するよう求め，かつ，
(c) 手数料が前記の 1 月以内に納付されなかった場合
(4) 手数料が納付された場合は，その出願は，手数料が納付された日にされたものとみなす。
(5) (6)，(7)及び(8)は，旧規則の附則 7 の第 2 部項目 15(b)にいう手数料を納付する必要が

ある請求に適用する。
(6) 局長は，手数料が納付されていない場合は，その請求についての手続を行ってはならない。
(7) 次の場合は，その請求はされなかったものとみなす。
(a) 請求がされたときに，その手数料が納付されず，
(b) 請求がされてから 1 月以内に，局長が当該手数料の納付義務者に対して要請を出し，その要請の日から 1 月以内に手数料を納付するよう求め，かつ，
(c) 手数料が前記の 1 月以内に納付されなかった場合
(8) 前記の手数料が納付された場合は，その請求は，手数料が納付された日にされたものとみなす。
(9) 本規則においては，
「旧法」とは，2000 年特許改正(革新特許)法の施行直前に有効であった 1990 年特許法をいう。
「旧規則」とは，2000 年特許改正(革新特許)法の施行直前に有効であった 1991 年特許規則をいう。

第 2 部　特別な法令によってなされる改正

規則 23.36　知的財産権法改正(レベルを引き上げる改正)2013 年規則(第 1 号)によってなされる改正

(1) 2013 年知的財産権法改正(レベルを引き上げる改正)法(第 1 号)にかかわる附則 1 の項目によってなされる本規則の改正は，次の表に記載されているとおりに適用される。

経過規定

項目	第 1 欄 次によってなされる補正は：	第 2 欄 次に関連して適用される：
1	項目 1	2012 年知的財産権法改正(レベルを引き上げる改正)法に係わる附則 1 の 55(1)に言及されている事項
2	項目 2	2012 年知的財産権法改正(レベルを引き上げる改正)法に係わる附則 1 の 55(9)に言及されている事項
3	項目 3	2012 年知的財産権法改正(レベルを引き上げる改正)法に係わる附則 1 の 55(1)に言及されている事項
4	項目 5	2012 年知的財産権法改正(レベルを引き上げる改正)法に係わる附則 1 の 55(4)に言及されている事項
5	項目 6, 7 及び 8, 標準特許の再審査についての申請において	2012 年知的財産権法改正(レベルを引き上げる改正)法に係わる附則 1 の 55(5)に言及されている事項
6	項目 6, 7 及び 8, 革新特許の再審査についての申請において	2012 年知的財産権法改正(レベルを引き上げる改正)法に係わる附則 1 の 55(7)に言及されている事項
7	項目 9	2012 年知的財産権法改正(レベルを引き上げる改正)法に係わる附則 1 の 55(9)に言及されている事項
8	項目 10, 新たな規則 10.3(1)	2013 年 4 月 15 日以降に提出された仮明細書
9	項目 10, 新たな規則 10.3(2)	2012 年知的財産権法改正(レベルを引き上げる改正)法に係わる附則 1 の 55(9)に言及されているが，要約に対する参照としての当該項目における完全明細書についての最初の言及を取り扱う事項
10	項目 11	2012 年知的財産権法改正(レベルを引き上げる改正)法に係わる附則 1 の 55(9)に言及されている事項
11	項目 12	2012 年知的財産権法改正(レベルを引き上げる改正)法に係わる附則 1 の 55(4)に言及されている事項
12	項目 13	2012 年知的財産権法改正(レベルを引き上げる改正)法に係わ

		る附則 1 の 55(8)に言及されている事項
13	項目 15，16，17,18 及び 20	2012 年知的財産権法改正(レベルを引き上げる改正)法に係わる附則 1 の 55(3)に言及されている事項

(2) 知的財産権法改正(レベルを引き上げる改正)2013 年規則(第 1 号)に係わる附則 3 の第 1 部の項目によってなされる本規則の改正は，次の表に記載されているとおりに適用される。

経過規定

項目	第 1 欄 次によってなされる改正は：	第 2 欄 次に関連して適用される：
1	項目 2(新たな規則 5.3)	2013 年 4 月 15 日前に開始された異議申立手続き
2	項目 2(新たな規則 5.9(1) から (5) まで)及び項目 9(附則 7 の新たな項目 218)	2013 年 4 月 15 日前に開始され，期間延長が，2013 年 4 月 15 日以降に開始された期間について要求される異議申立手続き しかしながら： (a) 規則 5.9(1)から 5.8 までにおける言及は，2013 年 4 月 15 日直前に有効な規則 5.8 についての言及であるとみなされ，かつ， (b) 2013 年 4 月 15 日直前に有効な規則 5.10(1)(b)及び 5.10(2)は，適用されないとみなされる
3	項目 2(新たな規則 5.20)	2013 年 4 月 15 日前に開始され，局長が，2013 年 4 月 15 日前に，聴聞の日付を設定していない又は当事者に対して聴聞に係わる通知を発していない異議申立手続き しかしながら: (a) 規則 5.26 についての当該規則における言及は，2013 年 4 月 15 日直前に有効な規則 5.15 についての言及であるとみなされ， (b) 第 5.4 部についての当該規則における言及は，2013 年 4 月 15 日直前に有効な規則 5.5 についての言及であるとみなされ， (c) 規則 5.19 についての当該規則における言及は，2013 年 4 月 15 日直前に有効な規則 5.6 についての言及であるとみなされ，及び (d) 2013 年 4 月 15 日直前に有効な規則 5.12 は適用されないとみなされる
4	項目 2,7 及び 9	2013 年 4 月 15 日以降に提出された異議申立書による異議申立手続。しかしながら，： (a) 補正が，2013 年 4 月 15 日前に，規則 10.5 に基づいてな

		される場合，及び (b) 異議申立書が，2013 年 4 月 15 日以降に，法律第 104 条(4)について提出される場合， 2 月までの規則 5.10(1)における言及は，3 月までの言及であるとみなされる また，次の場合： (a) 異議申立手続が，2013 年 4 月 15 日前の異議申立書の提出により開始された場合， (b) 2013 年 4 月 15 日前の異議申立手続に関連して，書類又は証拠が送達されていなかった場合，及び (c) 2013 年 4 月 15 日以降に，書類又は証拠が送達されることを要求される場合， これらの場合は： (d) ある者に対して書類又は証拠を送達する当事者についての 2013 年 4 月 15 日直前に有効な，第 5 章又は規則 22.21 における要件は，当該書類又は証拠を提出するための要件であるとみなされ， (e) 書類又は証拠についての言及は，提出されている書類又は証拠についての言及であるとみなされ，かつ， (f) 局長は，その者に対して，当該書類又は証拠の写しを与えなければならない，また (g) 次の場合，すなわち： (i) 2013 年 4 月 15 日直前に有効な第 5 章に基づいて，その者が行為を行うための期間が，当事者が当該書類又は証拠を送達した日付から計算された場合，また (ii) 局長が，提出日に，その者に対して当該書類又は証拠を与えない場合は， 局長は，当該書類又は証拠が提出されたときと，局長がその者に対して当該書類又は証拠を与えたときとの間の日数と同等の日数分について，その者が行為を行うための期間を延長しなければならない
5	項目 3(新たな規則 6A.1)	2012 年知的財産権法改正(レベルを引き上げる改正)法に係わる附則 3 の 32(3)に言及されている事項
6	項目 3(新たな規則 6A.2)	2012 年知的財産権法改正(レベルを引き上げる改正)法に係わる附則 3 の 32(4)に言及されている事項

(3) 知的財産権法改正(レベルを引き上げる改正)2013 年規則(第 1 号)に係わる附則 4 の項目 14 によってなされる本規則の改正は，次の告発事項に関して適用される：
(a) 2013 年 4 月 15 日以降に，登録特許弁護士に対してなされ，かつ，
(b) 重大な違法行為が侵されていることについて主張しているもの。

(4)　知的財産権法改正(レベルを引き上げる改正)2013 年規則(第 1 号)に係わる附則 6 の第 2 部の項目によってなされる本規則の改正は，次の表に記載されているとおりに適用される。

経過規定

項目	第 1 欄 次によってなされる改正は：	第 2 欄 次に関連して適用される：
1	項目 5	2012 年知的財産権法改正(レベルを引き上げる改正)法に係わる附則 6 の 133(2)に言及されている事項
2	項目 6	2012 年知的財産権法改正(レベルを引き上げる改正)法に係わる附則 6 の 133(1)に言及されている事項
3	項目 7	2012 年知的財産権法改正(レベルを引き上げる改正)法に係わる附則 6 の 133(4)に言及されている事項
4	項目 8	審査請求が 2013 年 4 月 15 日以降になされる標準特許の完全出願
5	項目 9 から 12 まで	2012 年知的財産権法改正(レベルを引き上げる改正)法に係わる附則 6 の 133(2)に言及されている事項
6	項目 13	2013 年 4 月 15 日以降に国内段階へ移行する PCT 出願
7	項目 14 から 18 まで	2012 年的所有権法改正(レベルを引き上げる改正)法に係わる附則 6 の 133(2)に言及されている事項
8	項目 20	2012 年知的財産権法改正(レベルを引き上げる改正)法に係わる附則 6 の 133(2)に言及されている事項
9	項目 21	2012 年知的財産権法改正(レベルを引き上げる改正)法に係わる附則 1 の 55(9)に言及されている事項
10	項目 22	2012 年知的財産権法改正(レベルを引き上げる改正)法に係わる附則 6 の 133(2)に言及されている事項
11	項目 23	2012 年知的財産権法改正(レベルを引き上げる改正)法に係わる附則 1 の 55(9)に言及されている事項
12	項目 24，規則 3.14C	2012 年知的財産権法改正(レベルを引き上げる改正)法に係わる附則 6 の 133(8)に言及されている事項
13	項目 25 及び 26	2012 年知的財産権法改正(レベルを引き上げる改正)法に係わる附則 6 の 133(2)に言及されている事項
14	項目 27	2013 年 4 月 15 日以降に，法律第 44 条(2)に基づいて出される指示
15	項目 28	2012 年知的財産権法改正(レベルを引き上げる改正)法に係わる附則 6 の 133(2)に言及されている事項
16	項目 30	2012 年知的財産権法改正(レベルを引き上げる改正)法に係わる附則 6 の 133(2)に言及されている事項
17	項目 31	2013 年 4 月 15 日以降に国内段階へ移行する PCT 出願

18	項目 36 及び 37	2012 年知的財産権法改正(レベルを引き上げる改正)法に係わる附則 6 の 133(2)に言及されている事項
19	項目 38	次の書類，すなわち： (a) 特許出願に関連し，かつ， (b) 明細書ではないものであって， 2013 年 4 月 15 日前又は以降に提出される書類
20	項目 39	2012 年知的財産権法改正(レベルを引き上げる改正)法に係わる附則 6 の 133(2)に言及されている事項
21	項目 40 及び 41	2012 年知的財産権法改正(レベルを引き上げる改正)法に係わる附則 6 の 133(9)に言及されている事項
22	項目 42	2012 年知的財産権法改正(レベルを引き上げる改正)法に係わる附則 6 の 133(2)に言及されている事項
23	項目 43	2013 年 4 月 15 日以降に，受理官庁へ提出される PCT 出願
24	項目 44	2012 年知的財産権法改正(レベルを引き上げる改正)法に係わる附則 6 の 133(9)に言及されている事項
25	項目 45	2012 年知的財産権法改正(レベルを引き上げる改正)法に係わる附則 6 の 133(2)に言及されている事項
26	項目 47,規則 9A.4(f)	審査請求が 2013 年 4 月 15 日以降になされる出願
27	項目 47,規則 9A.4(g)	2012 年知的財産権法改正(レベルを引き上げる改正)法に係わる附則 6 の 133(12)に言及されている事項
28	項目 48 から 50 まで	2012 年知的財産権法改正(レベルを引き上げる改正)法に係わる附則 6 の 133(2)に言及されている事項
29	項目 51	2012 年知的財産権法改正(レベルを引き上げる改正)法に係わる附則 6 の 133(2)に言及されている事項
30	項目 53	特許願書，完全明細書又はその他の提出書類に係わる補正許可が，2013 年 4 月 15 日以降に付与される出願又は特許
31	項目 54	2012 年知的財産権法改正(レベルを引き上げる改正)法に係わる附則 6 の 133(3)に言及されている事項，ただし，別の取決めが本規則においてなされているものを除く
32	項目 54	次に該当する登録簿訂正に係わる請求： 規則 10.7 に基づいて 4 月 15 日になされた登録簿訂正に係わる請求であったかのように， (a) その請求が，2013 年 4 月 15 日前に公表され， (b) 規則 5.3(5A)に基づいて異議申立を提出するための期間が，2013 年 4 月 15 日前に満了せず， (c) 異議申立書が，2013 年 4 月 15 日前に提出されていないこと
33	項目 55	次のすべて： (a) 2013 年 4 月 15 日直前に，法律の意義の範囲内において，外国籍航空機，外国籍陸上車両又は外国籍船舶であっ

		た航空機，陸上車両及び船舶， (b) 2013 年 4 月 15 日以降に登録される航空機及び船舶， (c) 2013 年 4 月 15 日以降に所有権が獲得される陸上車両
34	項目 56	2012 年知的財産権法改正(レベルを引き上げる改正)法に係わる附則 6 の 133(9)に言及されている事項
35	項目 57	2012 年知的財産権法改正(レベルを引き上げる改正)法に係わる附則 6 の 133(2)に言及されている事項
36	項目 58	2012 年知的財産権法改正(レベルを引き上げる改正)法に係わる附則 6 の 133(15)に言及されている事項
37	項目 61	2012 年知的財産権法改正(レベルを引き上げる改正)法に係わる附則 6 の 133(6)に言及されている事項
38	項目 62，新たな規則 13.4(1)(g)	審査請求が 2013 年 4 月 15 日以降になされる出願
39	項目 62，新たな規則 13.4(1)(ga)	2012 年知的財産権法改正(レベルを引き上げる改正)法に係わる附則 6 の 133(11)に言及されている事項
40	項目 64，新たな規則 13.4(1)(g)についての言及	審査請求が 2013 年 4 月 15 日以降になされる出願
41	項目 64，新たな規則 13.4(1)(ga)についての言及	2012 年知的財産権法改正(レベルを引き上げる改正)法に係わる附則 6 の 133(11)に言及されている事項
42	項目 65 及び 66	2012 年知的財産権法改正(レベルを引き上げる改正)法に係わる附則 6 の 133(2)に言及されている事項
43	項目 67 及び 68	審査請求が 2013 年 4 月 15 日以降になされる出願
44	項目 77，新たな規則 22.22(1)の挿入以外	局長により，2013 年 4 月 15 日以降に，聴聞の通知又は聴聞を受けることの要請が発せられた聴聞
45	項目 78	2013 年 4 月 15 日以降に所定の書類に関して行われる，法律第 226 条(1)において言及されている行為
46	項目 80	2013 年 4 月 15 日以降に国内段階へ移行する PCT 出願
47	項目 81	2012 年知的財産権法改正(レベルを引き上げる改正)法に係わる附則 6 の 133(2)に言及されている事項
48	項目 82	2012 年知的財産権法改正(レベルを引き上げる改正)法に係わる附則 6 の 133(3)に言及されている事項
49	項目 83	2012 年知的財産権法改正(レベルを引き上げる改正)法に係わる附則 6 の 133(2)に言及されている事項
50	項目 84 及び 85	2012 年知的財産権法改正(レベルを引き上げる改正)法に係わる附則 6 の 133(9)に言及されている事項
51	項目 86	審査請求が 2013 年 4 月 15 日以降になされる出願

(5) 知的財産権法改正(レベルを引き上げる改正)2013 年規則(第 1 号)に係わる附則 6 の第 2

部の項目によってなされる本規則の改正は，次の表に記載されているとおり，適用されない。

経過規定

項目	第 1 欄 次の改正は：	第 2 欄 次に適用されない：
1	項目 29	2012 年知的財産権法改正（レベルを引き上げる改正）法に係わる附則 6 の 134(1)に言及されている事項に関して
2	項目 32 から 35 まで	2012 年知的財産権法改正（レベルを引き上げる改正）法に係わる附則 6 の 134(1)に言及されている事項に関して
3	項目 52	2012 年知的財産権法改正（レベルを引き上げる改正）法に係わる附則 6 の 134 に言及されている事項に関して
4	項目 54	それらの事項が，2013 年 4 月 15 日直前に有効な規則 10.7 に従って，2013 年 4 月 15 日前に付与された特許の訂正を妨げる程度まで
5	項目 60	2012 年知的財産権法改正（レベルを引き上げる改正）法に係わる附則 6 の 134 に言及されている事項に関して

(6) 本規則に従って継続して有効な規則 8.3 は，規則 8.3(2)を削除し，かつ，次を挿入することによって改正されている：

「(2) 第 141 条の末尾に次を追加すること：

(3) (2)に関係なく，PCT 出願も，PCT 第 11 条(3)が，PCT 第 24 条(1)(i)に基づく出願に関連して，オーストラリア国内での有効性を停止する場合には，取り下げられたものとみなすべきであること。」

規則 23.37　2015 年知的財産権法改正（TRIPS 議定書及びその他措置）規則によってなされる改正

(1) 2015 年知的財産権法改正（TRIPS 議定書及びその他措置）規則（改正令）の附則 1 によってなされた本規則の改正は，当該附則の施行前又は後に付与された特許に関して適用される。

(2) 改正令の附則の項目 2 から 13 までによってなされた本規則の改正は，次の事項に関して適用される：

(a) 附則の施行後に完全出願がなされる特許

(b) 当該附則が施行される前に出願がなされていた標準特許（1990 年特許法第 44 条に基づく出願について特許願書及び明細書の審査を出願人が求めていなかった場合）

(c) 当該附則が施行される後に付与された革新特許（特許が関係する完全出願がなされていた場合）

(d) 当該附則が施行されるときの後になされる完全特許出願

(e) 当該附則の施行前になされた標準特許の完全出願（1990 年特許法第 44 条に基づく出願について特許願書及び明細書の審査を出願人が求めていなかった場合）

(f) 当該附則が施行される前になされた革新特許の完全出願（出願に関して特許が付与されていなかった場合）

(g) 次の場合，当該附則が施行される前に付与された革新特許：

(i) 1990 年特許法第 101A 条に基づいて特許に関する完全明細書を審査することを局長が決定しておらず,
(ii) 1990 年特許法第 101A 条に基づいて特許に関する完全明細書を審査することを特許権者又は他の者が局長に求めていなかった。
(3) 微生物がいつ所定の寄託機関に寄託されたかを問わず，改正令の附則 5 によって廃止され代替された規則 3.25 が当該附則の施行後になされた請求に関して適用される。
(4) 改正令附則 5 によって挿入された規則 3.25A が，次のとおりなされる標準特許の出願に適用される：
(a) 当該附則の施行後，及び
(b) 当該施行時に出願に関する完全明細書が公衆の閲覧に供されていない場合，当該附則の施行前

第3部　2015年知的財産権法改正法の附則4及び2016年知的財産権法改正(単一経済市場及びその他措置)規則の附則1に関する経過規定

規則23.38　定義

この部において，

「施行日」とは，2015年知的財産権法改正法の附則4の施行日をいう。

「旧規則」とは，施行日直前に有効な本規則をいう。

規則 23.39　人がニュージーランドにおいて特許弁護士としての実務を行うべきでないことをニュージーランド裁判所が決定した場合の登録簿からの名称の削除

(1) 本規則は，法律第199条についてなされたものであり，次の場合に適用する。

(a) 個人が登録特許弁護士であり，

(b) 施行日直前に，当該個人がニュージーランドにおいて特許弁護士として登録されており(当該個人がオーストラリアにおける登録特許弁護士でもあったか否かを問わない)，及び

(c) 当該施行日以後に，ニュージーランド特許局長が次のことを指定管理人に通知した場合：

(i) 当該個人がニュージーランドにおいて特許弁護士としての実務を行うべきでないことをニュージーランド裁判所が決定したこと，

(ii) 裁判所の決定に関する上訴権がすべて消尽している又は消滅していること，及び

(iii) 裁判所の決定の原因となった行動が施行日前に発生したこと。

(2) 指定管理人は，通知を受領した後現実的に可能な範囲で速やかに，当該個人の名称を特許弁護士登録簿から削除しなければならない。

規則23.40　ニュージーランド特許局長からの通知後の特許弁護士の名称の回復

法律第198条(4)(g)に関して，個人の名称が規則23.39に基づいて特許弁護士登録簿から削除された場合は，指定管理人は，当該個人の名称を登録簿に記入することができることをニュージーランド裁判所が決定した旨のニュージーランド特許局長からの書面による通知を受領しているのでない限り，当該個人の名称を登録簿に記入してはならない。

規則23.41　経過：特許弁護士としての登録

(1) 本規則は，人が次の要件を満たす場合に，当該人に関して適用する：

(a) 当該人が(4)に記述された関連するニュージーランドの各試験に合格していること，

(b) 当該人が施行日前にそれらの試験の少なくとも1に合格したこと，

(c) 当該人が施行日から始まる4年の期間の終了前にそれらの試験の残りに合格したこと。

(2) (2015年知的財産権法改正法の附則4の項目82によって影響を受ける)法律第198条(4)の適用上，当該人は，規則20.2，規則20.3，規則20.5，規則20.6，規則20.7及び規則20.8に定める要件の代わりに，(3)に定める要件を満たさなければならない。

(3) 当該人の特許弁護士としての登録申請は，次のとおりでなければならない：

(a) 指定管理人により承認された様式による書面とすること，

(b) 規則20.3(1)(d)，(e)及び(f)に記述された陳述書及び宣言書を伴うこと，

(c) 自らが(1)に記述された要件を満たす旨の当該人が署名した宣言書を伴うこと，及び

(d) 附則7の項目104に記述された手数料を伴うこと。

(4) (1)(a)に関して，関連する試験は，ニュージーランドの 1954 年特許規則第 30 部に基づいてニュージーランド特許局長及びニュージーランド特許弁護士協会理事会が共同で手配し，実施する次の試験である：
(a) 特許及び意匠に関するニュージーランドの法律及び実務の科目に関する試験
(b) 商標に関するニュージーランドの法律及び実務の科目に関する試験
(c) 外国特許法の科目に関する試験
(d) ニュージーランド特許の明細書の作成の科目に関する試験
(e) 特許明細書の解釈及び批評を含め，ニュージーランドにおける特許弁護士実務の科目に関する試験

規則 23.42　一定の懲戒手続の継続：個人
(1) 本規則は，次の場合に適用する。
(a) 施行日前に，旧規則第 20 章第 8 部に基づいて特許及び商標弁護士に関する職業基準委員会により登録特許弁護士に対する懲戒手続が開始されており，及び
(b) その手続が，施行日前に旧規則に基づいて完了していなかった場合。
(2) 2016 年知的財産権法改正(単一経済市場及びその他措置)規則の附則 1 によってなされる改正及び廃止に拘らず，施行日以後，次のとおりとする：
(a) 旧規則第 20 章第 8 部及び第 20 章第 10 部第 2 節は，当該手続に関して引き続き適用し，
(b) 当該手続を実施する特許及び商標弁護士懲戒審判所を構成する者の任命は，当該手続を完了する目的で継続して有効であり，
(c) 大臣は，必要な場合は，旧規則の規則 20.63 又は規則 20.64 に基づいて，それらの複数の規則に記述された状況において，ある者を当該手続の完了目的で任命することができ，及び
(d) 当該手続の目的で，特許及び商標弁護士に関する職業基準委員会についての旧規則第 20 章第 8 部における言及は，トランス・タスマン IP 弁護士委員会についての言及であるとみなされる。

規則 23.43　一定の懲戒手続の継続：法人特許弁護士
(1) 本規則は，次の場合に適用する。
(a) 施行日前に，旧規則第 20A 章第 5 部に基づいて特許及び商標弁護士に関する職業基準委員会により法人特許弁護士に対する懲戒手続が開始されており，及び
(b) その手続が，施行日前に旧規則に基づいて完了していなかった場合。
(2) 2016 年知的財産権法改正(単一経済市場及びその他措置)規則の附則 1 によってなされる改正及び廃止に拘らず，施行日以後，次のとおりとする：
(a) 旧規則第 20 章第 10 部第 2 節及び第 20A 章第 5 部は，当該手続に関して引き続き適用し，
(b) 当該手続を実施する特許及び商標弁護士懲戒審判所を構成する者の任命は，当該手続を完了する目的で継続して有効であり，
(c) 大臣は，必要な場合は，旧規則の規則 20.63 又は規則 20.64 に基づいて，それらの複数の規則に記述された状況において，ある者を当該手続の完了目的で任命することができ，及び
(d) 当該手続の目的で，特許及び商標弁護士に関する職業基準委員会についての旧規則第 20A

章第 5 部における言及は，トランス・タスマン IP 弁護士委員会についての言及であるとみなされる。

規則 23.44　すべての手続の完了時における特許及び商標弁護士懲戒審判所の任命の終了

大臣は，次の何れかの規定に記述されたすべての手続(すべての上訴を含む)が完了したと認めた後現実的に可能な範囲で速やかに，書面をもって，当該手続を実施する特許及び商標弁護士懲戒審判所を構成する者の任命を終了させなければならない：

(a) 規則 23.42(1)，

(b) 規則 23.43(1)，

(c) 1995 年商標規則の規則 22.16(1)，

(d) 1995 年商標規則の規則 22.17(1)。

規則 23.45　経過：特許知識要件の免除

(1) 本規則は，2018 年 1 月 1 日前に，次に該当する申請人に関して適用する：

(a) 教科課程の成果が旧規則の附則 5 に記述された知識要件の成果と同一又は類似である教科課程に合格していること，及び

(b) 十分な水準で教科課程に合格していること。

(2) 2016 年知的財産権法改正(単一経済市場及びその他措置)規則の附則 1 によってなされる附則 5 の改正に拘らず，旧規則の附則 5 は，委員会が規則 20.9 に基づいて申請人に免除を与える決定を下す目的で引き続き適用する。

第4部　2018年知的財産権法改正(生産性委員会回答第1部及びその他措置)規則によってなされる改正

規則23.46　附則2の第2部によってなされる改正

(1)　2018年知的財産権法改正(生産性委員会回答第1部及びその他措置)規則の附則2の第2部によってなされる規則3.2A，規則3.2B，規則3.2C，規則3.4，規則3.5，規則3.5A，規則3.24，規則3.25，規則3.25H，規則9.1，規則9A.1，規則9A.4及び規則13.4の改正は，同部の施行以後に行われる通知に関して適用される。

(2)　2018年知的財産権法改正(生産性委員会回答第1部及びその他措置)規則の附則2の第2部の施行直前に有効な規則3.5は，当該施行以後，当該施行前に規則3.5(4)に基づいて与えられた通知書に関して引き続き適用する。

(3)　2018年知的財産権法改正(生産性委員会回答第1部及びその他措置)規則の附則2の第2部の施行直前に有効な規則3.5Aは，当該施行以後，当該施行前に規則3.5A(2)に基づいて与えられた通知書に関して引き続き適用する。

(4)　2018年知的財産権法改正(生産性委員会回答第1部及びその他措置)規則の附則2の第2部の施行直前に有効な規則3.25は，当該施行以後，当該施行前に規則3.25(3)(a)に基づいて与えられた通知書に関して引き続き適用する。

規則23.47　附則2の第3部によってなされる改正

(1)　2018年知的財産権法改正(生産性委員会回答第1部及びその他措置)規則の附則2の第3部によってなされる規則5.3の廃止は，同部の施行以後に提出された書類又は証拠に関して適用される。

(2)　2018年知的財産権法改正(生産性委員会回答第1部及びその他措置)規則の附則2の第3部によってなされる規則22.12(1)の廃止は，同部の施行以後に与えられた証拠に関して適用される。

(3)　2018年知的財産権法改正(生産性委員会回答第1部及びその他措置)規則の附則2の第3部によってなされる規則22.12(2)の改正は，同部の施行前に同項に基づいて与えられた要求又は許可の有効性に影響を与えない。

(4)　2018年知的財産権法改正(生産性委員会回答第1部及びその他措置)規則の附則2の第3部によってなされる規則22.15の改正は，同部の施行以後に提出された書類に関して適用される。

(5)　2018年知的財産権法改正(生産性委員会回答第1部及びその他措置)規則の附則2の第3部によって挿入される規則22.16Aは，同部の施行以後に提出された証拠に関して適用される。

(6)　2018年知的財産権法改正(生産性委員会回答第1部及びその他措置)規則の附則2の第3部によってなされる附則7の2の表の項目201，項目202及び項目203の改正並びに規則22.2AAの廃止(それらの複数の項目に関する範囲において)は，同部の施行以後に提出された書類に関して適用される。

(7)　2018年知的財産権法改正(生産性委員会回答第1部及びその他措置)規則の附則2の第3部によってなされる附則7の2の表の項目211，項目212及び項目214Aの改正並びに規則22.2AAの廃止(それらの複数の項目に関する範囲において)は，同部の施行以後に納付された

手数料に関して適用される。

規則 23.48　附則 2 の第 5 部によってなされる改正

(1)　2018 年知的財産権法改正(生産性委員会回答第 1 部及びその他措置)規則の附則 2 の第 5 部によってなされる規則 3.1(2)(g)の改正は，同部の施行以後に作成された同号にいう願書に関して適用される。

(2)　2018 年知的財産権法改正(生産性委員会回答第 1 部及びその他措置)規則の附則 2 の第 5 部によってなされる規則 5.26(1)の改正は，同部の施行以後に提出された取下書に関して適用される。

規則 23.49　附則 2 の第 7 部によってなされる改正

(1)　2018 年知的財産権法改正(生産性委員会回答第 1 部及びその他措置)規則の附則 2 の第 7 部によってなされる規則 3.2 の廃止及び代替は，同部の施行以後に法律第 29 条(1)に基づいて提出された特許願書に関して適用される。

(2)　2018 年知的財産権法改正(生産性委員会回答第 1 部及びその他措置)規則の附則 2 の第 7 部によってなされる規則 3.2A の改正は，同部の施行以後に法律第 29 条(1)に基づいて提出された特許願書に関して適用される。

(3)　2018 年知的財産権法改正(生産性委員会回答第 1 部及びその他措置)規則の附則 2 の第 7 部によってなされる規則 3.2B の改正は，同部の施行以後になされた完全出願に関して適用される。

(4)　2018 年知的財産権法改正(生産性委員会回答第 1 部及びその他措置)規則の附則 2 の第 7 部によってなされる規則 3.2C 及び規則 3.18 の改正は，(PCT 出願がいつなされたかを問わず)同部の施行以後の出願人による法律第 29A 条(5)の要件の遵守に関して適用される。

(5)　2018 年知的財産権法改正(生産性委員会回答第 1 部及びその他措置)規則の附則 2 の第 7 部によってなされる規則 3.5AD の改正は，同部の施行以後になされた PCT 出願に関して適用される。

(6)　2018 年知的財産権法改正(生産性委員会回答第 1 部及びその他措置)規則の附則 2 の第 7 部によってなされる規則 10.1 及び規則 10.2 の改正は，同部の施行以後に法律第 104 条(1)に基づいてなされた請求に関して適用される。

(7)　2018 年知的財産権法改正(生産性委員会回答第 1 部及びその他措置)規則の附則 2 の第 7 部によってなされる規則 22.16 の改正は，同部の施行以後に特許局において受領された書類に関して適用される。

第5部　2019年知的財産権法改正(PCT翻訳文及びその他措置)規則によってなされる改正

規則23.50A　附則1によってなされる改正

(1) (2)に従うことを条件として，2019年知的財産権法改正(PCT翻訳文及びその他措置)規則の附則1によってなされる本規則の改正は，当該附則の施行後に提出された翻訳文に関して適用される。

(2) 2019年知的財産権法改正(PCT翻訳文及びその他措置)規則の附則1によってなされる規則3.5AFの改正は，当該附則の施行後に法律第29A条(5)の要件を満たす出願に関して適用される。

規則23.50　附則2の第3部によってなされる改正

2019年知的財産権法改正(PCT翻訳文及びその他措置)規則の附則2の第3部によってなされる規則13.4の改正は，次の事項に関して適用される：

(a) 同部の施行後になされた申請，及び

(b) 当該施行前になされたが，決定されていない申請

第6部　2020年知的財産権法改正(生産性委員会回答第2部及びその他措置)規則によってなされる改正

規則23.51　改正の適用

(1)　2020年知的財産権法改正(生産性委員会回答第2部及びその他措置)規則の附則1の第2部によってなされる規則3.25Eの改正は，同部の施行後になされた請求に関して適用される。

(2)　2020年知的財産権法改正(生産性委員会回答第2部及びその他措置)規則の附則1の第2部によってなされる規則17.1の廃止は，同部の施行前になされた申請に関しては適用されない。

(3)　2020年知的財産権法改正(生産性委員会回答第2部及びその他措置)規則の附則1の第3部によってなされる規則3.25Dの改正は，同部の施行後になされた命令に関して適用される。

(4)　2020年知的財産権法改正(生産性委員会回答第2部及びその他措置)規則の附則1の第3部によってなされる規則12.1の改正は，同部の施行後になされた申請に関して適用される。

(5)　2020年知的財産権法改正(生産性委員会回答第2部及びその他措置)規則の附則1の第4部によってなされる本規則の改正は，同部の施行後に提出された翻訳文に関して適用される。

第 7 部　2020 年知的財産権法改正(手数料金額及びその他措置)規則によってなされる改正

規則 23.52　改正の適用

(1)　2020 年知的財産権法改正(手数料金額及びその他措置)規則によってなされる附則 7 の 2 の表の項目 213 の改正は，特許願書及び完全明細書の受理に関して，当該受理が 2020 年 10 月 1 日以後に行われる場合に適用される。

(2)　2020 年知的財産権法改正(手数料金額及びその他措置)規則によってなされる附則 7 の 2 の表の項目 222A の改正は，許可の付与に関して，当該許可が 2020 年 10 月 1 日以後に請求される場合に適用される。

附則 5　知識要件(規則 20.8)

第 1 部　全体的要件

1. 教科課程は，学生が次の事項について適切な水準に到達することができるように組まれていなければならない。

(a) 学生が特定の活動に対する適用可能な保護の種類について助言を与えることができるような知識及び実際の応用，

(b) 依頼人にとっての，各保護形態の利点の評価，

(c) 依頼人にとって適切な保護を如何に取得し，かつ，維持するかの理解，及び

(d) 必要とされる職業行動基準の理解

第 2 部　知的財産権の法的手続及び概観

2. 教科課程は，学生がオーストラリア及びニュージーランドの法制度について及び知的財産権を如何に保護することができるかについての適切な理解水準に到達することができるように組まれていなければならない。

第 3 部　職業行動

3. 教科課程は，学生が特許弁護士又は商標弁護士の権利，特権及び責任について適切な理解水準に到達することができるように組まれていなければならない。

第 4 部　知的財産権法

4. 教科課程は，学生が商標，特許，意匠及び著作権の原則について適切な理解水準に到達することができるように組まれていなければならない。

第 5 部　知的財産権制度

5. 教科課程は，学生がオーストラリア，ニュージーランド及び外国において商標，特許及び意匠を保護し，実施する制度について適切な理解水準に到達することができるように組まれていなければならない。これには次が含まれる。

(a) 特許明細書を作成する能力，

(b) 明細書の理解，及び

(c) 特許明細書の解釈，有効性及び侵害に関する助言能力

附則７　手数料

１　手数料表　特許弁護士

次の表は，表に記載した事項に関して納付しなければならない手数料を記載している。

項目	事項	手数料（$）
101	委員会が行う試験についての受験許可申請	400
102	委員会が行う追試験の受験承認を求める申請	200
103	委員会が行った試験の不合格理由報告書を求める申請	200
104	特許弁護士登録の申請	350
105	特許弁護士の年間登録	400
106	特許弁護士及び商標弁護士としての兼務登録のために納付する年間登録手数料	600
107	規則 20.29，規則 20.30 又は規則 20.31 に基づく申請	300
108	法人組織の特許弁護士としての登録申請	350
109	法人組織の特許弁護士の年間登録	400
110	法人組織の特許弁護士及び商標弁護士としての兼務登録のために納付する年間登録手数料	600
111	規則 20A.22 により許可された特許弁護士登録簿への回復申請	300

2　手数料表　一般的手数料

次の表は，表に記載した事項に関して納付しなければならない手数料を記載している。

項目	事項	手数料（$）
201	仮明細書を添付した特許願書の提出	
	(a) 推薦手段によるもの	110
	(b) その他の手段によるもの	210
202	完全明細書を添付した革新特許願書の提出	
	(a) 推薦手段によるもの	180
	(b) その他の手段によるもの	380
203	完全明細書を添付した標準特許願書の提出	
	(a) 推薦手段によるもの	370
	(b) その他の手段によるもの	570
204	法律第 45 条に基づいて行われる，PCT 出願のための標準特許の願書及び完全明細書についての審査請求で，特許局がその出願に関する国際予備審査報告書(PCT の規則 44 の 2.1 に基づく報告書以外のもの)を，PCT 第 35 条に基づいて作成した場合の審査請求の提出	300
205	法律第 45 条に基づいて行われる，標準特許の願書及び完全明細書についての審査請求の提出で，項目 204 が適用されないもの	490
206	2013 年 4 月 15 日以降に出願された完全出願の場合，審査の一環として標準特許の特許願書及び完全明細書に関して，局長により指示される調査	950
207	革新特許に関する完全明細書の審査について，革新特許の特許権者が行う法律第 101A 条(b)に基づく請求の提出	500
208	革新特許に関する完全明細書の審査について，革新特許の特許権者以外の者が行う法律第 101A 条(b)に基づく請求の提出	
	(a) 請求人が納付するもの	250
	(b) 特許権者が納付するもの	250
209	出願人に審査請求をするよう指示することを局長に要求する法律第 44 条(3)に基づく請求書の提出	100
210	完全明細書の再審査について，法律第 97 条(2)又は第 101G 条(1)(b)に基づく請求書の提出	800
211	次の周年日に対する法律第 142 条(2)(d)に基づく継続手数料又は法律第 143 条(a)に基づく更新手数料	
	(a) 第 4 周年日	
	(i) 推薦手段で納付される手数料	300
	(ii) 他の手段で納付される手数料	350
	(b) 第 5 周年日	
	(i) 推薦手段で納付される手数料	315
	(ii) 他の手段で納付される手数料	365
	(c) 第 6 周年日	

	(i) 推薦手段で納付される手数料	335
	(ⅱ) 他の手段で納付される手数料	385
	(d) 第 7 周年日	
	(i) 推薦手段で納付される手数料	360
	(ⅱ) 他の手段で納付される手数料	410
	(e) 第 8 周年日	
	(i) 推薦手段で納付される手数料	390
	(ⅱ) 他の手段で納付される手数料	440
	(f) 第 9 周年日	
	(i) 推薦手段で納付される手数料	425
	(ⅱ) 他の手段で納付される手数料	475
	(g) 第 10 周年日	
	(i) 推薦手段で納付される手数料	490
	(ⅱ) 他の手段で納付される手数料	540
	(h) 第 11 周年日	
	(i) 推薦手段で納付される手数料	585
	(ⅱ) 他の手段で納付される手数料	635
	(i) 第 12 周年日	
	(i) 推薦手段で納付される手数料	710
	(ⅱ) 他の手段で納付される手数料	760
	(j) 第 13 周年日	
	(i) 推薦手段で納付される手数料	865
	(ⅱ) 他の手段で納付される手数料	915
	(k) 第 14 周年日	
	(i) 推薦手段で納付される手数料	1,050
	(ⅱ) 他の手段で納付される手数料	1,100
	(l) 第 15 周年日	
	(i) 推薦手段で納付される手数料	1,280
	(ⅱ) 他の手段で納付される手数料	1,330
	(m) 第 16 周年日	
	(i) 推薦手段で納付される手数料	1,555
	(ⅱ) 他の手段で納付される手数料	1,605
	(n) 第 17 周年日	
	(i) 推薦手段で納付される手数料	1,875
	(ⅱ) 他の手段で納付される手数料	1,925
	(o) 第 18 周年日	
	(i) 推薦手段で納付される手数料	2,240
	(ⅱ) 他の手段で納付される手数料	2,290
	(p) 第 19 周年日	

	(i) 推薦手段で納付される手数料	2,650
	(ⅱ) 他の手段で納付される手数料	2,700
	(q) 法律第 76 条に基づいて標準特許の存続期間の延長が認可された場合	
	(i) 第 20 周年日,推薦手段で納付される手数料	4,000
	(ⅱ) 第 20 周年日,他の手段で納付される手数料	4,050
	(ⅲ) 第 21 周年日,推薦手段で納付される手数料	5,000
	(ⅳ) 第 21 周年日,他の手段で納付される手数料	5,050
	(v) 第 22 周年日,推薦手段で納付される手数料	6,000
	(vi) 第 22 周年日,他の手段で納付される手数料	6,050
	(vii) 第 23 周年日,推薦手段で納付される手数料	7,000
	(viii) 第 23 周年日,他の手段で納付される手数料	7,050
	(ix) 第 24 周年日,推薦手段で納付される手数料	8,000
	(x) 第 24 周年日,他の手段で納付される手数料	8,050
	加えて，手数料が当該周年日以前に納付されないが，周年日後 6 月以内に納付された場合	周年日と手数料納付日の間の期間における各月又は月の一部に対して 100
212	次の周年日に対する，法律第 143A 条(d)に基づく更新手数料	
	(a) 第 2 周年日	
	(i) 推薦手段で納付される手数料	110
	(ⅱ) 他の手段で納付される手数料	160
	(b) 第 3 周年日	
	(i) 推薦手段で納付される手数料	110
	(ⅱ) 他の手段で納付される手数料	160
	(c) 第 4 周年日	
	(i) 推薦手段で納付される手数料	110
	(ⅱ) 他の手段で納付される手数料	160
	(d) 第 5 周年日	
	(i) 推薦手段で納付される手数料	220
	(ⅱ) 他の手段で納付される手数料	270
	(e) 第 6 周年日	
	(i) 推薦手段で納付される手数料	220
	(ⅱ) 他の手段で納付される手数料	270
	(f) 第 7 周年日	
	(i) 推薦手段で納付される手数料	220
	(ⅱ) 他の手段で納付される手数料	270

	加えて，手数料が当該周年日以前に納付されないが，周年日後 6 月以内に納付された場合	周年日と手数料納付日の間の期間における各月又は月の一部に対して 100
213	法律第 49 条に基づく特許願書及び完全明細書の受理	250
	(a) 受理に関して，及び	(a) 250
	(b) 受理に際し，明細書に 20 を超えるクレームが含まれている場合	(b) 20 を超え，30 以下の各クレームに対して 125 (c) 30 を超える各クレームに対して 250
214	法律第 17 条，第 32 条又は第 36 条又は法律第 191A 条(2)に基づく申請書又は請求書の提出	600
214A	法律第 29A 条(5)(b)に基づく PCT 出願の国内段階記入	
	(a) 推薦手段で納付される手数料	370
	(b) 他の手段で納付される手数料	570
215	ブダペスト条約の規則 11.3(a)にいう証明書を求める，規則 3.25(1)に基づく請求書の提出	600
216	規則 5.4，規則 5.6 又は規則 5.10 に基づく異議申立書の提出	600
218	期間延長を求める規則 5.9(1)に基づく申請書の提出	延長を求める各月又は月の一部に対して 500
222	次の補正許可を求める請求書の提出 (a) 審査請求を提出する前又は完全明細書が受理された後に，標準特許出願に関する完全明細書，又は (b) 標準特許に関する完全明細書	250
222A	標準特許又は標準特許出願に関し，完全明細書が受理された後に，完全明細書を補正する許可の付与であって， (a) 補正提案された完全明細書に 20 を超えるクレームが含まれている場合 (b) 補正提案が完全明細書中のクレーム数を増加させる効果を有すると思われる場合	(b)に述べる通り生じる追加クレーム各々につき 250
223	革新特許の特許願書を標準特許の特許願書にする補正許可を求める請求書の提出	190
224	革新特許に関する完全明細書の補正許可を求める請求書の提出 (a) 特許付与後で審査請求前に提出する場合，又は (b) 特許が証明された後にする場合	250

226	法律第 223 条(2)(a)に記載した理由に基づき，法律第 223 条(2)に基づいてする期間延長申請書の提出	延長を求める各月又は月の一部に対して 100
227	法律第 223 条(2)(b)に記載した理由に基づき，法律第 223 条(2)に基づいてする期間延長申請書の提出	100
228	法律第 223 条(2A)に基づいてする期間延長申請書の提出	延長を求める各月又は月の一部に対して 100
230	聴聞を求める請求書の提出	600
231	本人又は他の手段による口頭審理への出頭及び聴取	
	(a) 最初の日に関して	1,000 からその聴聞に関する項目 230 に基づく支払済み金額を控除したもの
	(b) 2 日以上にわたり聴聞が続く場合	最初の日後，各日又は日の一部に対して 1,000
231A	聴聞又は聴聞のための要請の通知が交付された後意見書が提出された場合における，意見書に基づく聴聞	600 からその聴聞に関する項目 230 に基づく支払済み金額を控除したもの
233	単一特許又は単一特許出願の書類の写し 3 通以下の供給を求める請求	各書類に対して 50
234	単一特許又は単一特許出願の書類の写し 4 通以上の供給を求める請求	各書類に対して 200
235	233 及び 234 において速達を求める請求	各書類に対して 20
236	国際型調査のための規則 3.14A に基づく請求書の提出	950
236A	法律第 43A 条(1)に基づく特許願書及び完全明細書に関する局長による予備調査及び意見	950
238	標準特許の存続期間の延長認可を求める法律第 70 条(1)に基づく申請	2,000

3　手数料表　国際出願のための一般的手数料

次の表は，表に記載した事項に関して納付しなければならない手数料を記載している。

項目	事項	手数料（$）
301	PCT の規則 14 に基づく送付手数料	200
302	PCT の規則 16 に基づく調査手数料	2,200
303	PCT 第 17 条(3)(a)に基づく追加調査手数料	2,200
304	PCT の規則 58 に基づく予備審査手数料	
	(a) 国際調査報告書が，国際出願に関して特許局から交付される場合	590
	(b) その他の場合	820
305	PCT 第 34 条(3)(a)に基づく追加の国際予備審査手数料	590
306	PCT の規則 44.3(b)又は規則 71.2(b)による文献の写し	50
308	PCT の規則 26 の 2 に基づく優先権回復請求の処理手数料	200

4　手数料表　国際事務局のために納付する手数料

次の表は，表に記載した事項に関して納付しなければならない手数料を記載している。

項目	事項	手数料
401	国際出願手数料 (PCT の規則 15.2)	1,330 スイス・フラン及び 30 枚を超える国際出願用紙 1 枚ごとに 15 スイス・フラン
402	取扱手数料 (PCT の規則 57.2)	200 スイス・フラン
減額		
403	実施細則に定める通り，国際出願が次のようになされた場合は，国際出願手数料は下記の金額を減額される。	
	(b) 電子方式により，願書が文字コード・フォーマットの場合	200 スイス・フラン
	(c) 電子方式により，願書，説明，クレーム及び要約が文字コード・フォーマットの場合	300 スイス・フラン
404	国際出願手数料(該当する場合は，項目 403 に基づいて減額されたもの)及び取扱手数料は，PCT の附則(手数料)の第 5 項に従って減額される。	

附則８　費用，経費及び手当

第１部　費用

第１欄 項目	第２欄 事項	第３欄 金額（＄）
1	異議申立書	200
2	理由及び明細についての陳述書	750
3	理由及び明細についての陳述書の受領及び精査	500
4	裏付け証拠	1,500
5	異議申立書の受領及び精査	200
6	裏付け証拠の受領及び精査	750
7	答弁証拠	1,500
8	答弁証拠の受領及び精査	750
9	弁駁証拠	750
10	弁駁証拠の受領及び精査	350
11	聴聞事件についての準備	1,000
12	助言を与えない登録特許弁護士又は事務弁護士の聴聞への出席	260／時間，ただし 1170／日を超えない。
13	助言を与える登録特許弁護士又は事務弁護士の聴聞への出席	200／時間，ただし 900／日を超えない。
14	聴聞出席に関する助言手数料	300／時間，ただし 1350／日を超えない。

第 2 部　経費及び手当

第 1 節　経費

1. 局長又は懲戒審判所に対する手続に関して本規則に定める手数料を納付した者は，その手数料の金額の支払を受けることができる。

2. 局長又は懲戒審判所に対する手続に出頭した者には，次の手当が支払われなければならない。

(a) その者の通常の居住場所と前記目的で出頭する場所との間の移動に対する適切な金額の手当，及び

(b) その者が通常の居住場所から離れて宿泊する必要がある場合－食事及び宿泊のための，日額＄700 を限度とする適切な金額の手当

第 2 節　手当

3. 専門的，科学的又はその他の特別な技量又は知識を理由として，局長又は懲戒審判所の前に証人として出頭するよう命じられた者には，次の金額が支払われなければならない。

(a) その者が，その職業において賃金，給与又は手数料による報酬を受けている場合－前記目的で出頭するために，その者に支払われなくなる賃金，給与又は手数料に等しい金額，又は

(b) 前記以外の場合－その者の出頭日 1 日につき，＄140 以上，＄700 以下の金額

4. 3 にいう証人以外の証人として局長又は懲戒審判所の前に出頭するよう命じられた者には，次の金額が支払われなければならない。

(a) その者が，その職業において賃金，給与又は手数料による報酬を受けている場合－前記目的で出頭するために，その者に支払われなくなる賃金，給与又は手数料に等しい金額，又は

(b) 前記以外の場合－その者の出頭日 1 日につき，＄80 以上，＄130 以下の金額